佐伯市津波防災地域づくり推進計画

－目　次－

序　章　推進計画の策定に当たって

序-１　計画策定の背景 1
序-２　計画策定の目的 2
序-３　計画策定の経緯 2

第１章　佐伯市の現状とこれまでの取組

１-１　佐伯市の地域特性 3
１-２　上位関連計画 20
１-３　佐伯市におけるこれまでの地震・津波防災対策 26

第２章　想定される地震・津波被害

２-１　過去の地震・津波記録 40
２-２　想定される地震・津波災害 42

第３章　津波防災地域づくりの課題

３-１　課題の抽出（地域別） 46
３-２　課題のまとめ 57

第４章　推進計画区域

４-１　推進計画区域について 64
４-２　推進計画区域の設定 64
４-３　推進計画の期間 65

第５章　津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針

５-１　津波防災地域づくりの基本方針 66
５-２　推進計画の実現に向けた取組方針 67
５-３　浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備 68

第６章　津波防災地域づくりの取組施策

６-１　取組施策の方向性 69
６-２　取組施策 70
６-３　津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務 74

第７章　推進計画の進め方

７-１　推進計画の進捗管理 94
７-２　都市計画マスタープランとの調和 94

【巻末資料】

佐伯市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿
津波避難のためのタイムライン、事業実施箇所図

序章　推進計画の策定に当たって

序-1 計画策定の背景

平成 23 年３月 11 日に三陸沖を震源域として発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）では、想定を遥かに超える大津波が発生し、東北地方から関東地方の太平洋沿岸部の広範囲において甚大な被害が発生しました。

東日本大震災の経験を踏まえ、津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な津波防災地域づくりを総合的に推進するため、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」が成立・施行されました。

また、内閣府は、平成 24 年３月に南海トラフ巨大地震における津波浸水想定結果を公表しました。

それらを受け、大分県では、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成 25 年２月に「大分県津波浸水予測調査報告」、３月に「大分県地震津波被害想定調査報告」、９月に「大分県津波避難計画策定指針」を公表しました。

一方、本市では、平成 26 年３月に本市が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されたことを受け、平成 27 年２月に「佐伯市地域防災計画（地震・津波対策編）」を一部改定しました。

このような状況を踏まえ、本市では、津波防災地域づくりを総合的に推進するため「佐伯市津波防災地域づくり推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

序-2 計画策定の目的

本計画は、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想により、地域活性化の観点も含めた本市の総合的な地域づくりの中で、津波防災地域づくりを推進するための計画です。

そのため、本計画は、国が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえるとともに、市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和を図りながら作成しています。また、佐伯市総合計画や地域防災計画等の上位関連計画との連携を図ることとしています。

さらに、本計画の策定後は、自助・共助・公助の一層の連携を図るとともに、本計画の評価・検証を継続して行い、将来にわたって安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくこととしています。

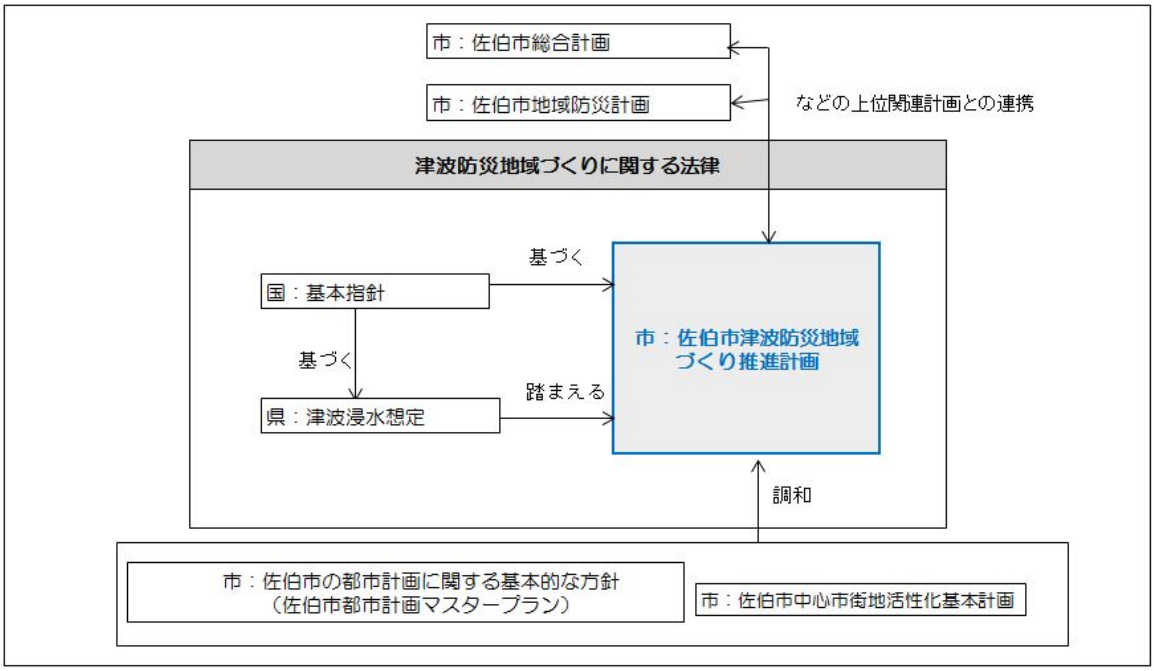

図　本計画の位置づけ

序-3 計画策定の経緯

本計画の策定に際しては、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「佐伯市津波防災地域づくり推進協議会」を設置し、対象区域や基本的な方針、取組施策等について検討を行いました。

表　計画策定の経緯

	時　期	内　容
第１回協議会の開催	H29.5.18	地震津波被害想定、課題の抽出
第２回協議会の開催	H29.8.4	計画区域、期間、基本方針等
第３回協議会の開催	H30.1.12	計画素案
パブリックコメントの実施	H30.2.1 ～3.5	市民意見の募集
第４回協議会の開催	H30.3.13	計画案の承認

第１章　佐伯市の現状とこれまでの取組

本章では、本市の地域特性や上位計画等に示されたまちづくりの将来像、本市がこれまで取り組んできた地震・津波対策について整理し、本市の津波防災地域づくりの前提となる現状について整理します。

1-1 佐伯市の地域特性

1-1-1 位置

本市は大分県南東部に位置し、北は津久見市、臼杵市、豊後大野市、南は宮崎県に接しています。東部の佐伯湾、南東部の日向灘沿いの海岸線の延長は約 269ｋｍを有し、日豊海岸国定公園及び豊後水道県立自然公園に指定される風光明媚なリアス海岸が広がっています。一方、西部は標高 1,500m前後の山々が分布し、山岳や渓谷が連なる景観に恵まれた地形となっています。

平成 17 年（2005 年）３月３日に、佐伯市・上浦町・弥生町・本匠村・宇目町・直川村・鶴見町・米水津村・蒲江町が合併し、佐伯市として市制を施行したことにより、市域総面積が 903.11ｋ㎡（県土面積の 14.25%）となり、九州一広い市域面積をもつ市となりました。

また、重要港湾「佐伯港」を擁し、県下で最も早く工業都市として発展してきたことから、佐伯市、臼杵市、津久見市から構成される「県南連携都市圏」においては、中核的な拠点都市としての役割を担っています。

1-1-2 歴史

本市は、中世から江戸期において様々な文化を開花させた都市で、慶長 6 年（1601 年）に毛利高政が鶴屋城を築き、２万石の城下町を形成しました。市内には、城山に残る三の丸櫓門や城跡を示す石垣、文学の碑などが点在しており、中心市街地の武家屋敷、歴史と文学のみちなどは「城下町佐伯」の面影を現代に継承しています。

一方で、「城下町佐伯」の面影を残す中心市街地一帯は、一級河川番匠川の沖積平野であることから、津波による浸水に加え、地震による液状化の発生も懸念されます。また、上浦から蒲江までの海岸部は、典型的なリアス海岸で急峻な丘陵地が海岸線に迫っていることから、地震による土砂災害や津波による被害が懸念されます。また、国指定文化財である狩生鍾乳洞や国登録文化財である旧佐伯海軍航空隊掩体壕などがこの海岸沿いに位置しています。

図 1-1　地形の変遷（佐伯市中心市街地）

出典：地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院）

1-1-3 人口

平成２７年（2015年）の人口は、72,211 人と昭和 55 年（1980 年）からの 35 年間で 25.2%減少しています。特に、都市計画区域外において人口減少が進んでいます。

高齢化率は、平成 27 年（2015 年）で 36.8%となっており、大分県全体の 30.2%や全国の 26.3%よりも著しく高くなっています。

本市の年齢別人口の経年変化をみると、いずれの調査年も 20 歳～24 歳の人口が落ち込んでおり、進学・就職等で本市を離れていることがうかがえます。

また、30 歳代以降の人口構成の経年変化を見ると、平成 2 年（1990 年）、平成 12 年（2000 年）、平成 22 年（2010 年）と横すべりしているような形状になっており、平成 2 年に 30 歳代で定住した人口がそのまま高齢化していると推察されます。平成 27 年（2015 年）の年齢別人口をみると、最も多い年代が 65 歳～69 歳、ついで 60 歳～64 歳となっています。

また、国勢調査による人口密度は、中江川から国道 217 号沿線にかけての中心市街地や鶴岡地区などの低地部で高くなっています。

本市の高齢者数や高齢化率は今後も増加する見込みであるとともに、人口が集中している中心市街地が津波浸水想定区域となっていることから、地震・津波対策において留意する必要があります。

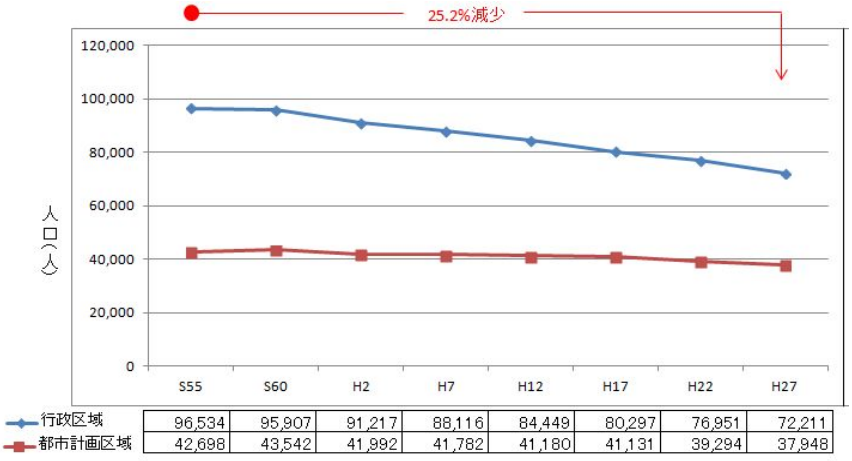

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
行政区域	96,534	95,907	91,217	88,116	84,449	80,297	76,951	72,211
都市計画区域	42,698	43,542	41,992	41,782	41,180	41,131	39,294	37,948

図 1-2　人口の推移

出典：国勢調査

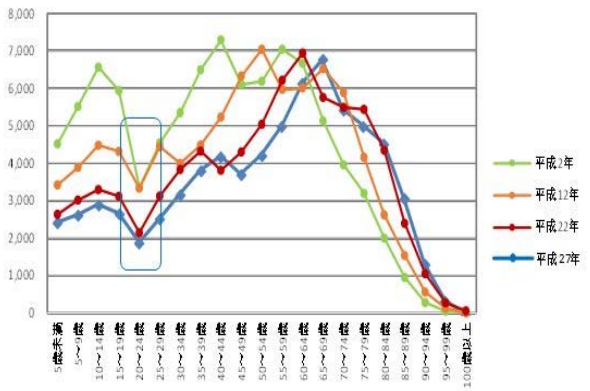

図 1-3　年齢別人口

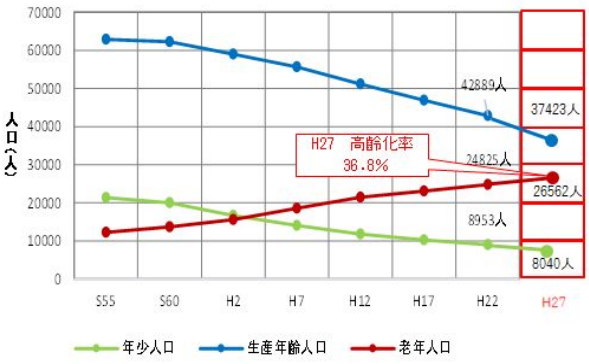

図 1-4　年齢３区分人口の推移

出典：国勢調査

図 1-5 人口密度（沿岸部全域）

図 1-6　65 歳以上の割合

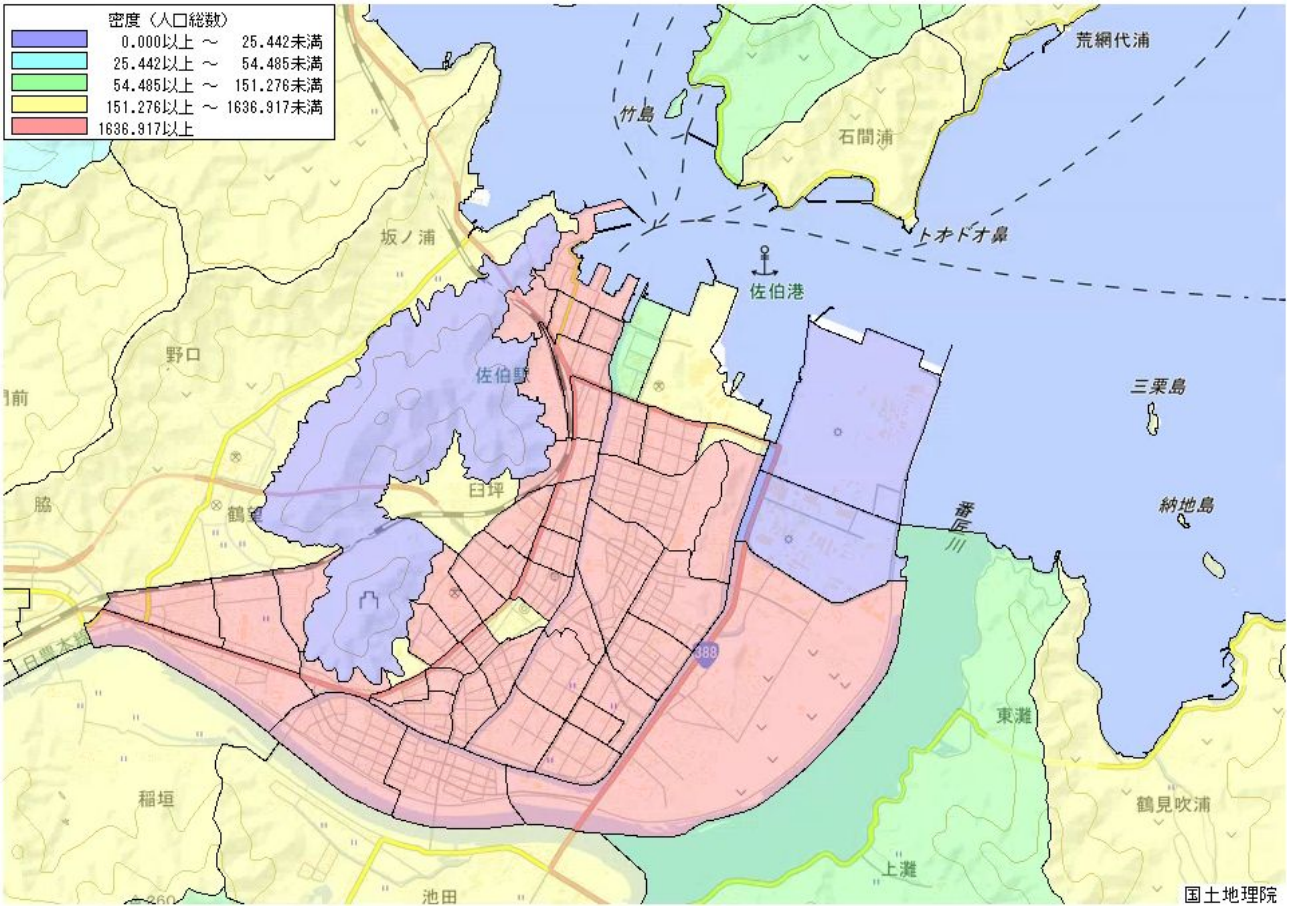

図 1-7　人口密度（市内中心部）※人口密度＝1k ㎡当たりの人数

出典:H27 国勢調査

ここでは、きめ細かい津波防災地域づくりの方針検討と、将来にわたる継続的なソフト防災の取組を念頭に、津波被害が懸念される沿岸の地区別単位での人口及び世帯数の特性について整理します。

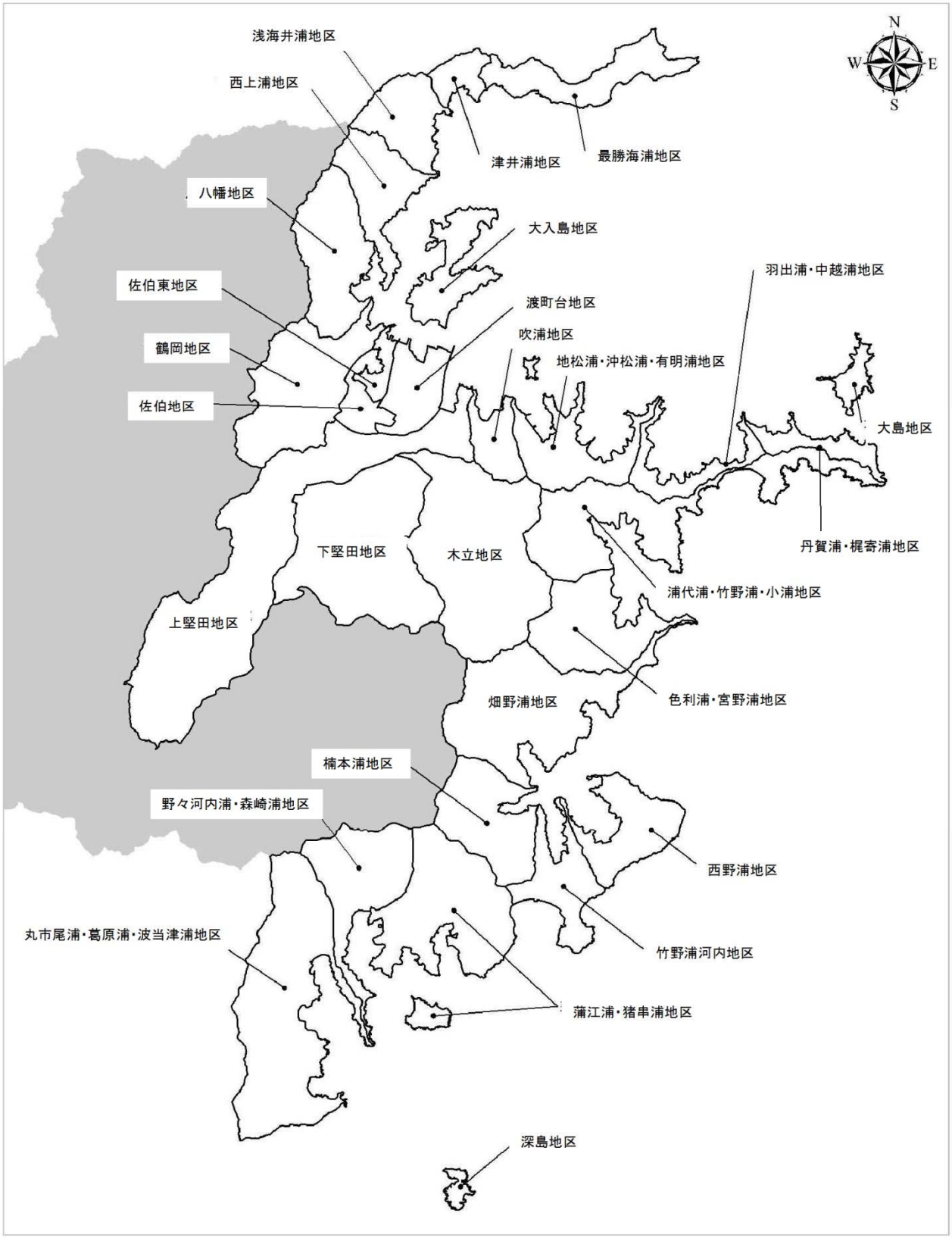

図 1-8　津波浸水域地区割図

人口は、渡町台地区が 10,921 人で最も多く、次いで鶴岡地区が 9,875 人、佐伯地区が 6,040 人となっています。中心市街地に人口が集中しており、人口規模に応じた地震・津波対策に留意する必要があります。

高齢化率をみると、人口が多い渡町台地区や鶴岡地区、佐伯地区は高齢化率が低く、大島地区（78.7%）や大入島地区（64.4%）、羽出浦・中越浦地区（57.3%）など、離島部や半島部を中心に高齢化率が高くなっています。

表 1-1　人口・高齢化率・世帯数

	人口（人）	年齢3区分（人）			高齢化率	世帯数（世帯）
		0～14 歳	15～65 歳	65 歳以上		
最勝海浦地区	602	19	279	304	50.5%	305
津井浦地区	553	42	261	250	45.2%	259
浅海井浦地区	820	52	387	381	46.5%	403
西上浦地区	1,064	58	484	522	49.1%	551
八幡地区	3,119	250	1,526	1,343	43.1%	1,482
鶴岡地区	9,875	1,329	5,602	2,944	29.8%	4,416
大入島地区	735	19	243	473	64.4%	401
佐伯地区	6,040	767	3,341	1,932	32.0%	2,848
佐伯東地区	3,976	436	2,109	1,431	36.0%	2,009
渡町台地区	10,921	1,602	6,411	2,908	26.6%	4,936
上堅田地区	4,870	602	2,547	1,721	35.3%	2,099
下堅田地区	2,778	277	1,483	1,018	36.6%	1,247
木立地区	1,747	144	881	722	41.3%	787
吹浦地区	622	53	335	234	37.6%	259
地松浦･沖松浦･有明浦地区	1,816	146	893	777	42.8%	890
羽出浦･中越浦地区	300	11	117	172	57.3%	178
丹賀浦･梶寄浦地区	222	11	87	124	55.9%	116
大島地区	127	0	27	100	78.7%	81
浦代浦･竹野浦･小浦地区	1,061	102	529	430	40.5%	494
色利浦･宮野浦地区	902	47	445	410	45.5%	412
畑野浦地区	1,405	86	701	618	44.0%	609
楠本浦地区	416	23	164	229	55.0%	210
竹野浦河内地区	803	75	351	377	46.9%	375
西野浦地区	839	56	405	378	45.1%	378
蒲江浦･猪串浦地区	2,284	177	1,061	1,046	45.8%	1,092
深島地区	28	1	14	13	46.4%	19
野々河内浦･森崎浦地区	590	41	347	202	34.2%	239
丸市尾浦･葛原浦･波当津浦地区	629	51	299	279	44.4%	306

住民基本台帳 H29 年 3 月末現在

1-1-4 交通

本市は、福岡県北九州市を起点に大分県及び宮崎県を通り鹿児島県鹿児島市に至る国道 10 号と、大分市から津久見市の沿岸を通り本市に達する国道 217 号、本市を起点に蒲江地域を経由して宮崎県延岡市に達する国道388号及び延岡市から大分県豊後大野市犬飼町に至る国道326号の４つの国道を主軸とし、これらと直結する県道と市道によって道路網を形成しています。

また、国道 217 号をはじめ、国道 388 号や主要地方道、県道の主要幹線道路は、緊急輸送路として指定されています。

平成 27 年（2015 年）３月には、東九州自動車道が開通し、広域的な連携を図ることで、災害時における代替路としての機能も期待されています。

しかし、国道 217 号や東九州自動車道蒲江インターチェンジ周辺は津波浸水想定区域に位置しているため、津波により浸水した場合、広域的な交通網が長期にわたり途絶する可能性があります。

図 1-9　広域道路網図

図 1-10　緊急輸送道路

出典：大分県緊急輸送道路ネットワーク計画図から抜粋

1-1-5 産業

（1）事業所・就業人口

平成 26 年（2014 年）の産業大分類別事業所数をみると、卸売業・小売業が 25%で最も多く、次いで宿泊業･飲食サービス業が 11.7%、生活関連サービス業・娯楽業が 10.6%、建設業が 9.9%、製造業が 9.0%となっています。

事業所数を 500m メッシュ単位でみると、中江川から国道 217 号沿線にかけての中心市街地の低地部に事業所が集中しており、これらの地域は津波浸水想定区域となっていることから、地震・津波対策において留意する必要があります。蒲江や鶴見でも事業所が多い地域があります。

平成 27 年（2015 年）における産業大分類別就業人口をみると、医療福祉が 17.1%で最も多く、次いで製造業が 16.7%、卸売・小売業が 15.5%、建設業が 9.1%などとなっています。

全産業における従業者数を 500mメッシュ単位でみると、事業所の分布状況と同様に、中江川から国道 217 号沿線にかけての低地部の中心市街地に就業人口が集中しており、地震・津波対策において留意する必要があります。蒲江や米水津でも従業者数の多い地域があります。

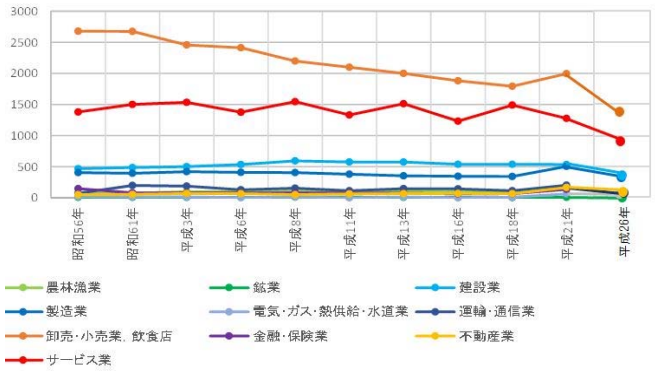

図 1-11　産業大分類別事業所数の推移

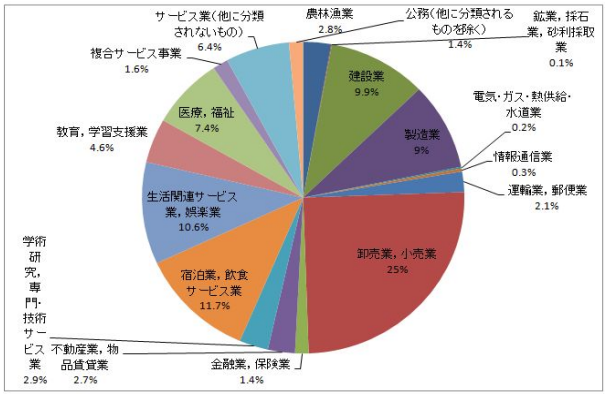

図 1-12　産業大分類別事業所数（H26）

出典：H26 年経済センサス基礎調査結果

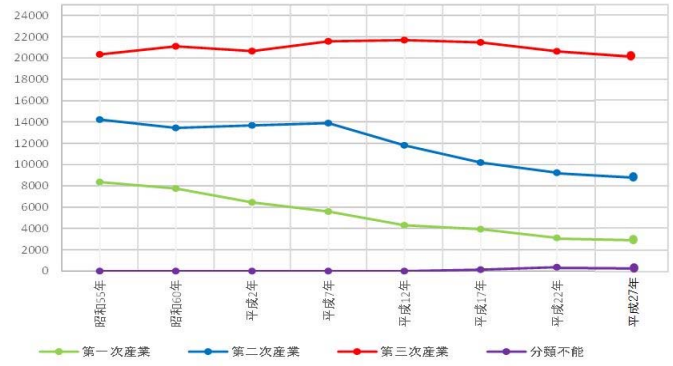

図 1-13　産業大分類別就業者数の推移

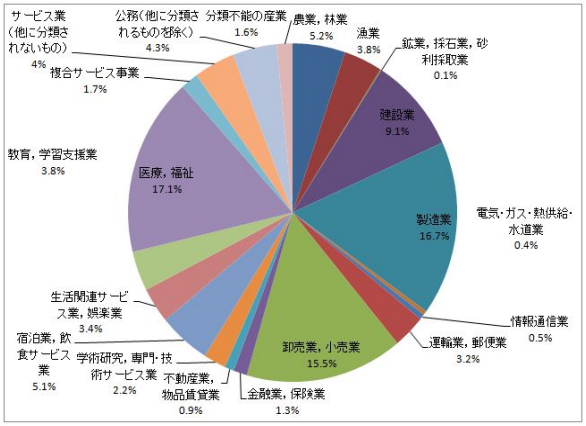

図 1-14　産業大分類別就業人口（H27）

出典：国勢調査

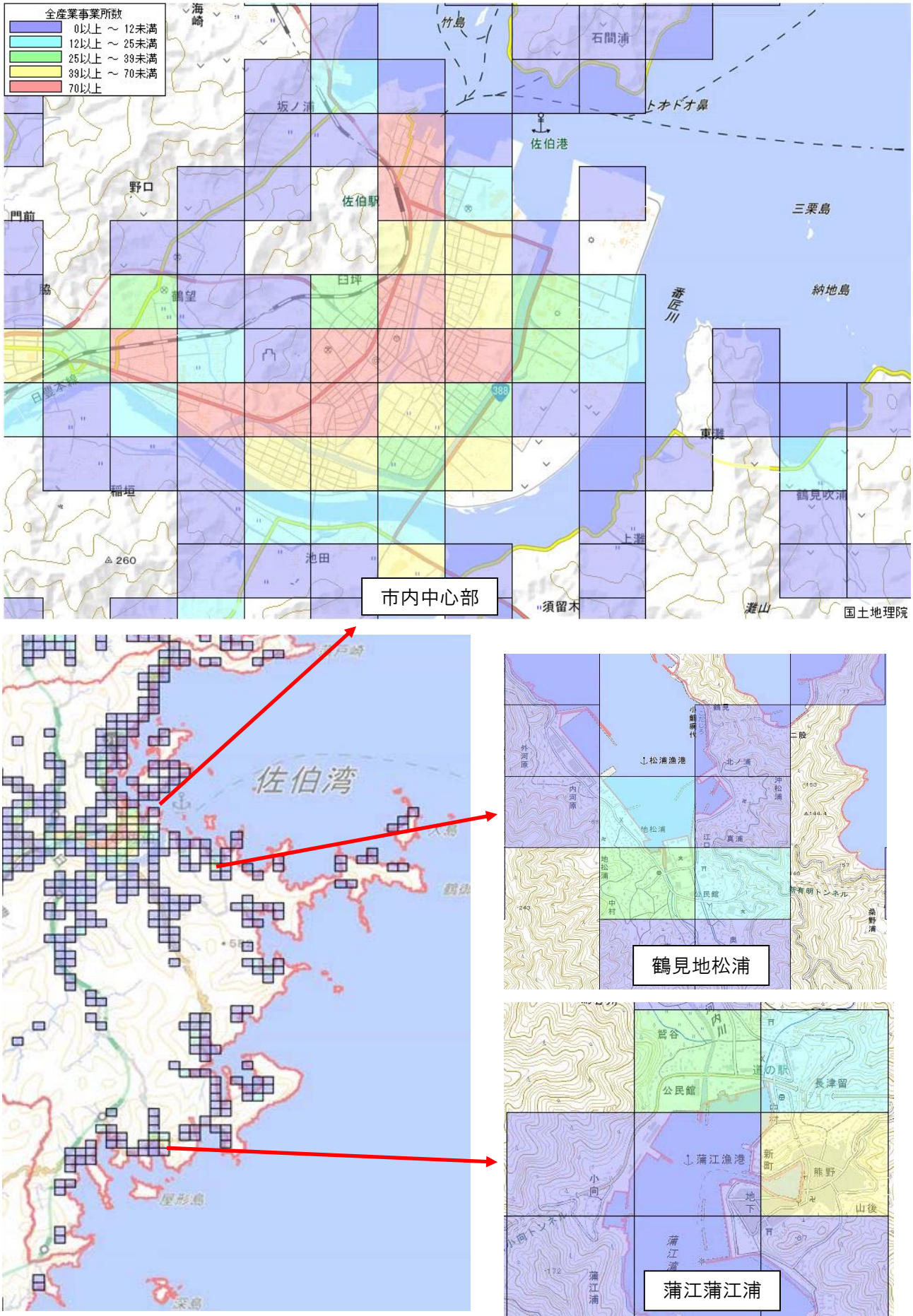

図 1-15　500mメッシュにおける事業所数　　出典：平成 26 年経済センサス

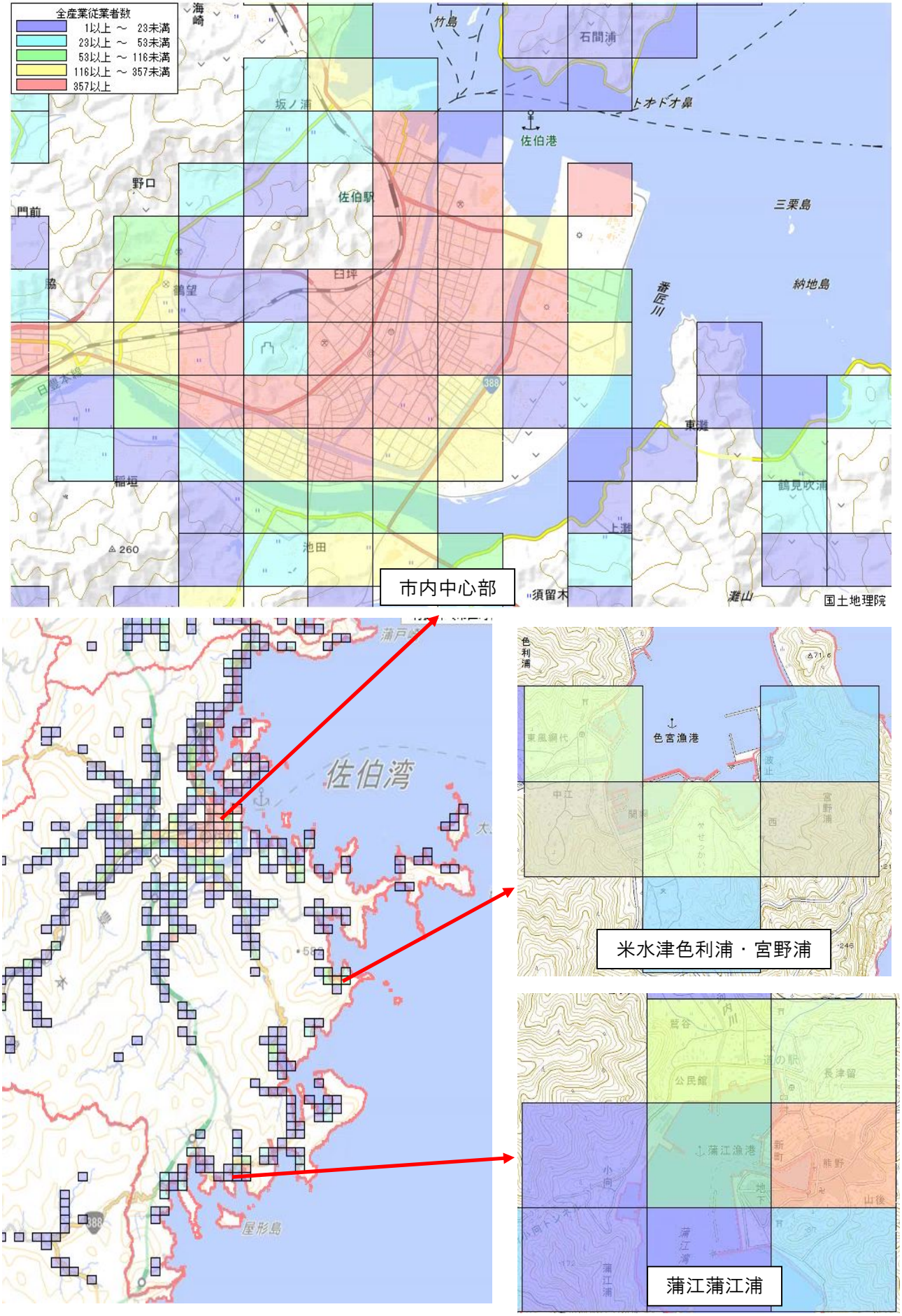

図 1-16　500mメッシュにおける全産業従業者数　　出典：平成 26 年経済センサス

（2）工業

平成 25 年（2013 年）現在の製造業事業所数は 169 事業所、従業者数は 4,290 人、製造品出荷額は約 1,007 億円となっており、平成 14 年（2002 年）からの推移を見ると、事業所数と従業者数は減少しているものの、製造品出荷額等は近年増加に転じています。

業種別の製造品出荷額等をみると、平成 25 年（2013 年）は輸送機器や化学、食料品、はん用機械などの占める割合が高くなっています。

なお、本市の主力業種である船舶等の輸送用機械器具製造は、おおむね臨海部に立地しているため、地震・津波対策において留意する必要があります。

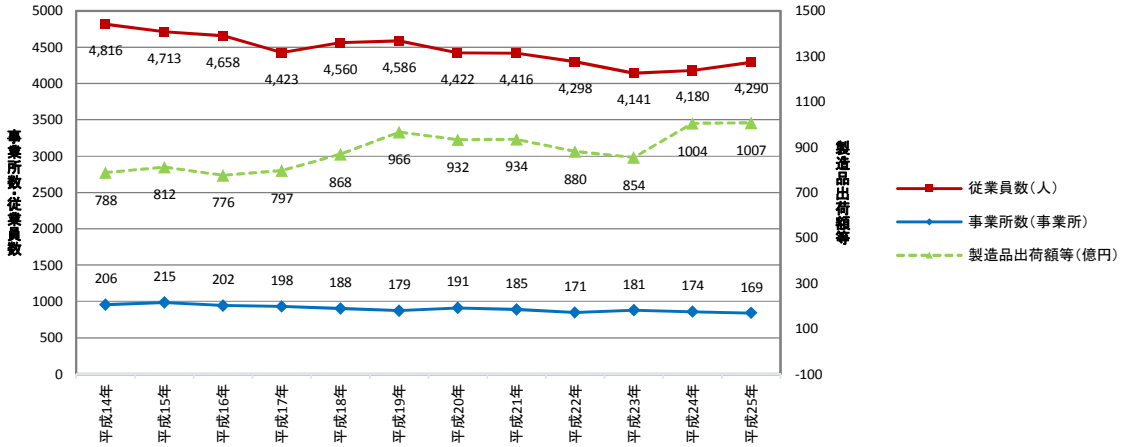

図 1-17　製造業事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移（従業員 4 人以上の事業所）

出典：H14～22 佐伯市都市計画マスタープラン/H23～25 工業統計調査

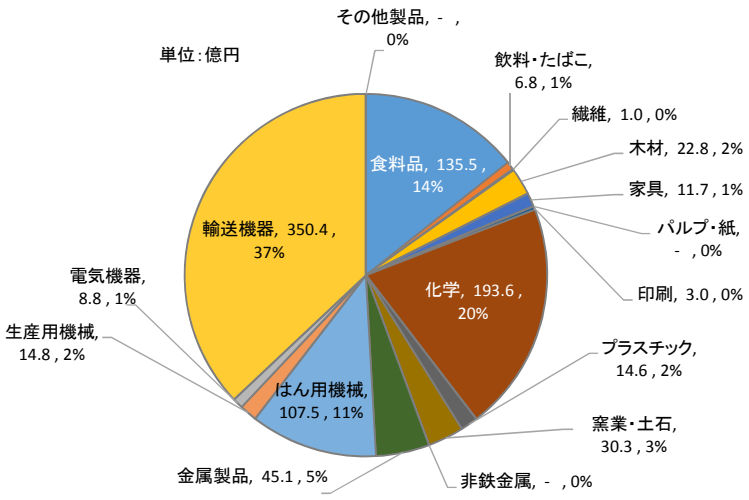

図 1-18　産業中分類別製造業の製造品出荷額等の構成比（H25）

出典：工業統計調査

（3）水産業

本市の海岸はリアス海岸であり、面する豊後水道は黒潮と瀬戸内海の寒流がぶつかる屈指の好漁場となっています。

平成 27 年（2015 年）の水産物水揚量は 39,622ｔと、大分県全体の約 66%を占め、県内第一位の水揚量となっています。特に、養殖ぶり類と養殖ひらめの収穫量は、全国有数の産地となっています。

そのため、南海トラフ巨大地震によって津波が発生した場合、海岸部の漁業関連施設や養殖施設等に甚大な被害が生じる可能性が高く、地震・津波対策において留意する必要があります。

図 1-19　水産物水揚量（H27）

図 1-20　養殖魚種別収穫量（H27）

出典:H27 海面漁業生産統計調査(農林水産省)

佐伯市には、合計で
37 の漁港があります。
そのうち、市で管理している漁港は 35 港、
県で管理している漁港は
２港となっています。

←図 1-21
大分県漁港管内図から抜粋

（4）観光

本市は、日豊海岸国定公園、豊後水道県立自然公園の指定を受けた複雑なリアス海岸等の優れた景勝地を有し、県外を含め多くの釣り客で賑わう浦エリアがあるほか、山間部の里エリアでは、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに登録されるなど、幅広い自然を活かした観光・レクリエーション拠点の一つとなっています。

また、市街地内の街エリアにある、城山と武家屋敷の街並みなどの歴史・文化的遺産は、本市の魅力の一つでもあります。

特に、市内に点在する道の駅・里の駅は、海、山、川の産品が豊富に揃い、季節ごとに獲れる食材を郷土料理として味わうことができ、各地域の特色を活かした人気スポットとなっています。

このように本市には、街・浦・里に多くの観光資源が点在していますが、街・浦エリアでは津波対策において留意する必要があります。

同時に、津波災害時における里エリアでの避難者受入れ等のバックアップも求められます。

図 1-22　市内の観光資源　　出典：佐伯市観光大百科 HP

1-1-6 土地利用

（1）土地利用区分

本市は、市域の約 87%が山林で、農地が 2.2%（1,980ha）、宅地が 1.6%（1,484ha）と、大部分が山林、原野などの自然的土地利用となっており、宅地の割合は少なくなっています。（平成 28年（2016年）現在）

森林は、市域の広範囲に広がっており、農地は河川沿いの低地、畑は丘陵地・斜面地に点在し、建物用地は沖積平野に集中しています。

表 1-2　市域の土地利用区分別面積

土地利用	面積(ha)	構成比
田	1,430	1.6%
畑	550	0.6%
国有林	14,353	15.9%
民有林	64,358	71.3%
原野	6	0.0%
水面	263	0.3%
河川	1,670	1.8%
水路	93	0.1%
一般道路	1,247	1.4%
農道	94	0.1%
林道	454	0.5%
住宅地	949	1.1%
工業用地	130	0.1%
その他の宅地	405	0.4%
その他	4,309	4.8%
合計	90,311	100.0%

出典：土地利用現況調査　H28.10

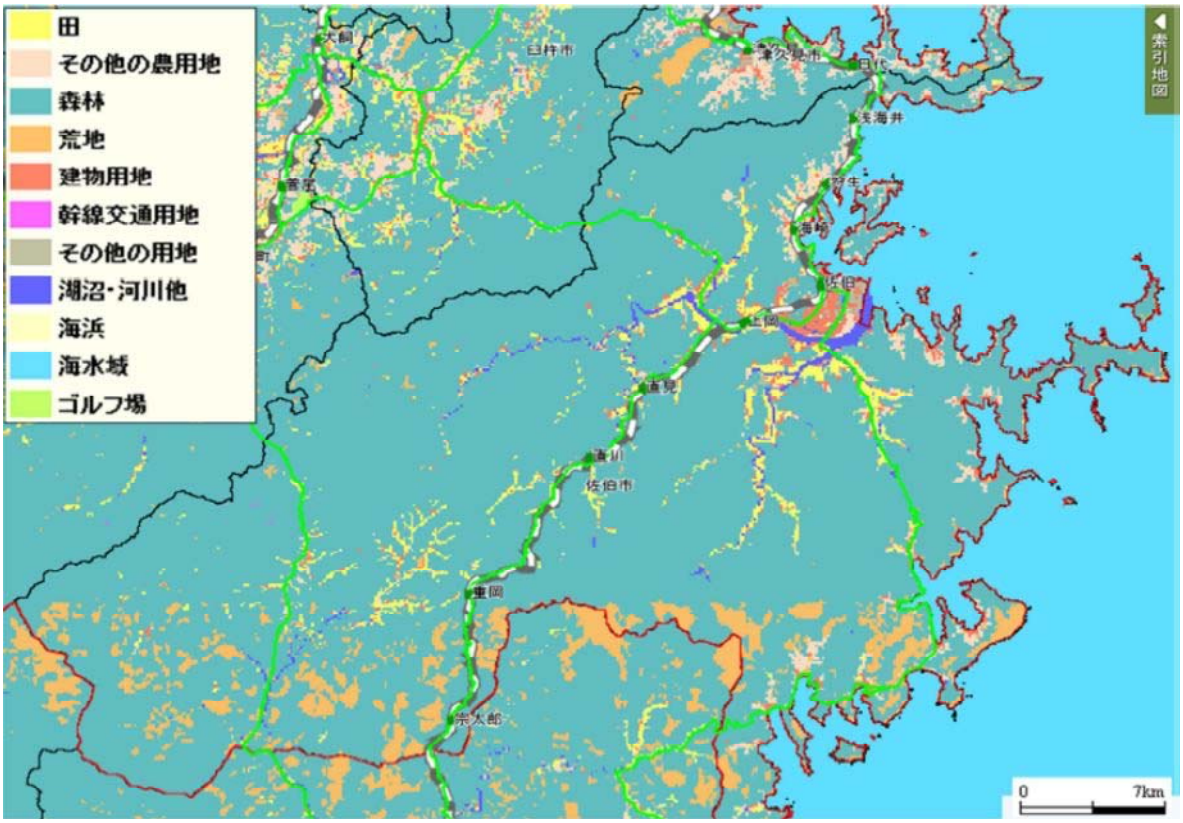

図 1-23　土地利用現況（平成 18 年（2006 年））

出典：都市計画マスタープラン（国土情報ウェブマッピングシステム）

平成 29 年（2017 年）3 月現在、都市計画区域は 4,125ha、用途地域は 1,167ha、用途地域以外の区域は 2,958ha となっています。

用途地域内（1,167ha）の主な都市的土地利用は、住宅用地 691ha、商業用地 129ha、工業用地 347ha となっています。

用途地域外（2,958ha）の多くは、山林等の自然的土地利用となっています。

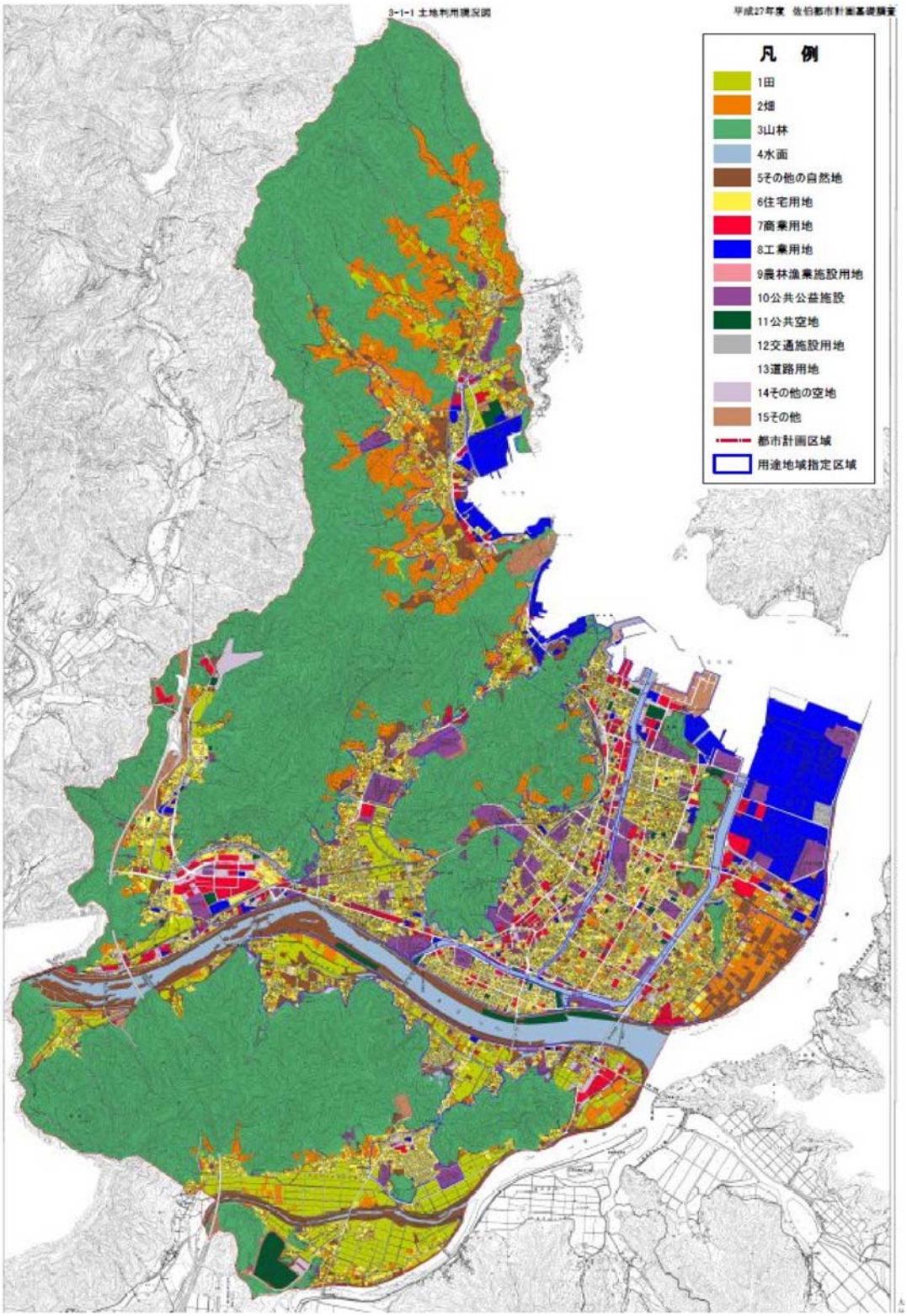

図 1-24　土地利用現況（都市計画区域内）　　出典：都市計画基礎調査（H27）

（2）都市計画法の適用状況

都市計画法に基づく都市計画区域は、佐伯地域に 4,125ha が指定されており、市域の 4.5%を占めています。その中で用途地域が 1,167ha 指定され、建築物の用途、形態などが規制され、市街地形成が誘導されています。

地域地区は、国道 217 号沿道に商業系用途地域、沿岸部を中心に工業系用途地域が指定されており、その背後地に住宅系用途地域が指定されています。

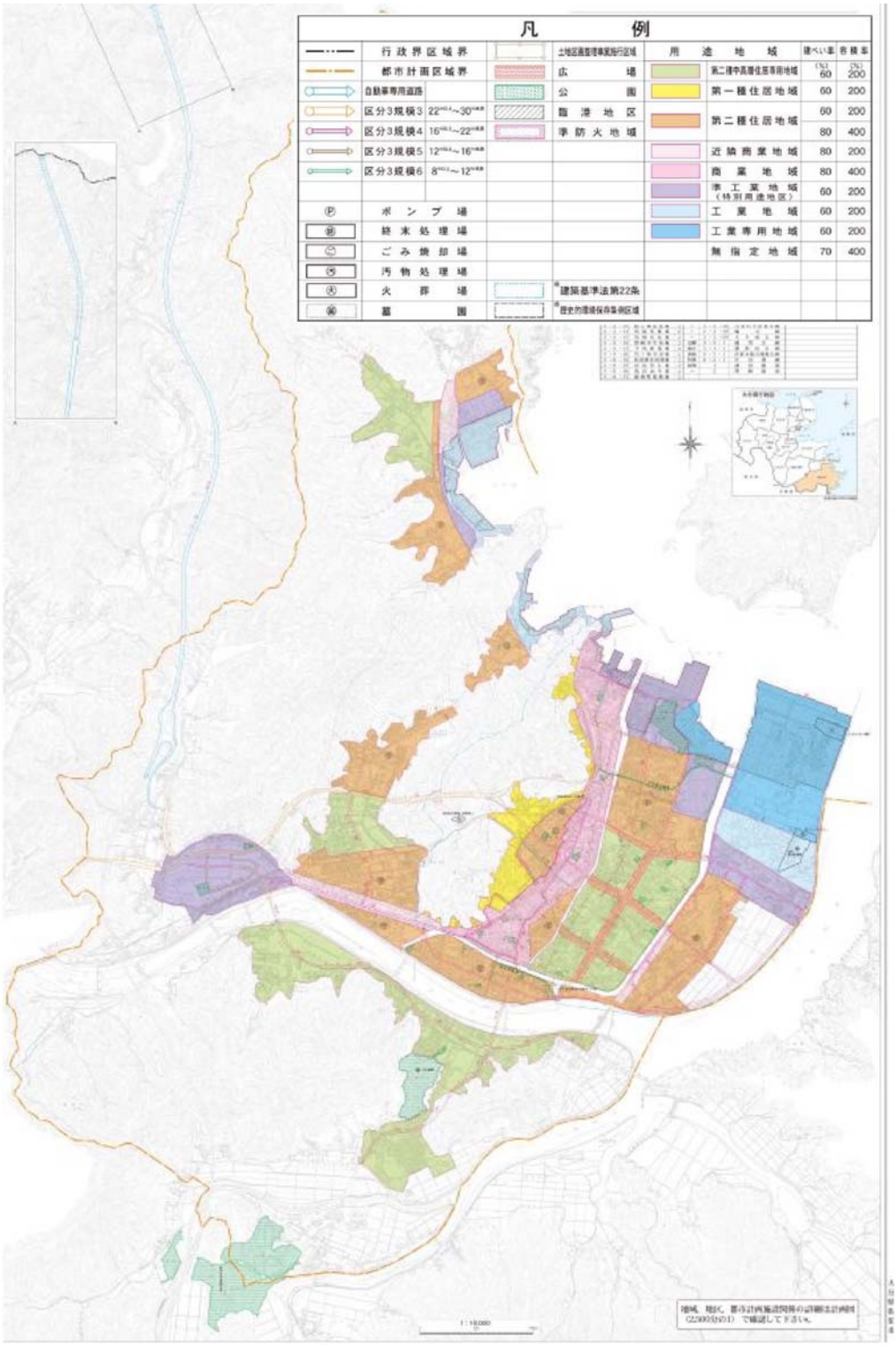

図 1-25　都市計画法の適用状況　　出典：H29 佐伯市都市計画用途図

（3）農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の適用状況

本市では、農業振興地域整備法により、農地の無秩序な開発や改変が規制されています。

平成 29 年（2017 年）３月現在、農業振興地域は 35,261ha、農用地区域は 1,925ha が指定されています。

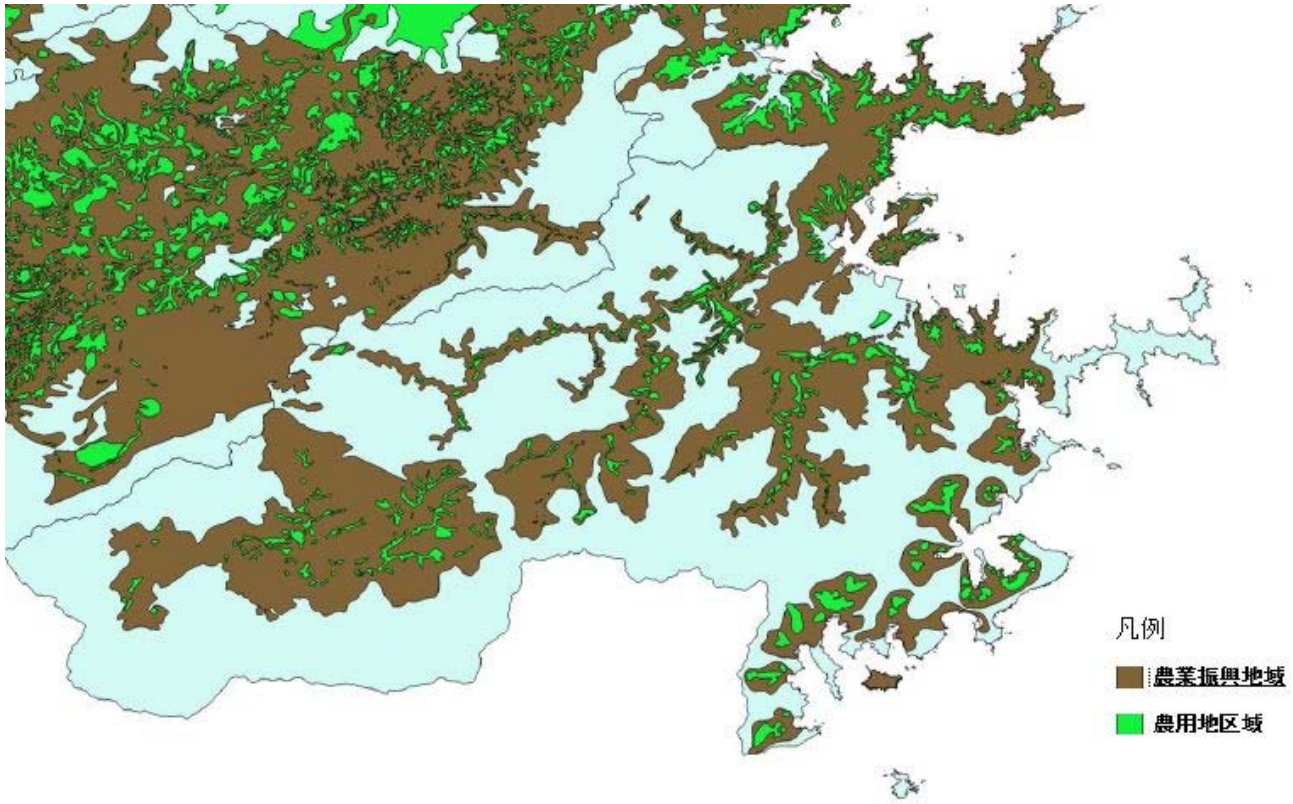

図 1-26　農業振興地域整備法の適用状況

出典：都市計画マスタープラン（国土情報ウェブマッピングシステム）

（4）法適用（砂防法・急傾斜法・土砂災害防止法・その他）

本市では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が広範囲にわたって指定されています。平成 29 年 10 月現在、1,077 か所指定されています。また、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域や砂防法に基づく土砂災害危険箇所が、蒲江・鶴見などの海沿いや国道 217 号沿線、佐伯弥生バイパス沿線などの丘陵地に多く指定されています。洪水による浸水想定区域は河川沿いの広範囲にわたりますが、河川沿いには国道 217 号や国道 388 号等の幹線道路が位置しているため、洪水発生時には幹線道路の寸断が懸念されます。

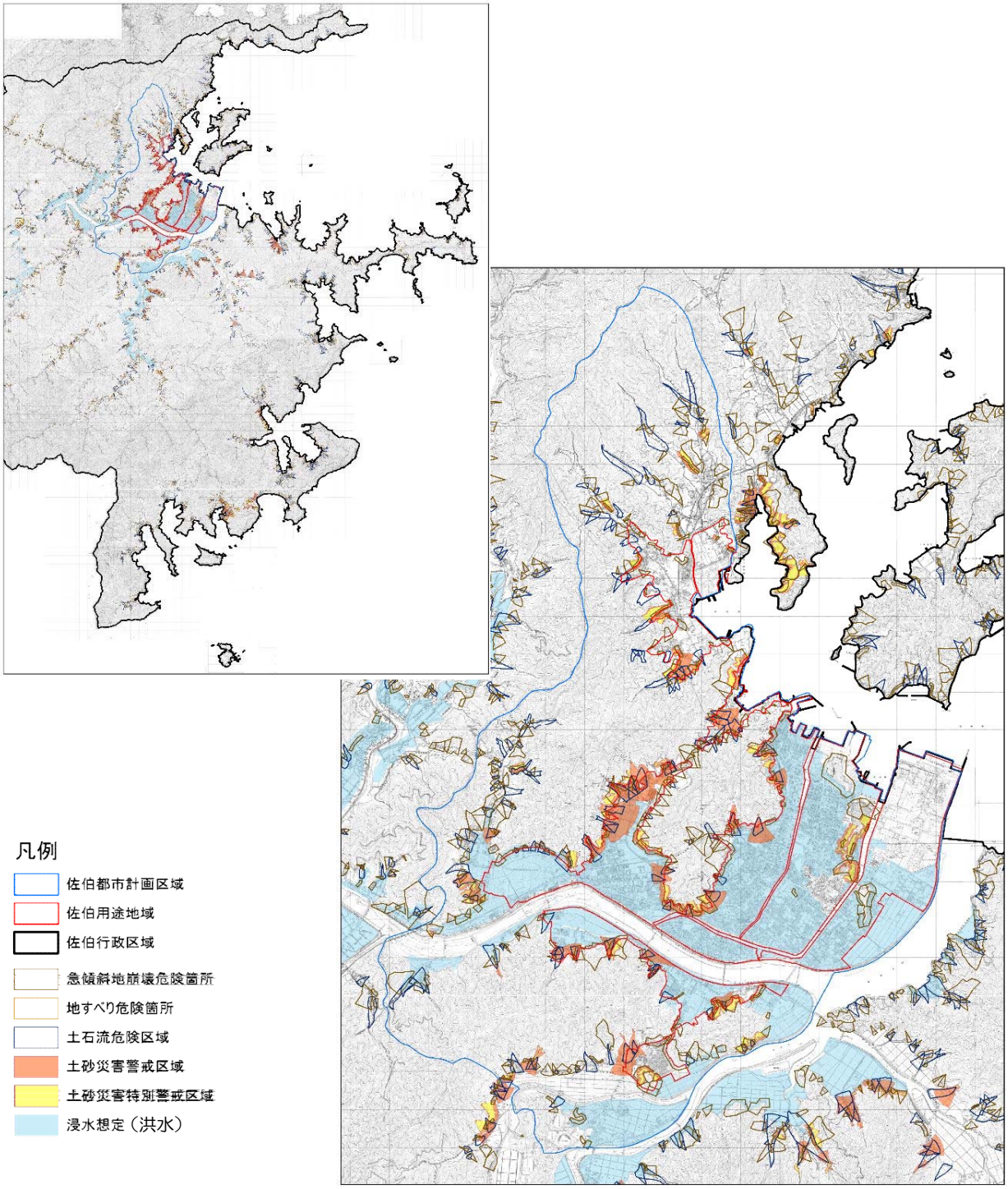

図 1-27　その他の法適用状況　　出典：国土数値情報

1-2 上位関連計画

津波防災地域づくりは、地域の防災力の向上を目的とするとともに、持続的な地域の発展を念頭に、総合計画や都市計画マスタープラン等、上位・関連計画に示される市の将来ビジョンを踏まえたものにする必要があります。

以下に、本市の上位関連計画の概要を整理します。

1-2-1 第 1 次佐伯市総合計画（平成 25 年 3 月策定）

本計画は、本市におけるまちづくりの総合的な計画であり、第 1 次の計画期間は平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 10 年間と定めています。また、本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成され、平成 25 年（2013 年）3 月に「後期基本計画」が策定されました。

平成 29 年度現在、平成 30 年度（2018 年度）から 10 年間の計画を定める第 2 次佐伯市総合計画を策定中ですが、防災に関しての大きな方向性の変更はないと考えられます。

防災については、本市を活性化させるための重点プロジェクトや分野別計画の生活環境分野において「目標３ 災害に強いまち（人）をつくる」に位置づけられています。

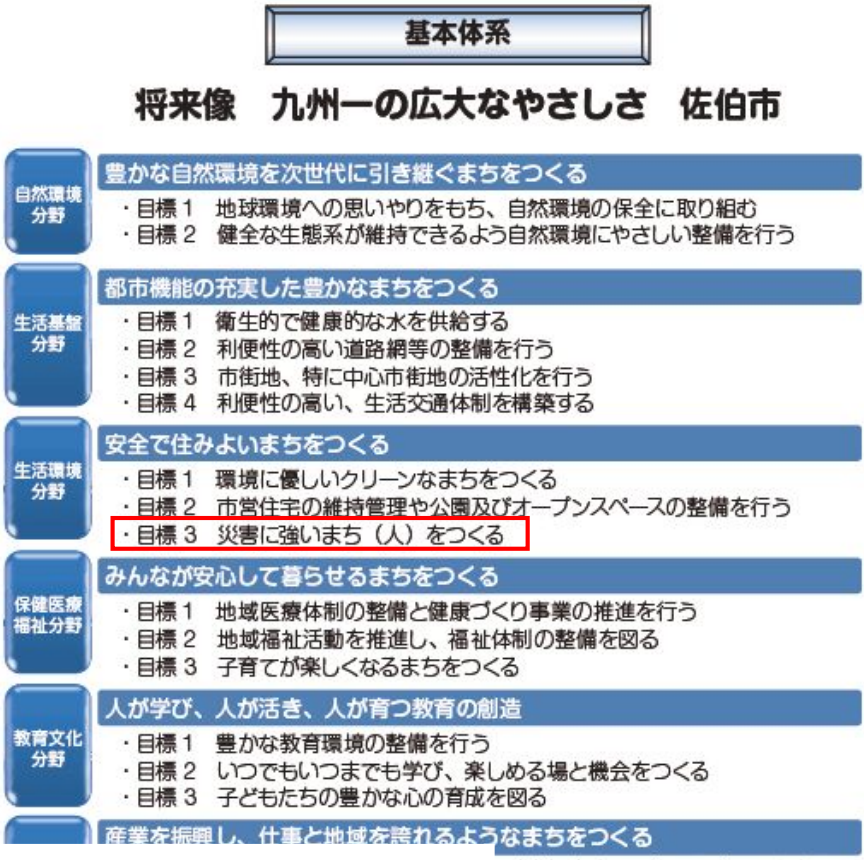

※後期基本計画 P3 抜粋

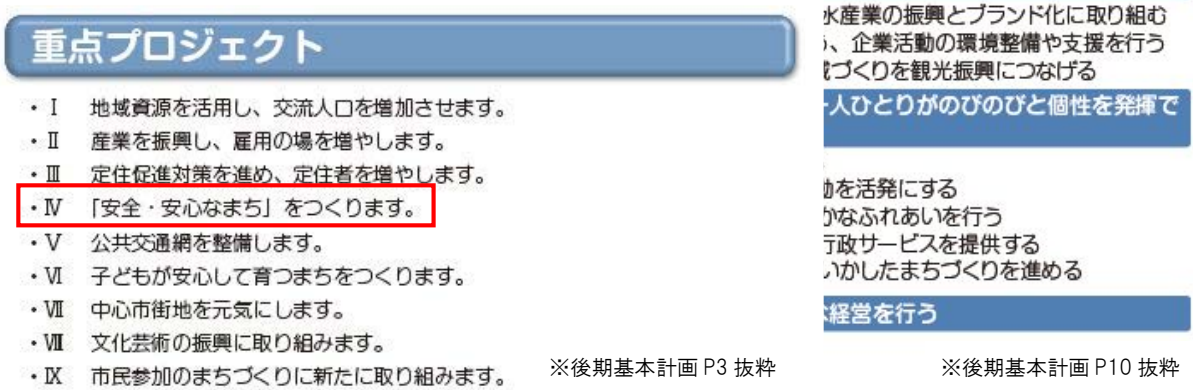

※後期基本計画 P10 抜粋

重点プロジェクトや分野別計画では、防災に関して以下の取組が掲げられています。

【「安全・安心なまち」づくりに向けた取組】　※基本構想 P32・33 抜粋

- 大型化、強大化する台風や今後 30 年以内にかなりの確率で予想される大地震に備えるため、消防新庁舎を建設
- 今後、予想される大地震に備えるとともに、市民サービスの向上を図るため、市役所の新庁舎の建設に取り組む。
- 蒲江振興局の庁舎についても、災害対策と地域コミュニティの拠点として一体的な整備に取り組む。
- 防災無線による災害時通信連絡網の構築や危険箇所の状況を把握するためのライブカメラの設置など、総合情報伝達システムの整備を進める。
- 地域防災力の向上を図るため、「自主防災会」の市域全体での結成。防災組織と共同で DIG（災害イメージ）等の図上訓練を実施するほか、地区の防災リーダーとなる「防災士」の育成を図る。
- 予想される孤立地区内の避難場所に「防災倉庫」を整備
- 自然災害を防ぐために、河川の改修、治山施設の整備、護岸や防波堤の改修整備など、災害防止策を行なう。

図 1-28
H26 年に完成した市役所新庁舎（写真左）

図 1-29
H22 年に完成した消防本部新庁舎
（写真右）

【「災害に強いまち（人）をつくる」における具体的な取組】　※後期基本計画 P27 抜粋

- 東南海・南海地震等の津波から市民の生命・財産・身体を守るため津波避難路、避難地の整備、避難ビルの協定を進める。
- 地域防災活動の基盤となる自主防災組織の設立を全域で進める。
- 防災・減災の知識や技能を学んだ防災士を育成・配置し、地域避難訓練への参加率向上に努め、地域防災力の向上を図る。
- 消防職員及び消防団員の相互連携、安全対策の推進、装備の充実、惨事ストレス対策の強化に取り組む。
- 災害時に備え、通信体制の整備・強化を図るとともに、消防防災ヘリコプターとドクターヘリの情報共有体制を構築する。
- 「佐伯市情報化基本計画」を策定し、災害対策に対応する情報伝達システムの運用に取り組む。
- 「佐伯市住宅・建築物耐震化促進計画」に基づき、市内の住宅、特定建築物及び市有建築物の耐震化の促進に取り組む。

1-2-2 佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（佐伯都市計画区域マスタープラン）（平成 23 年 3 月改定）

都市計画区域マスタープランは、都市計画区域や複数の都市計画区域を対象とし、都市計画の目標、区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針等を定めるものです。

本市の都市計画区域マスタープランは、目標年次をおおむね 20 年後の平成 42 年（2030 年）と定め、人口減少・超高齢社会の進行や地球環境問題への対応等、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、「自然の幸・都市（まち）の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり」を目標としています。防災に関わる方針等は、以下のとおりです。

〇災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針　※佐伯都市計画区域マスタープラン P6 抜粋

- 土砂災害危険区域等の指定などによる、開発行為の抑制
- 河川浸水想定区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報としての活用

〇交通体系の整備方針　※佐伯都市計画区域マスタープラン P7・8 抜粋

- 住宅市街地における幹線道路での防災空間の確保、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備
- 災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備

〇主要な緑地の配置方針　※佐伯都市計画区域マスタープラン P11 抜粋

- 災害時の避難場所として、佐伯市総合運動公園、城山一帯、中山墓園、鶴望公園の将来にわたる保全

1-2-3 佐伯市都市計画マスタープラン（平成 25 年 12 月策定）

都市計画マスタープランは、今後おおよそ 20 年間の都市づくりの将来像や、将来像の実現に向けた土地利用、都市施設、市街地整備などの都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

本市の都市計画マスタープランは、目標年次を平成 42 年（2030 年）と定め、「自然・歴史・食文化のとけあう あまべの都」を将来都市像としています。

また、「災害に強い安全・安心なまち」を７つの基本理念の一つとして掲げており、道路・河川等の都市基盤施設の整備などにより自然災害や都市型災害への対策の充実を図り、安全に暮らせるまちを目指すとともに、防災意識の向上、危機管理体制づくりなど、人々が力を合わせ自ら守るまちを目指しています。都市防災に関する方針等は、以下のとおりです。

〇地震、津波、土砂災害などの自然災害や大規模火災などの都市型災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、「佐伯市地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを進めます。　※佐伯市都市計画マスタープラン P103 抜粋

- 土砂災害の危険性の高い地域での開発行為の抑制
- 緊急輸送道路となる幹線道路の整備など都市の防災構造化の推進
- 避難地としての公園などの整備、建築物の耐震化の促進
- 市民への情報・連絡体制の強化、自主防災組織の育成強化など地域防災体制の充実

※主な取組として、街路（都市計画道路）や都市計画公園の見直し、上城地区防災・避難広場の整備を行っています。

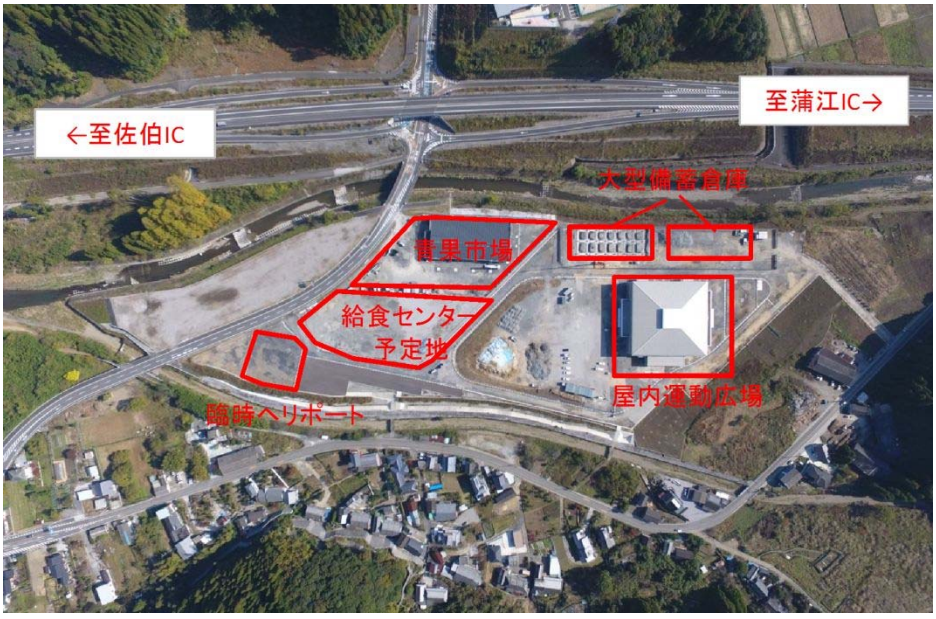

図 1-30　整備が進む上城地区防災・避難広場

図 1-31
鶴望公園の緑地とマンホールトイレ

1-2-4 佐伯市中心市街地活性化基本計画（平成 28 年 3 月策定）

中心市街地活性化基本計画は、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための計画です。

本市の中心市街地活性化基本計画は、計画期間を平成 28年（2016 年）4月～平成３３年（2021 年)３月と定め、大手前周辺地域から JR 佐伯駅･港地域一体を対象区域としています。

この対象区域は、公共交通の結節点であり、公共公益施設が集積しているとともに、県南地域随一の飲食店街が形成されている一方で、津波浸水想定区域でもあることから、地震・津波対策において留意する必要があります。

図 1-32
建設が予定されている大手前まちづくり交流館（仮）

出典：リーフレット「2020 年、大手前が変わります。」

1-2-5 佐伯市地域防災計画（地震・津波対策編）（平成 28 年 2 月一部改定）

佐伯市地域防災計画（地震・津波対策編）は、地震・津波災害対策に関して、本市及び防災関係機関等が行なうべき防災対策を「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の時系列的に配し、防災行動計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示すものです。

第５章に記載されている「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第５条第２項の規定に基づき、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、佐伯市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図るものです。

【交通確保・輸送体制の充実［災害予防］】　※佐伯市地域防災計画 P56・57 抜粋

〇大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進する。

- 輸送拠点（緊急輸送基地の選定）
- 緊急輸送道路等の整備等
- 臨時ヘリポート等の確保

【防災拠点の整備に関する検討［災害予防］】　※佐伯市地域防災計画 P57 抜粋

〇防災拠点は、市・県・防災関係機関等の庁舎、災害医療拠点としての病院、港湾、漁港などであり、平常時には、防災知識の普及啓発や物資備蓄の場になり、災害時には、避難所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。また、自治会、町内会にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地区防災拠点の確保に努める。

〇なお、大規模災害時における市の地域防災拠点として、佐伯市総合運動公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整本部機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される支援部隊の、進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート、④災害時に必要となる非常用食料及び各種資機材の備蓄機能、⑤備蓄品及び全国から集積する救援物資の避難所等への仕分・輸送拠点機能を配置することから、今後、各機能の配置や必要となる設備等の検討を進める。

〇また、海上輸送拠点となる佐伯港（拠点港）の整備を推進する。

【津波からの防護［南海トラフ地震防災対策推進計画］】※佐伯市地域防災計画 P167 抜粋

〇津波防護施設の早期点検・計画的な整備

〇水門等の自動化・遠隔操作化の推進等

〇地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

〇防災行政無線の整備の推進等［災害予防］

【津波からの避難に関する事前の対策［災害予防］】　※佐伯市地域防災計画 P58・59 抜粋

〇緊急避難場所（避難地）、避難経路等の指定・整備

- 緊急避難場所（避難地）、避難路等の指定
- 緊急避難場所（避難地）等の整備
- 津波避難ビル等の活用
- 避難路等の整備
- 夜間や停電時の避難対策

【地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画［南海トラフ地震防災対策推進計画］】

※佐伯市地域防災計画 P179 抜粋

〇地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を計画的に行なう。具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮する。

- 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行なう。

（１）住宅の耐震診断、耐震改修の促進

（２）公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進

ア　学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化

イ　道路、鉄道、港湾・漁港等主要な施設の耐震化

（３）電気、ガス、上・下水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進

- 市、県及び防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施する上で、必要な施設等の整備を行う。

（１）緊急避難場所（避難所）等の整備

（２）避難路の整備

（３）津波対策施設の整備

（４）消防用施設の整備

（５）緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

（６）通信施設の整備

1-3 佐伯市におけるこれまでの地震・津波防災対策

本市におけるこれまでの地震・津波防災対策について、以下に整理します。

1-3-1 主なハード施策

（１）避難施設　【津波から避難する道、避難する場所の確保】

表 1-3　避難施設等の状況

名称	箇所数	収容可能人数	備考
①津波避難地	587 か所	205,460	
②避難路	767 か所	－	
③津波避難ビル	42 施設	24,905	ハード整備なし
④指定緊急避難場所（風水害）	172 施設	34,190	ハード整備なし。区分全てを兼ねている施設もあります。
⑤指定避難所（風水害）	170 施設	44,690	
⑥指定緊急避難場所（地震津波） ※①のうち施設がある場所を指定	76 施設	16,320	
⑦指定避難所（地震津波）	86 施設	24,810	
⑧避難所（福祉避難所）	39 施設	375	

（H29.11 月末現在）

①津波避難地

津波避難地の多くは山中の広場や神社、庵など既存の場所となっていますが、大規模避難地は市で整備しています。

図 1-33
長島山の整備　避難対象人口　約２，７００人

図 1-34
女島山の整備　避難対象人口約２，９００人

②避難路（避難路整備事業）

表 1-4　避難路整備の状況

年度	市整備箇所	地区整備箇所	合計	累計
平成 23 年度	24 か所	105 か所	129 か所	129 か所
平成 24 年度	9 か所	94 か所	103 か所	232 か所
平成 25 年度	4 か所	19 か所	23 か所	255 か所
平成 26 年度	1 か所	11 か所	12 か所	267 か所
平成 27 年度	0 か所	7 か所	7 か所	274 か所
平成 28 年度	4 か所	5 か所	9 か所	283 か所
合計	42 か所	241 か所	283 か所	―

避難路の整備は、大規模なものは市で実施。既存避難路の舗装や手すり設置等については、地区で実施し、補助金を交付しています。

図 1-35　市による避難路の新設・改良　平成 23 年度～平成 28 年度　合計 42 か所実施

図 1-36　地区による舗装や手すり設置　　平成 23 年度～平成 28 年　合計 241 か所実施

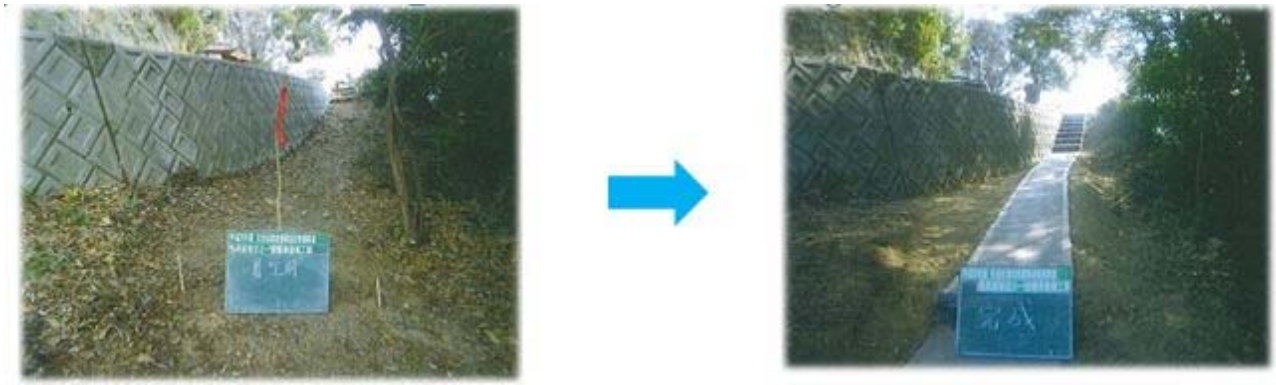

③津波避難ビル

津波避難ビルについては、以下の基準により指定しており、市管理以外の建物では、「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定」を締結しています。

【指定基準】

（ア）鉄筋又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

（イ）新耐震基準（1981 年施行）に適合していること。

（ウ）4 階建以上又は屋上を有する 3 階建の建築物であること。

（避難ビル表示板）

図 1-37　津波避難ビル表示

図 1-38　防災ボックス

内部階段を使用して上階に避難する小中学校等 11 施設には、震度 6 弱以上の地震を感知すると自動で鍵が解錠される無電源震度感知式キーボックス（防災ボックス）が設置されています。←まな美に設置されている防災ボックス

④指定緊急避難場所（風水害）

風水害時の指定緊急避難場所については、速やかに施設の開放が可能で、土砂災害警戒区域外の公共施設や地区集会所を指定しています。また、洪水・内水氾濫の危険がある施設でも２階等で身の安全を確保できる施設については、指定しています。

⑤指定避難所（風水害）

指定緊急避難場所（風水害）と同様の基準としていますが、庁舎関係等の避難生活に向かない施設については、指定していません。

⑥指定緊急避難場所（地震津波）

地震津波時の指定緊急避難場所については、津波避難地のうち耐震性の建物を有する学校施設等や津波浸水想定区域外の公共施設、地区集会所等を指定しています。

⑦指定避難所（地震津波）

指定緊急避難場所（地震津波）と同様の基準としていますが、庁舎関係等の避難生活に向かない施設については、指定していません。

緊急避難場所と避難所

※**「緊急避難場所」**とは、主に風水害時に、一時的に避難して身の安全を確保する場所です。（津波発生時には、津波避難地や津波避難ビルへの避難となります。）

「緊急避難場所」には、「指定緊急避難場所」があり、市が一定の基準により指定している施設やその施設の一部が対象となります。地域や地区によっては、指定施設がないため、次善の策として地域で決めた施設を緊急避難場所としていることもあります。

※**「避難所」**とは、地震・津波・風水害等の災害により、住居に甚大な被害を受け、自宅などで生活ができなくなった場合に、一定期間避難生活を送る場所です。

基本的には、市が指定している「指定避難所」が開設されることになりますが、災害の規模によっては、指定されていない施設も避難所として使用する場合があります。

避難所となる施設がない地域については、他地域の避難所で避難生活を送ることになりますが、校区や行政区単位で同一地域の避難所となるよう調整することにしています。

⑧福祉避難所

福祉避難所については、高齢者施設、障がい者施設を中心に、施設を運営する社会福祉法人等と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。福祉避難所とは、一般の避難所では生活が困難な方を受け入れてもらう避難所で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者が対象となります。

主に、要配慮者の中でも避難行動要支援者を念頭に考えていますが、津波浸水想定区域内の施設も多くあるため、福祉避難所の不足が想定されます。新規協定の締結を推進中ですが、広域的な体制整備についても大分県に働きかけています。

（２）防災情報システム整備事業（防災スピーカー更新、デジタル化）【防災情報を知らせる】

年度	地区	親局	中継局	屋外 拡声子局	戸別 受信機	備考
平成 20～22 年度	佐伯地区	0	0	146	0	
平成 21 年度	上浦地区	0	0	14	0	
	鶴見地区	0	0	31	0	
平成 23 年度	蒲江地区	1	1	55	60	
平成 24 年度	弥生地区	1	0	47	60	
	本匠地区	1	2	36	60	
平成 25 年度	米水津地区	1	1	27	60	
平成 26 年度	直川地区	1	1	4	80	
平成 28、29 年度	宇目地区	1	2	68	150	予定数

表 1-5　防災スピーカー等の整備状況

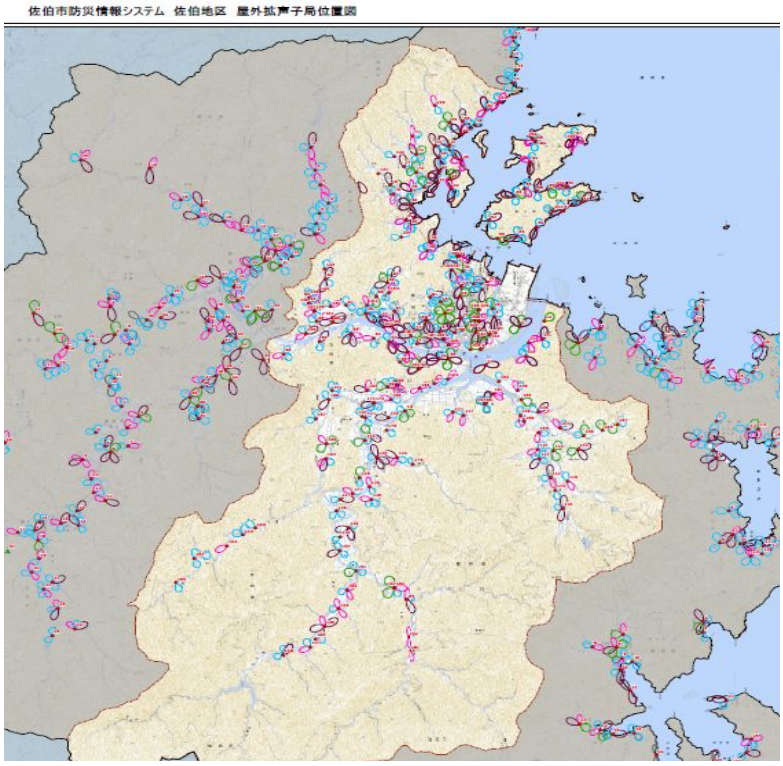

図 1-39　防災スピーカー位置図（佐伯地区）

図 1-40　防災スピーカー

佐伯市全域　424 か所（H28 年度末）

平成 29 年度で、全ての地域のデジタル化は完了

（３）防災・行政ラジオ整備事業【防災情報を知らせる】

屋外にある防災スピーカーからの緊急情報が聞き取れない等の状況を補填するために希望する世帯や事業所に防災・行政ラジオを無料貸与しています。

図 1-41
防災・行政ラジオ緊急放送は、自動起動。ランプと最大音量で緊急情報をお知らせします。

（４）海抜表示板設置事業【津波避難地を知らせる】

表 1-6　設置の状況

年度	地区	箇所	備考
平成 23 年度	旧市内、米水津、蒲江	103	
平成 24 年度	旧市内 760 か所、旧郡部 242 か所	1,002	
平成 25 年度	旧市内 1 か所	1	
平成 26 年度	旧市内 2 か所	2	
平成 28 年度	鶴見 1 か所、米水津 2 か所	3	
計		1,111	

（５）津波避難地案内標識設置事業【津波避難地を知らせる】

表 1-7　設置の状況

年度	地区	箇所	備考
平成 25 年度	旧市内	64	
平成 26 年度	旧郡部海岸地域	46	
計		110	

図 1-42　海抜表示板

海抜を表示するとともに、津波避難地までの距離と方向を案内。各地区避難経路に設置

図 1-43　津波避難地案内標識

主要幹線沿いに津波避難地までの距離と方向を示した看板を設置

（６）佐伯市防災備蓄倉庫建設事業【備蓄場所の確保】

表 1-8　備蓄倉庫の整備状況

年度	備蓄倉庫名	所在地	構造	面積
平成 27 年度	やまばと児童公園	長島町 3 丁目 543	鉄骨平屋	413.52 ㎡
平成 28 年度	城山北配水池下	佐伯市 2395 番地 2	鉄骨平屋	637.45 ㎡
平成 29 年度～	上城地区防災･避難広場 A 棟	大字長谷 4987 番ほか	鉄骨平屋	785.06 ㎡
	上城地区防災･避難広場 B 棟		鉄骨平屋	785.06 ㎡
	蒲江振興局 A 棟	蒲江大字蒲江浦 378 番地 1 ほか	鉄骨平屋	70.32 ㎡
	蒲江振興局 B 棟		鉄骨平屋	70.32 ㎡
	蒲江振興局 C 棟		鉄骨平屋	35.56 ㎡

図 1-44
佐伯市防災備蓄倉庫（やまばと児童公園）

1-3-2 主なソフト施策

（１）津波ハザードマップ配布【津波避難地、浸水域を知らせる】

平成 25 年 4 月全戸（事業所含）33,500 冊配布

（A4 版 68p　縮尺 1:11,000（離島 9,000）　避難地 569 か所　避難路 715 か所　避難所 13 か所　津波避難ビル 38 か所　土砂災害危険箇所等を表示）

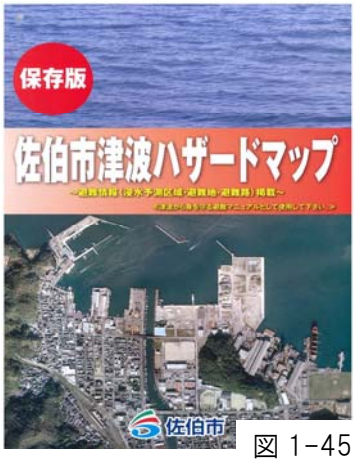

図 1-45　佐伯市津波ハザードマップ

（２）非常用資機材配備（H24 購入…地区に随時配布）【地域での事前の備え】

表 1-9　物品配備の状況

資機材名	購入数量	配備地区数	配備数	備考
非常用トイレ	270 セット	92	165	トイレテント･便座 便袋セット
救助用器具	120 セット	102	102	救助工具箱セット

（３）災害備蓄物資の購入（公的備蓄）【災害に備え備蓄する】

（食糧等）

表 1-10　備蓄食糧等の状況

現在備蓄数	食料　約 34,000 食	水　約 42,000 リットル

（資機材等）

表 1-11　備蓄資機材の購入状況

年度	品目	備考
平成 23 年度	担架、リヤカー、車椅子、チェアー型担架	平成 26 年度からは、佐伯市備蓄計画により避難所運営に必要な物資を計画的に購入
平成 25 年度	パック毛布、ラップ式トイレ、災害用トイレテント、簡易トイレセット	
平成 26 年度～	毛布、紙おむつ（乳幼児用、大人用）、移動かまど、発電機、投光機、浄水装置、メガホン、コードリール、ブルーシート、間仕切りテント、仮設トイレ、救急箱、バケツ、ウェットタオル等　約 50 品目	

図 1-46
公的備蓄物資の一部
←救急箱セット
移動かまど→

（４）佐伯市災害時市民開放井戸制度【地域で備える】

平成 28 年 4 月に「佐伯市津波災害等緊急時の生活用水 MAP」を作成。災害時に無償で地域住民へ開放してもらう井戸を 54 か所登録。平成 29 年度からは、津波災害に限定せず、全市的に募集しています。

図 1-47　緊急時の生活用水 MAP

登録されている井戸の例

（５）自主防災組織の育成【自助・共助の意識を育てる】

表 1-12　自主防災組織結成状況

年度	結成自主防数	行政区数	自主防数累計	行政区累計	結成率	防災士配置行政区数	配置率
平成 23 年度	22	36	247	284	76.5%	28	7.5%
平成 24 年度	27	31	274	315	84.9%	117	31.5%
平成 25 年度	3	3	277	318	85.7%	168	45.3%
平成 26 年度	14	8	291	327	88.1%	200	53.9%
平成 27 年度	3	3	294	330	88.9%	214	57.7%
平成 28 年度	6	6	300	336	90.6%	226	60.9%

※行政区総数　371

（６）防災士育成【地域防災リーダーの育成】

表 1-13　防災士の育成状況

年 度	総 数（人）	内 訳①		内 訳②			備　考
		男	女	地区推薦者	市職員	その他	
平成 18～22 年度	10	9	1	10	－	－	
平成 23 年度	18	16	2	18	－	－	
平成 24 年度	334	308	26	195	69	70	年 3 回実施
平成 25 年度	86	57	29	85	－	1	年 1 回実施
平成 26 年度	173	126	47	73	57	43	年 2 回実施
平成 27 年度	135	96	39	58	70	7	年 2 回実施
平成 28 年度	116	76	40	42	57	17	年 2 回実施
計	872	688	184	481	253	138	「その他」は教員等

図 1-48　防災士養成研修

図 1-49　防災士スキルアップ研修

（７）自主防災組織活動化支援対策（防災講話等開催）【地域防災力を高める】

年度	防災講話	図上訓練	実働訓練	計	実施地区	参加者
平成 23 年度	34		1	35	36	1,363
平成 24 年度	36			36	34	2,291
平成 25 年度	48	1	5	54	37	3,603
平成 26 年度	52	2	6	61	36	3,609
平成 27 年度	47	3	15	65	47	3,781
平成 28 年度	44	7	3	54	21	2,096

表 1-14　防災講話等の実施状況

（８）自主防災組織活動支援事業費補助金事業【地域防災力を高める】

（防災知識普及事業）　　表 1-15　自主防災組織への補助事業の実施状況

年度	自主防数	自主防名	事業費	補助金額
平成 26 年度	1	上津小野	9,504 円	4,700 円

（防災訓練事業）

年度	自主防数	自主防名	事業費	補助金額
平成 25 年度	3	上津小野、弥生連合、若宮	101,362 円	50,600 円
平成 26 年度	3	河内、永野、大宮	51,600 円	25,600 円
平成 27 年度	4	狩生、大宮、桝形、中山	50,030 円	24,900 円
平成 28 年度	3	狩生、中山、色利浦	58,386 円	29,100 円

（防災資機材備蓄事業）

年度	自主防数	自主防名	事業費	補助金額
平成 24 年度	6	葛原、小蒲江、羽出浦、栂牟礼、浅海井、城南町	1,975,078 円	962,200 円
平成 25 年度	13	上津小野、小川、小崎台、羽出浦、来島、竹野浦、浦代浦、若宮、海崎、高松、浅海井、泥谷、城南	3,505,104 円	1,748,000 円
平成 26 年度	18	高松、城西、匠南、上津小野、狩生、泥谷、宇山、小蒲江、海崎、竹野浦、小浦、桟敷北、河内、小崎台、浦代浦、長島、片神、久保浦	3,030,696 円	1,512,600 円
平成 27 年度	21	羽出浦、守後、中野西、桝形、指夫、中山、狩生、東灘、百枝、宮野浦、留田、年の神、久保浦、佐伯河内、片神、浅海井、上津小野、大宮、東町、福泊、小福良	5,006,298 円	2,496,300 円
平成 28 年度	23	猪串、狩生、高山、中野西、丸市尾、鷲谷、古江、佐伯河内、小福良、宇山、日向泊、広浦、中山、福泊、年の神、竹ケ谷、市福所、小蒲江、片神、上津小野、上城、片山、海崎駅前	3,885,107 円	1,940,100 円

①防災知識普及事業
・講演会等の会場借上げ、資料作成、講師謝礼等に要する経費を限度額の範囲内で ２分の１以内の補助
・限度額　　世帯数により、15,000 円～30,000 円
②防災訓練事業
・防災訓練の炊き出し用米、放送機器、テント等の借上料等の経費を限度額の範囲内で ２分の１以内の補助
・限度額　　世帯数により、35,000 円～50,000 円
③防災資機材備蓄事業
・情報収集伝達用、救出救助用、避難用等の資機材の購入経費を限度額の範囲内で ２分の１以内の補助
・限度額　　世帯数により 200,000 円～350,000 円

（９）自主防災組織津波対策用備蓄倉庫設置事業費補助金事業【自助・共助で備蓄】表 1-16

年度	自主防数	棟数	自主防名	事業費
平成 25 年度	16	21	若宮、年の神、新越、指夫、泥谷、桟敷北、浦代浦、宮野浦、小浦、竹野浦、小蒲江、匠南、海崎、佐伯河内、狩生、蒲戸	32,951,391 円
平成 26 年度	38	46	東灘、臼坪、上城、中山、城西、百谷、高松、百枝、大宮、津井、吹浦浜、吹浦奥、吹浦央、吹浦大河原、猿戸、広浦、色利浦、間越、丸市尾、森崎、東町、蛇崎、稲垣、若宮、桝形、守後、久保浦、片神、塩内、代後西、片山、中野西、笹良目、中川原、羽出、丹賀、葛原、坪	62,570,222 円
平成 27 年度	15	17	上久部、大東、日向泊、竹ケ谷、小福良、古江、宇山、宮の内、福泊、津井、地松浦、梶寄浦、鷲谷、猪串、越田尾	21,743,156 円
平成 28 年度	33	45	上灘、女島 3、下城 2、上岡、脇、藤望 2、坂の浦、荒網代東、石間 2、置場、海崎駅前、中野東、代後、車、風無、津志河内、江頭、大野西、浅海井、地松浦、沖松浦、有明浦 2、蒲江浦連合 3、蒲江河内、屋形島、深島、波当津、畑野浦 2、尾浦 2、楠本 2、竹野浦河内 2、元猿、仲川原	69,144,512 円
計	102	129	自主防災組織に 10 割補助（上限額あり）	186,409,281 円

図 1-50
←備蓄倉庫設置例

備蓄物資例→

（１０）佐伯市防災訓練（地域避難訓練等）【訓練による防災力の強化】表 1-17　各種訓練の実施状況

年 度	名称	実施日	参加地区数	参加率	参加者数	参加者率
平成 22 年度	第 1 回地域避難訓練	H22.11.14	91	24.4%	4,127	－
平成 23 年度	第 2 回地域避難訓練	H23.11.13	177	47.5%	11,704	14.8%
平成 24 年度	第 3 回地域避難訓練 県総合防災訓練開催 （参考:大雨洪水注意報発表中）	H24.11.11	94	25.3%	5,253	6.7%
平成 25 年度	第 4 回地域避難訓練	H25.11.10	231	62.1%	12,530	16.2%
	渡町台地区避難所運営訓練		11	－	283	－
	DMAT 訓練		5	－	16	－
平成 26 年度	第 5 回地域避難訓練	H26.11.9	212	57.0%	9,102	11.9%
	佐伯地区避難所運営訓練		20		183	
平成 27 年度	第 6 回地域避難訓練	H27.11.8	245	66.0%	12,950	17.2%
	佐伯東地区避難所運営訓練	H27.11.29	12		267	
平成 28 年度	土砂災害全国防災訓練（上城地区）	H28.6.5	10		65	
	第7回地域避難訓練	H28.11.13	222	59.8%	10,597	14.3%
	西上浦避難所運営訓練	H28.8.20	9		170	

【各種訓練の実施状況】

図 1-51～58　各種訓練の様子

全市一斉の地域避難訓練

地域住民で行う避難所運営訓練

電車からの避難訓練

防災キャンプ

土砂災害防災訓練

離島救出訓練

災害対策本部設置運営訓練

孤立救助・救援活動訓練

（１１）市民防災講演会【防災知識の普及】

表 1-18　防災講演会の実施状況

年度	演題	開催日	参加者数
平成 24 年度	東南海･南海地震に備える地域と家庭の防災	H24.12.2(日)	170 人
平成 25 年度	被災地から発信！なぜ女性の視点が必要か	H25.6.29(土)	163 人
平成 26 年度	被災者が伝える避難所の現状と課題	H26.7.6(日)	190 人
平成 27 年度	東日本大震災から学ぶ避難所の現状と支援のあり方	H27.9.12(土)	86 人
平成 28 年度	東日本大震災から学ぶ避難所のあり方と自助･共助を柱とした地域防災の重要性	H28.9.25(日)	108 人
平成 29 年度	佐伯を襲う大雨･地震･津波～その時に備えて～	H29.9.3(日)	294 人

（１２）佐伯市防災フェスタ【防災知識の普及】

表 1-19　防災フェスタの実施状況

年度	開催日	内容	入場者数
平成 26 年度	12 月 7 日（日）	起震車の体験乗車、アルファ一化米の試食ほか(参加団体：陸上自衛隊西部方面特科隊、国交省佐伯河川国道事務所、佐伯警察署、海上保安署、大分地方気象台、佐伯市薬剤師会、佐伯市防災士会、大分県南部振興局、佐伯土木事務所、NTT 西日本、全 12 団体	約 1,000 人
平成 27 年度	12 月 6 日（日）	起震車の体験乗車、ハザードマップ説明ほか(参加団体：陸上自衛隊西部方面特科隊、自衛隊大分地方協力本部、国交省佐伯河川国道事務所、佐伯警察署、佐伯海上保安署、大分地方気象台、佐伯市薬剤師会、佐伯市防災士会、大分県南部振興局、佐伯土木事務所、NTT 西日本、佐伯市消防署、全13団体)	約 1,500 人
平成 28 年度	12 月 4 日（日）	起震車の体験乗車、ハザードマップ説明、スタンプラリーほか(参加団体：自衛隊大分地方協力本部、国交省佐伯河川国道事務所、佐伯警察署、佐伯海上保安署、大分地方気象台、佐伯市薬剤師会、佐伯市防災士会、大分県南部振興局、佐伯土木事務所、NTT 西日本、佐伯市消防署、海洋少年団、全13団体)	約 1,100 人

図 1-59　防災講演会

図 1-60　佐伯市防災フェスタ

図 1-61　防災士会女性部の活動

図 1-62　さいき春まつり防災ブース

（１３）防災協定【関係機関との連携】

表 1-20　各種団体との協定締結状況

年度	協定数	団体数	累計	
			協定数	団体数
平成 23 年度	27	27	53	70
平成 24 年度	19	19	72	89
平成 25 年度	5	5	77	94
平成 26 年度	5	3	82	97
平成 27 年度	4	3	86	98
平成 28 年度	7	5	93	103

（１４）応急仮設住宅の建設候補地選定【復旧復興対策】

表 1-21　応急仮設住宅用地の状況

候補地数	所有者	有効面積	建設可能戸数	想定必要戸数
25	市 23 開発公社等 2	153,300 ㎡	1,533 戸	2,070 戸

（１５）各種計画書等【防災関連計画】

表 1-22　各種計画の策定状況

計画書等名	策定年月日	備考
国民保護計画	H23 年 2 月	
地域防災計画(地震･津波対策編)策定	H24 年 8 月	地震防災対策推進計画を統合
職員防災ハンドブック策定	H25 年 11 月	携帯版含む
津波避難計画(市･地区)策定	H25 年 11 月	海岸部 228 地区作成済
地域防災計画(地震･津波対策編)の修正	H26 年 3 月	大分県津波浸水予測調査結果（H25.2.8）を反映
備蓄計画策定	H26 年 3 月	H28.4 修正
職員災害時行動マニュアル	H26 年 3 月	
業務継続計画(BCP)策定	H26 年 3 月	
地域防災計画(地震･津波対策編)の修正	H27 年 2 月	南海トラフ地震防災対策推進計画を編入
水防計画の修正	H27 年 2 月	
教育委員会防災計画策定	H27 年 3 月	佐伯市教育委員会
地域防災計画(地震･津波対策編)の修正	H28 年 2 月	
地域防災計画(風水害編･事故編)の修正	H28 年 2 月	
津波避難対策緊急事業計画策定	H28 年 3 月	
消防受援計画策定	H29 年 1 月	佐伯市消防本部
避難勧告等の判断･伝達マニュアルの修正	H29 年 6 月	
避難所運営マニュアルの作成	H30 年 3 月	
津波防災地域づくり推進計画	H30 年 3 月	予定

（１６）佐伯市防災ドクター制度【佐伯市の防災力向上】

佐伯市が実施する減災・防災に関する様々な取組に対して、高度な技術や専門的知識を有する学識経験者を佐伯市防災ドクターとして委嘱し、指導・助言をいただき本市の防災力向上を図るもので、平成 29 年７月から取り組んでいます。

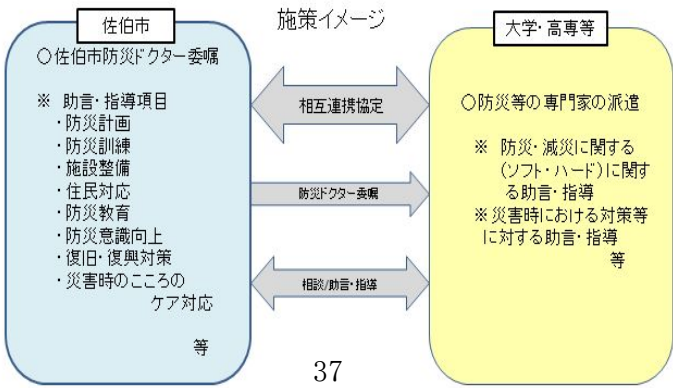

1-3-3 その他の施策

（１）建築物の耐震化　【地震対策も重要】

佐伯市では、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、「佐伯市住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っています。

佐伯市有建築物の耐震化率の推移

	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
棟別耐震化率	78.3%	79.0%	79.8%	81.4%	82.6%	84.2%	85.1%	85.3%	86.2%
面積別耐震化率		76.9%	77.8%	80.0%	81.1%	83.1%	85.0%	85.2%	86.6%

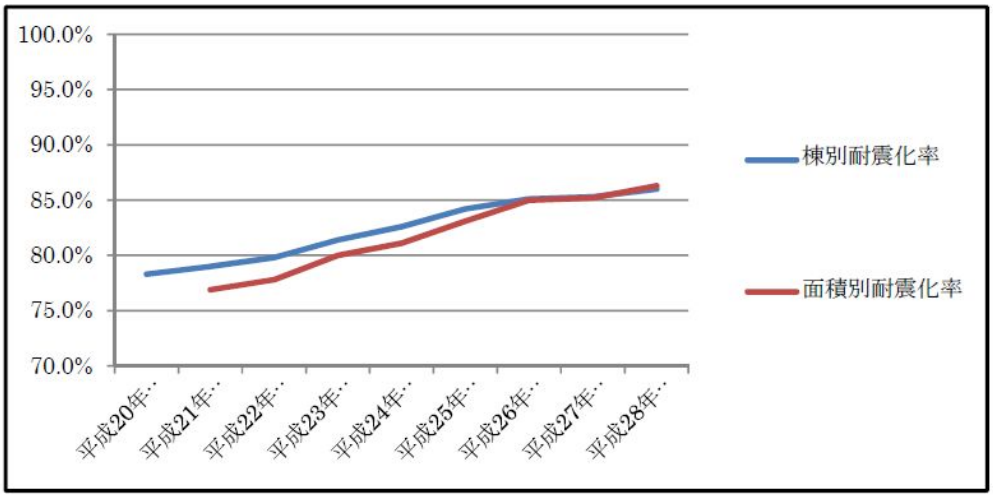

図 1-63　市有建築物の耐震化率の推移

佐伯市木造住宅耐震化促進事業（診断・改修）実績

表 1-23　補助事業の実施状況

年度	耐震診断	耐震改修
平成 19 年度~23 年度	11 件	4 件
平成 24 年度	1 件	2 件
平成 25 年度	1 件	1 件
平成 26 年度	4 件	1 件
平成 27 年度	3 件	3 件
平成 28 年度	16 件	6 件
計	36 件	17 件

（２）要配慮者・災害時避難行動要支援者対策【犠牲者を出さないために】

防災局及び自治会との連携・協力が不可欠

事例紹介①

【米水津宮野浦むらの覚悟委員会】

※高齢者へのノルディック・ウォーキング教室や地元企業も含めた避難訓練、要配慮者の緊急避難先の確保等、地元住民と企業が主体的に防災対策に取り組んでおり、具体的な行動や心構えを宮野浦の決めごととして「むらの覚悟」に掲載し、周知を図っている。平成 27 年には、防災まちつくり大賞総務大臣賞を受賞しています。

事例紹介②

【蒲江丸市尾地区】

災害に対する共通認識を持つために、自治会や防災士、老人会、婦人会、消防団、民生委員等幅広い関係者を集めて地域会議を立ち上げており、要配慮者を４つの区分にランク付けし、ランクに応じた計画を作成している。

①自力避難可能

②声かけだけで避難可能

③移動は可能だが、歩行能力が十分でなく一部支援が必要（支援者１名）

④自力で移動が出来ず、全面的に支援が必要（支援者２名）

※災害時に、救助が必要な状況か遠くからでも確認できるよう、わが家は大丈夫という黄色のハンカチを全世帯に配布し、無事な場合は家の前に黄色いハンカチを掲げてから避難する活動を行っています。

第２章　想定される地震・津波被害

本章では、本市に影響を与えたと思われる過去の地震・津波や想定される地震・津波被害を把握するとともに、災害発生時の避難に課題が生じる地域を整理します。

2-1 過去の地震・津波記録

本市に影響を与えたと思われる地震・津波に関する記録は以下のとおりです。

表 2-1　市内に被害等を及ぼした主な地震・津波一覧

発生年月日	発生地域 （　）は津波	県内、市内被害の概要
1596 年 9 月 4 日 （慶長元） 慶長豊後地震	別府湾 （伊予灘） M=7.0±1/4	・高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内（大分）、佐賀関で家屋倒れ。津波（4m）により大分付近の村はすべて流出。佐賀関では田畑 60 余町歩流出。大分沖の瓜生島が陥没し溺死 708 人との記録がある。
1605 年 2 月 3 日 （慶長 9） 慶長地震	（室戸岬沖、東海沖） M=7.9	・房総から九州にいたる太平洋岸に押し寄せた。
1707 年 10 月 28 日 （宝永 4） 宝永地震	五畿七道 （紀伊半島沖） M=8.4	・県内で大分、木村、鶴崎、佐伯で震度 5～6 であった。津波が別府湾、臼杵湾、佐伯湾に来襲した。 ・県内での津波の高さは佐伯市米水津の養福寺で 11.5 と推定され、臼杵では南津留荒田川付近まで津波が到達したとの記録がある。
1769 年 8 月 29 日 （明和 6）	日向、豊後 （日向灘） M=7 3/4±1/4 （M=7.4）	・震源は佐伯湾沖で大分、臼杵、佐伯で震度 6、国東で震度 5。佐伯城石垣崩れ、城下で家破損。臼杵で家潰 531 軒、半潰 253 軒。大分城内で石垣崩れ 8、楼門破損、家潰 271 軒。 ・臼杵で汐入田 2,666 歩、水死者 2 人、海水の上下が見られた。津波の高さは 2～2.5mと推定される。
1854 年 12 月 23 日 （安政元） 安政東海地震	東海、東山、南海諸道 M=8.4	・被害は伊豆から伊勢湾に及んだ。県内ではゆれを感じた。
1854 年 12 月 24 日 （安政元、嘉永 7） 安政南海地震	畿内、東海、東山、北陸、南海、山陰、山陽道 （紀伊半島沖） M=8.4	・前日発生した安政東海地震の 32 時間後に発生した。被害のひどかったのは紀伊、畿内、四国であった。県内では、別府で震度 5～6 であった。大分藩で家潰 4546 軒、死者 18、臼杵藩で家潰 500 軒。津波は佐伯で 2m。 ・県内での津波の高さは、佐伯で 2mと推定される。
1941 年 11 月 19 日 （昭和 16）	日向灘（日向灘） M=7.2	・沿岸部で多少の被害があった。 ・津波の高さは、津久見で 35 ㎝、佐伯では 10cm であった。
1946 年 12 月 21 日 （昭和 21） 南海地震	東海道沖 （紀伊半島沖） M=8.0	・被害は西日本の太平洋側、瀬戸内に及んだ。津波も発生し、房総半島から九州沿岸を襲った。県内では震度 3～5、津波は約 1 mであった。被害は死者 4、負傷 10、建物崩壊 36、半壊 91、道路の破損 8。 ・県内での津波の高さは、別府で 70 ㎝、大分で 80 ㎝、大野川で 40 ㎝、臼杵で 40 ㎝、佐伯で 1mであった。
1968 年 4 月 1 日 （昭和 43） 日向灘地震	日向灘（日向灘） M=7.5	・被害の大きかったのは高知県と愛媛県であった。県内では負傷 1、道路破損 3、山崩れ 3。津波が発生した。 ・津波の高さは、TP 上では竹野浦で 1.26m、蒲江で 0.96mで、検潮記録による最大全振幅では大分（鶴ヶ崎）22 ㎝、佐賀関 12 ㎝、臼杵 135 ㎝、津久見 62 ㎝、佐伯 65 ㎝、蒲江 240 ㎝であった。

発生年月日	発生地域 （ ）は津波	県内、市内被害の概要
2011 年 3 月 11 日 （平成 23） 2011 年東北地方 太平洋沖地震	（三陸沖） M=9.0	・ 東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測、甚大な被害となった。 大分県内では養殖施設 8、定置網 2、標識灯 1 の被害はあった。 津波の高さは、別府湾で 55 ㎝、大分で 42 ㎝、佐伯市松浦で 43 ㎝であった。
2014 年 3 月 14 日 （平成 26）	伊予灘 M=6.2	・ 佐伯市（鶴見）で震度 5 弱。佐伯市内で軽傷者 1 人。 大分県内で住家 41 棟が一部損壊。
2016 年 4 月 14 日 （平成 28 年） 2016 年熊本地震	熊本地方 M=6.5	・ 熊本地震（前震）熊本県益城町で震度 7 ・ 佐伯市で震度 4。
2016 年 4 月 16 日 （平成 28 年） 2016 年熊本地震	熊本地方 M=7.3	・ 熊本地震（本震）熊本県益城町と西原村で震度 7 ・ 佐伯市で震度 5 弱。住家の一部破損 3 件。 ・ 大分県内で人的被害 33 人、住家被害 8,202 棟。

※当時の表記　日本被害地震総覧[416]-2001、日本被害津波総覧第 2 版、
大分県･大分地方気象台[大分県災異誌]などによる。

出典：佐伯市地域防災計画（地震･津波対策編）

南海トラフでの巨大地震は、約１００年周期で起こっていますが、東海地震は 160 年以上起こっていません。過去 3 度の大きな地震は、連動して起こっており、東海地震の発生により、東南海、南海、日向灘が連動した巨大地震と津波が心配されます。

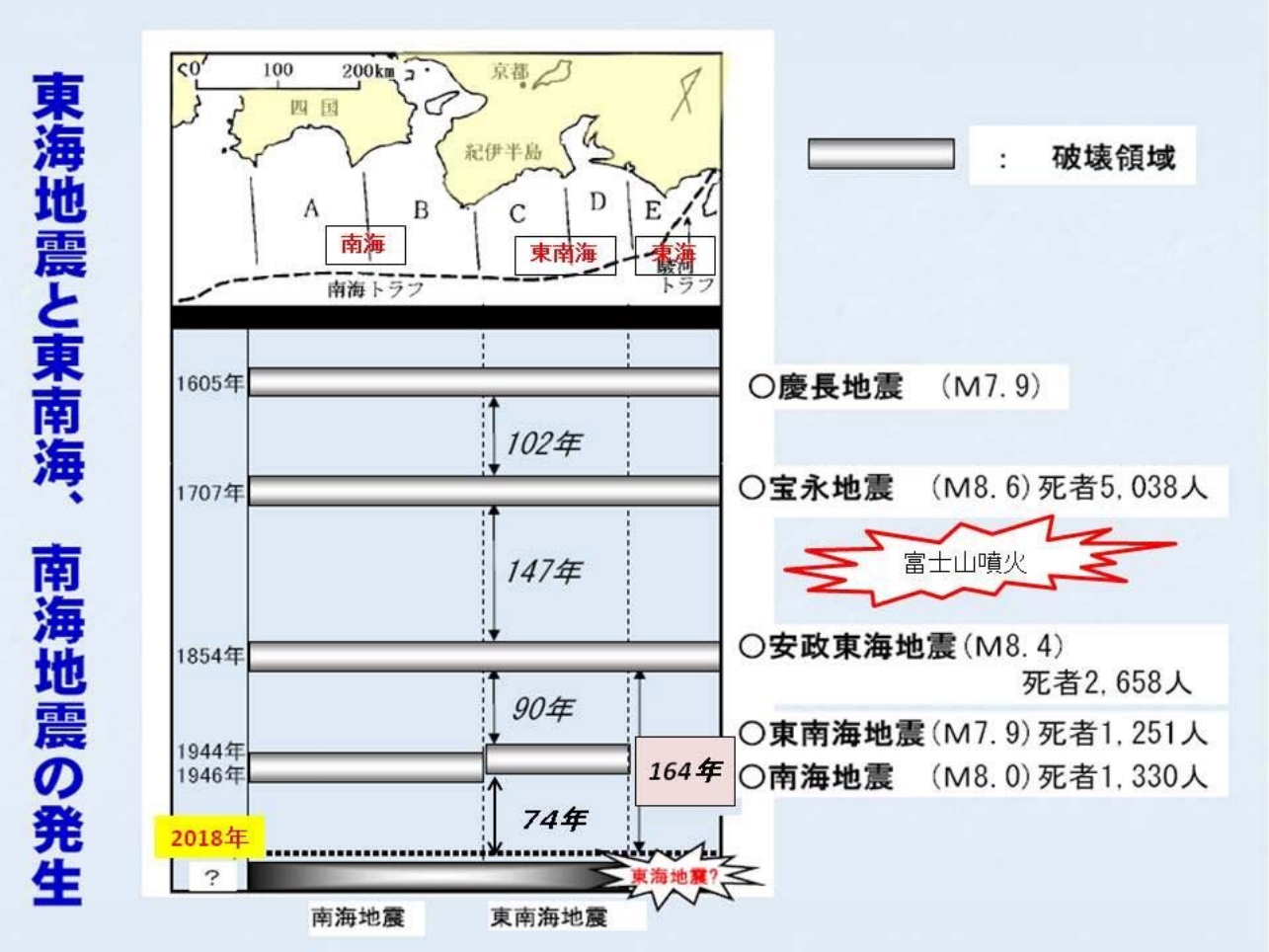

図 2-1　南海トラフを震源とする地震の間隔

2-2 想定される地震・津波災害

2-2-1 佐伯市における地震・津波想定

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震を受けて、大分県防災対策推進委員会 有識者会議・被害想定部会の意見を踏まえて行なった平成 24 年度大分県津波浸水予測調査・地震津波被害想定調査に基づき、県では、「大分県津波浸水予測調査結果」（平成２５年２月８日）を公表しました。

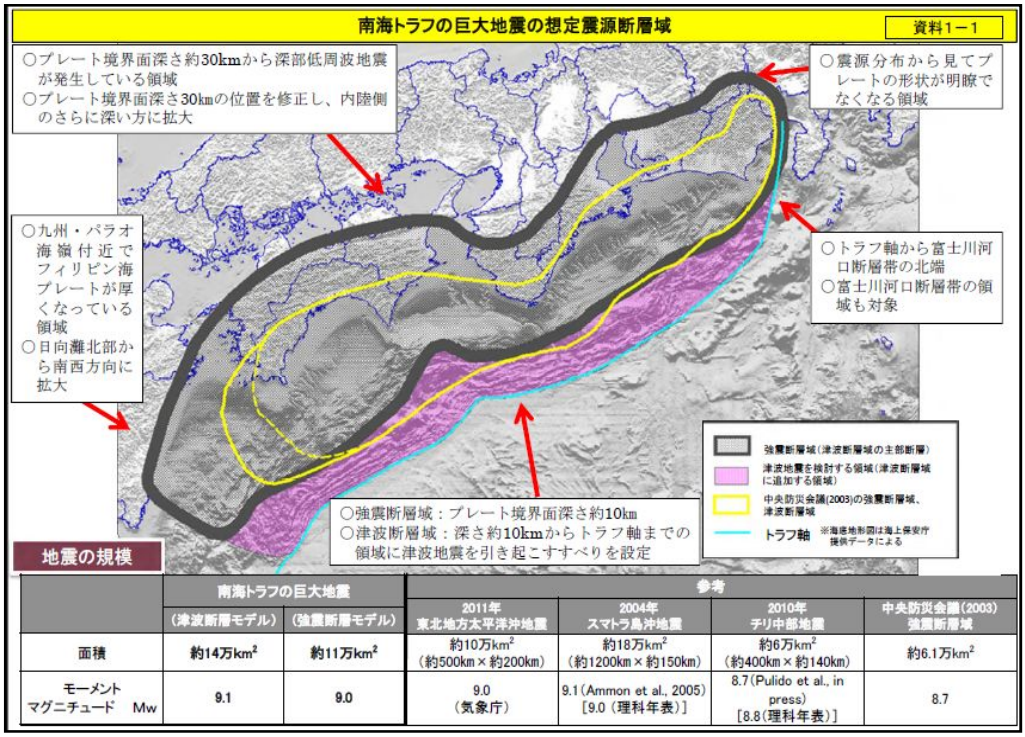

	南海トラフの巨大地震		参考			
	（津波断層モデル）	（強震断層モデル）	2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約14万km²	約11万km²	約10万km² （約500km×約200km）	約18万km² （約1200km×約150km）	約6万km² （約400km×約140km）	約6.1万km²
モーメントマグニチュード Mw	9.1	9.0	9.0 （気象庁）	9.1（Ammon et al., 2005） [9.0（理科年表）]	8.7（Pulido et al., in press） [8.8（理科年表）]	8.7

図 2-2 出典：H24.8.29 内閣府「南海トラフの巨大地震による津波高。震度分布等」より

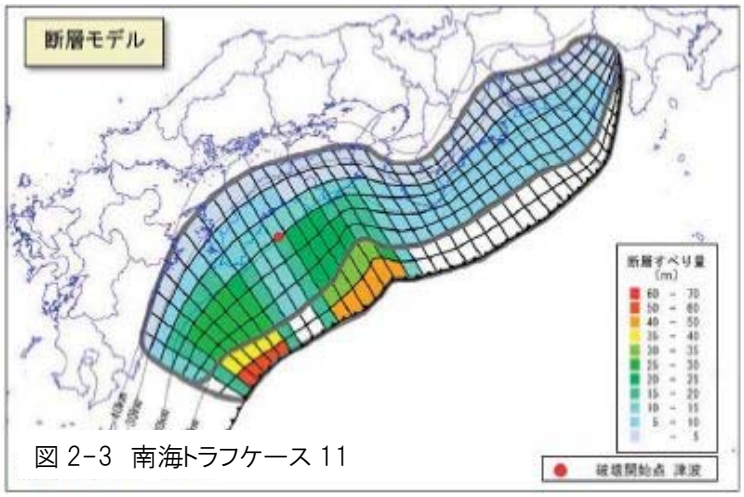

図 2-3 南海トラフケース 11

東海地震と日向灘への震源域の拡大を考慮したケースが発生すれば、佐伯市にも大きな被害が予想されます。
「佐伯市津波ハザードマップ」はこの想定を基に作成されています

表 2-2 出典：大分県津波浸水予測調査

市町村名	最大クラス
佐　伯　市	6強
津久見市	6強
臼　杵　市	6強
大　分　市	6強
宮崎県延岡市	6強
宮崎県日向市	7

（1）浸水面積

佐伯市における浸水面積は、25.98 ㎢ となっており、大分市に次ぐ浸水規模となっています。

表 2-3　大分県内各市町村の浸水面積

市町村名	浸水面積(㎢)	市町村名	浸水面積(㎢)
佐伯市	25.98	国東市	5.89
津久見市	3.68	姫島村	1.49
臼杵市	5.87	豊後高田市	13.66
大分市	45.48	宇佐市	7.71
別府市	3.69	中津市	3.21
日出町	2.69		
杵築市	6.14	全体	125.48

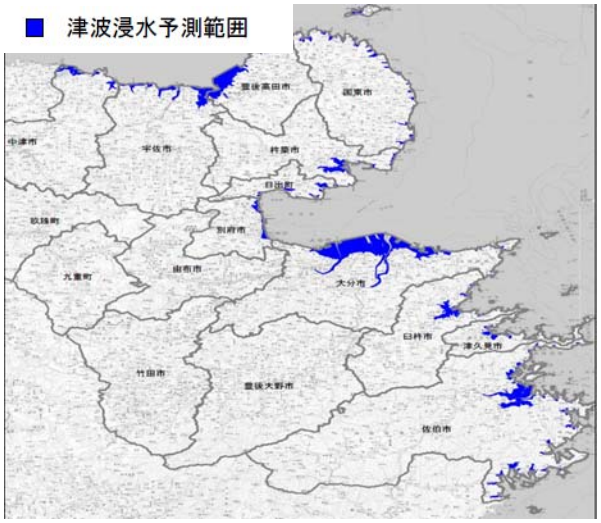

図 2-4　出典：大分県津波浸水予測調査結果

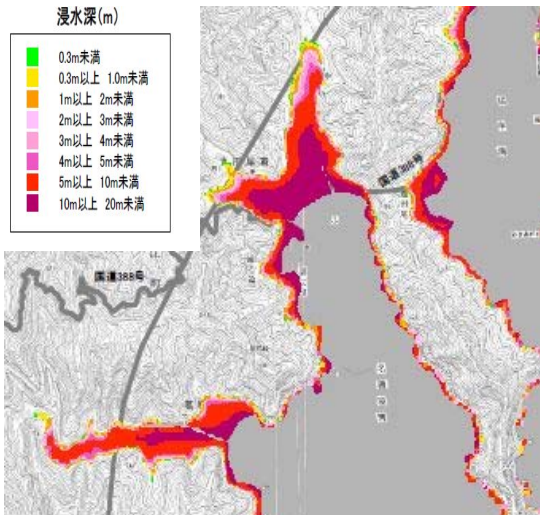

図 2-5　蒲江丸市尾浦周辺の浸水想定

（2）津波高・津波到達時間

本市における津波高は、最大で 13.50m、津波到達時間は最短で 26 分となっています。

表 2-4　最大津波高・津波到達時間

地点名	最大津波高 （地殻変動後）	＋1m波高 到達時間	最大津波高 到達時間
上浦蒲戸	5.26m	37 分	45 分
上浦津井	7.41m	41 分	50 分
葛港	7.40m	46 分	54 分
日向泊浦	6.23m	40 分	49 分
鶴見地松浦	6.29m	41 分	49 分
米水津浦代浦	12.76m	28 分	36 分
米水津色利浦	11.46m	28 分	36 分
蒲江新町	11.03m	26 分	32 分
蒲江丸市尾浦	13.50m	26 分	34 分

出典：大分県津波浸水予測調査結果

2-2-2 地震・津波による被害想定

県が公表した「大分県地震津波被害想定調査結果（南海トラフ巨大地震）」（平成 25 年 3 月 26 日）による、本市の被害想定は、以下のとおりです。

（1）建物被害

表 2-5　揺れ・液状化による建物被害（棟）

揺れ				液状化			
全壊		半壊		全壊		半壊	
487		1,032		703		1,154	
木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造
435	52	987	45	506	197	897	257

表 2-6　耐震補強後の揺れによる建物被害（棟）

揺れ				液状化			
全壊		半壊		全壊		半壊	
94		145		703		1,154	
木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造
65	29	117	28	506	197	897	257

表 2-7　津波による建物被害（堤防が機能しない場合）（棟）

全壊	半壊		床下浸水
		床上浸水	
13,924	9,239	4,211	1,295

表 2-8　急傾斜地による建物被害（棟）

全壊
8

表 2-9　火災による焼失被害（棟）

焼失
4

表 2-10　ブロック塀倒壊件数（件）

塀数	倒壊
33,764	3,595

（2）人的被害

表 2-11　死傷者（堤防が機能しない場合）（人）

区分	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
建物崩壊(冬 5 時)	7	0	1	14
津波(冬 18 時)	8,578	―	391	760
斜面崩壊(冬 5 時)	1	0	1	4
火災(冬 18 時)	0	0	0	1
ブロック塀倒壊(冬 18 時)	0	0	2	5

※「―」はゼロ、「0」は 0 より大きく、0.5 未満を表わす。(以下同じ)

表 2-12　死傷者（耐震補強後の建物崩壊による人的被害）（人）

区分	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
建物崩壊(冬 5 時)	1	0	0	2

表 2-13　死傷者（早期避難時の津波による人的被害）（人）

区分	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
津波(冬 5 時)	12	―	12	23

表 2-14　死傷者（早期避難時＋避難ビル効果時の津波による人的被害）（人）

区分	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
津波(冬 5 時)	5	―	11	21

表 2-15　避難所生活者数（人）

1 日後		1 週間後		1 ヵ月後	
避難所	避難所外	避難所	避難所外	避難所	避難所外
19,098	10,284	18,770	10,073	18,007	9,696

表 2-16　長期的住機能支障（人）

応急仮設住宅数（世帯）	応急仮設住宅からの移転先(世帯)			
	公営住宅	民間賃貸住宅	持家購入･建替	自宅改修･修理
2,070	1,325	197	325	48

表 2-17　帰宅困難者数（人）

2,041	大分市	津久見市	臼杵市	豊後大野市	県内その他	県外
	662	453	350	133	108	335

早期避難等で、人的被害を軽減できる可能性がある

第３章　津波防災地域づくりの課題

本章では、本市の現状やこれまでの取組、想定される地震・津波被害を踏まえ、津波防災地域づくりを推進していく上での課題を整理します。なお、津波防災地域づくりをきめ細かく行っていくため、課題は地区別で整理するとともに、地区別の課題を踏まえた上で本市全体に共通する課題を整理します。

3-1 課題の抽出（地域別）

1　最勝海浦地区（上浦）

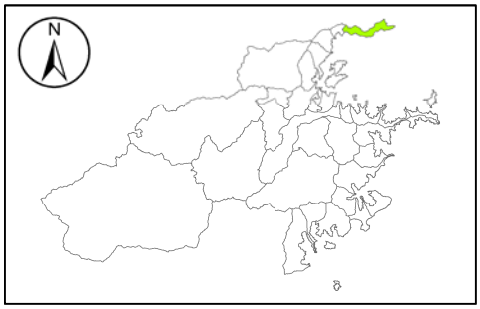

・集落はおおむね急傾斜地に近接し、流入小河川は土石流危険渓流が多く、集落部でボックス暗渠となり、生活動線や避難動線となっています。
・津波氾濫流の集落への影響を少しでも緩和させるため、胸壁等を整備することが望まれます。
・孤立を余儀なくされる地区であることから、孤立対策が課題となっています。
・現状では地震動による近接構造物の倒壊などによる避難経路の支障が懸念されるため、確実に避難しうる避難路の整備・拡充が課題となっています。

2　津井浦地区（上浦）

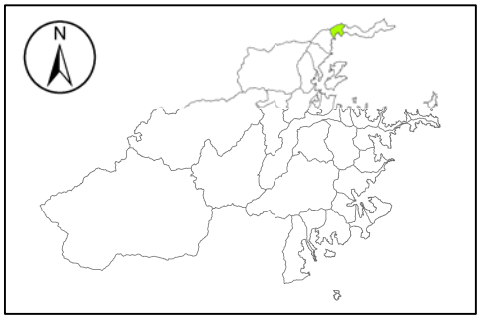

・急峻な山地・丘陵地と小河川により形成された小規模な低地から構成されています。
・国道 217 号より海側に公共性の高い施設が連続して立地していることから、当該施設群の前面の防護機能を強化することで、ある程度、津波氾濫流の地区への影響を緩和することが可能であると考えられます。
・ただし、この場合、海岸保全施設としての機能強化には、周辺施設整備との整合など、施設整備上の限界があることから、堤内地側での津波防災林の造成などの対策が望まれます。
・現状では、JR 日豊本線が高台への避難における支障となっていることから、避難路の機能強化や避難場所の機能強化が課題となっています。

3　浅海井浦地区（上浦）

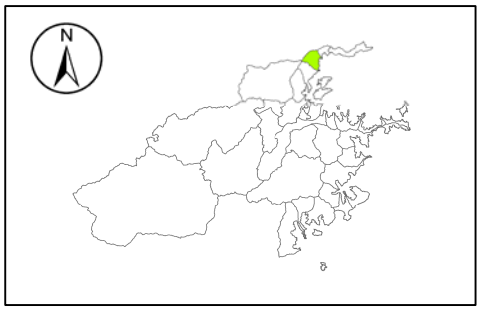

・急峻な山地・丘陵地が海岸沿いまで迫る地形特性となっています。
・浅海井地区では漁港施設には胸壁が存在しないため、防護施設の整備が望まれます。
・浪太地区でも同様の防護施設の整備が必要ですが、JR 日豊本線の鉄道盛土を活かした防災まちづくりが可能であると考えられます。
・ただし、両地区とも避難路の機能強化や避難場所の機能強化が課題となっています。

4　西上浦地区（佐伯）

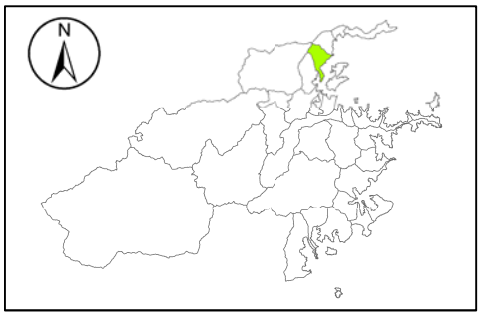

・急峻な山地・丘陵地が海岸沿いまで迫り、小河川の流下する谷部や海岸沿いの低地部に集落が成立しています。
・津波危険度の高い低地部の一部（造船所付近）について、防災無線がカバーされていないエリアがあります。
・JR 日豊本線が二線堤（津波浸水を軽減する堤防）として機能しうることから、JR 日豊本線の鉄道盛土を活かした防災まちづくりが可能であると考えられます。
・ただし、海岸付近に家屋が集積しているため、避難路の機能強化や避難場所の機能強化が課題となっています。

5　八幡地区（佐伯）

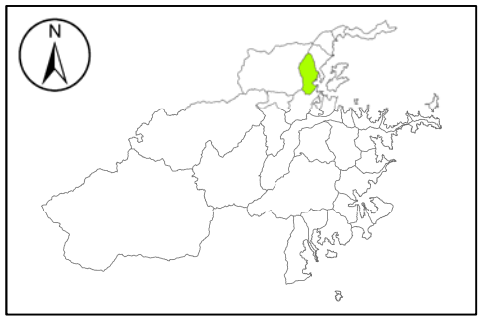

・佐伯湾奥部の島嶼及び半島に囲まれた天然の良港です。
・海岸沿いは旧セメント工場や造船所が集積しており、船舶の係留も多いことから、津波漂流物対策が課題となっています。
・主要動線に津波避難所の案内がないものがあることから、訪問者にもわかりやすい看板設置が課題となっています。
・産業地区からの津波発生時の避難動線の機能強化が必要であると考えられます。

6　鶴岡地区（佐伯）

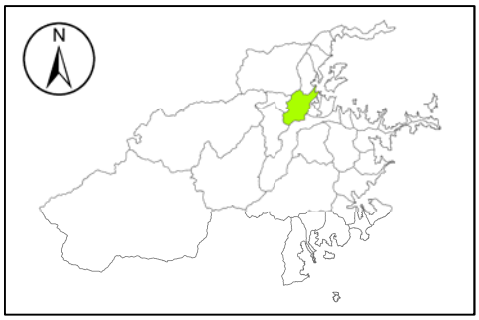

・低地に集落や市街地が形成されています。
・海岸沿いには造船所が立地しており、津波災害時には船舶等が漂流物となることから津波漂流物対策が課題となっています。
・番匠川の合流支川については、本川と同程度の防護水準ではなく、海岸防災構造物の津波に対する防護水準は高くないため、支川対策が課題となっています。
・都市計画による街区整備とあわせた避難路整備及び避難経路の案内等の充実が課題となっています。
・鉄道盛土は実質的な二線堤（津波浸水を軽減する堤防）として機能しうることからこれを活かした防災まちづくりが考えられます。

7　大入島地区（佐伯）

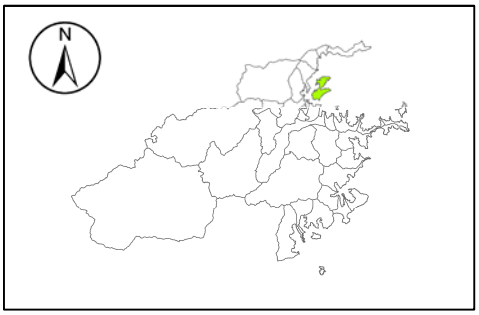

・全般的に急峻な山地・丘陵地であり、海岸沿いの狭い低地に集落が形成されています。
・防災時避難路と緊急避難路の２つの記載が存在するなど、サイン計画における標示の統一等が課題となっています。
・実質的に高台に避難し、孤立を余儀なくされる立地条件であるため、孤立を前提とした防災・減災対策が課題となっています。

8　佐伯地区（佐伯）

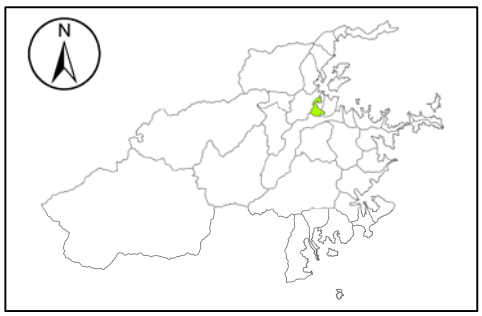

・一般市街地は、段丘地形より下位の低地に成立しており、番匠川と中川に挟まれた中州も市街地が形成されています。
・中洲地区については、避難の困難が想定されることから、避難困難地域対策が課題となっています。
・市街地からの避難は、避難経路の強化に加え、避難容量の確保や長期避難を想定した対策が重要となっています。
・主要動線以東の東西方向への避難誘導対策の強化が課題となっています
・中洲地区の安全な避難には地震時における落橋防止対策が必要となっています。

9　佐伯東地区（佐伯）

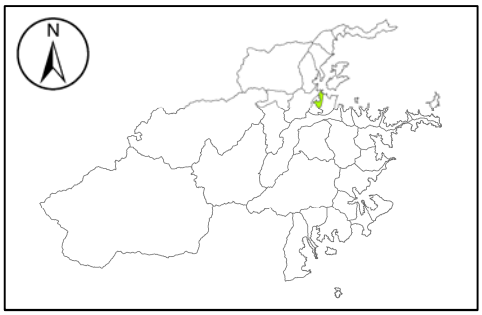

・当地区は、急峻な山地丘陵地に連続する埋立地を含む沖積低地です。
・佐伯港には定期船をはじめとする船舶が多数係留され、中川には数多くのプレジャーボートが係留されているため、津波漂流物対策が課題となっています。
・佐伯港では防護施設に相当する胸壁がほぼ確認できないことから、早期の避難が必要となります。
・人口が多いため、避難時に迷わず避難地に向かうことが望まれますが、主要動線である国道217号の渋滞等が懸念されることから、山地丘陵地への避難経路の確保が課題となっています。

10　渡町台地区（佐伯）

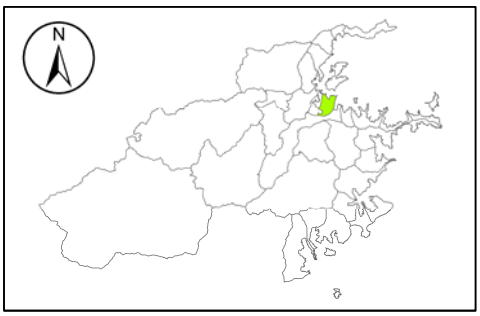

・北部は重要港湾である佐伯港があり、住宅や事業所が多く集まった地域です。
・佐伯港には船舶が多数係留され、中川には数多くのプレジャーボートが係留されています。また、佐伯港には、コンテナ、肥料、木材等の集積があり、プロパンガスをはじめ可燃物等を取り扱う工場群が存在しているため、津波漂流物対策が課題となっています。
・防護施設に相当する胸壁がほぼ確認できないため、早期の避難が必要となります。
・人口も多いため、避難時には迷わず避難地に向かうことが望まれますが、島嶼地形を有効活用した避難路整備が課題となっています。

11　上堅田地区（佐伯）

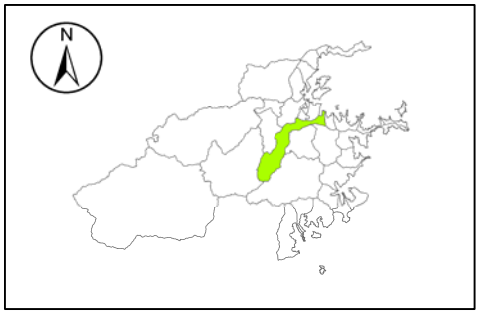

・番匠川及び堅田川による沖積低地で形成されています。
・河口部では、防災無線の強化に加え、避難路の充実が課題となっています。
・孤立の懸念があるため、長期化への対応策が必要となっています。
・避難経路が長い地区が存在すること、津波避難ビルとして代替しうる建築物が低地にほとんど存在しないことから、津波避難地までの迅速な避難が課題となっています。

12　下堅田地区（佐伯）

・集落の多くは山地・丘陵地沿いの微高地に成立しており、低地の多くは農地として利用されています。
・当該地区には機器メーカー工場が存在し、従業員が津波避難地に向かう場合の支障が懸念されます。
・避難等が長期に及ぶことも想定され、避難時の混乱等を軽減する観点から、避難等の対応やルールについて、市及び地元と機器メーカー関係者とで確認しておくことが望ましいと考えられます。

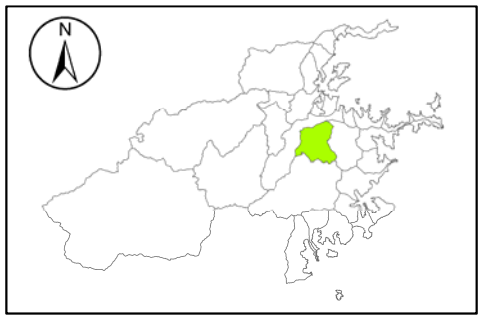

13　木立地区（佐伯）

・山地・丘陵地と番匠川右支川である堅田川に合流する木立川により形成された沖積低地から構成されます。
・集落背後の急傾斜地崩壊危険箇所について安全性を強化しておくことが望ましいと考えられます。

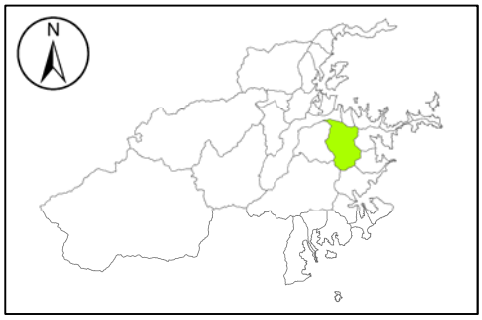

14　吹浦地区（鶴見）

・おおむね山地・丘陵地が海岸沿いまで迫り、小河川の形成する沖積低地に集落が形成されています。
・集落の前面に位置する漁港には、多くの小型船舶が係留されているため、津波漂流物対策が課題となっています。
・主要動線に設置されている津波災害時の避難看板は、避難場所が複数ある場合に避難場所が把握できないなど、避難誘導対策が課題となっています。
・漁港施設に胸壁等が整備されていないため、津波氾濫流の影響を軽減する目的で、胸壁等を整備することが望まれます。
・急傾斜危険区域の対策整備を活かした避難路・避難場所が課題となっています。

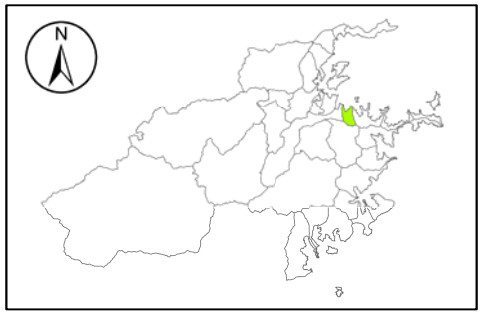

15　地松浦・沖松浦・有明浦地区（鶴見）

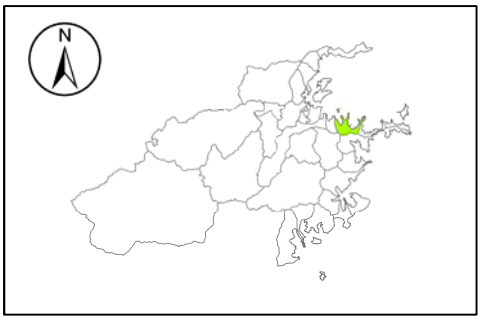

・おおむね山地・丘陵地が海岸沿いまで迫り、小河川の形成する沖積低地に集落が形成されています。
・津波災害時における漂流物及び津波火災の危険性が高いため、船舶等の漂流物対策が課題となっています。
・津波氾濫流の影響を軽減するため、胸壁等の整備が望まれます。
・当該地区は孤立を余儀なくされるものと考えられるため、孤立対策が課題となっています。
・避難所に関し、海岸沿いでは、避難方向は示されているものの避難場所までの距離がやや遠く、どこに避難するのかまごつく懸念があるため、避難誘導対策が課題となっています。

16　羽出浦・中越浦地区（鶴見）

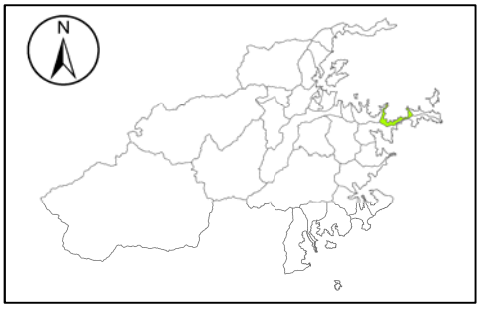

・急峻な山地・丘陵地が海岸まで迫る地形となっています。
・係留船舶や、近隣の養殖用筏は、津波氾濫時の漂流物となり得るため、津波漂流物対策が課題となっています。
・確実な避難に向け、避難路の安全性を確保するなど、避難路の機能強化や避難場所の機能強化が課題となっています。

17　丹賀浦・梶寄浦地区（鶴見）

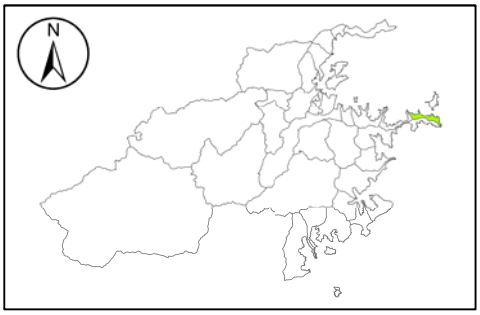

・急峻な山地が海岸まで迫っており、集落は湾形状を呈する狭い沖積低地に成立しています。
・津波氾濫流の影響を軽減するため、胸壁等を整備することが望まれます。
・津波氾濫時における漂流物、及び津波火災の懸念があるため、津波漂流物対策が課題となっています。
・鶴見半島の東端に位置するため、想定災害時には孤立が想定されることから、孤立を前提とした対策が必要となります。

18　大島地区（鶴見）

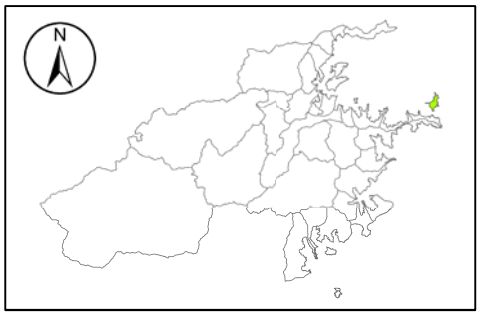

・集落は、西側の低地部に成立しています。
・津波災害を想定した避難経路の看板や避難地を示す看板が確認できないため、避難路や避難場所を示す看板等の設置が課題となっています。
・津波災害時には主要動線が寸断され、島内の集落がそれぞれ孤立する懸念があります。また、海上交通が長期にわたり途絶される懸念があるため、ヘリポートの整備や自立分散型の避難施設、避難所の機能強化が課題となっています。

19　浦代浦・竹野浦・小浦地区（米水津）

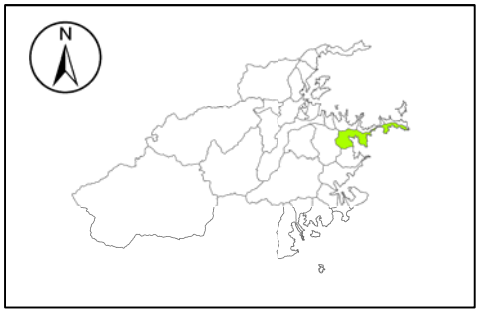

・海岸沿いまで山地が迫る急峻な地形であり、集落は概ね西部のリアス地形の湾奥部の低地に形成されています。
・当該地区の前面の海域には多くの養殖筏が存在しますが、これらは漁港に係留されている船舶とともに、津波氾濫時の漂流物になり得るため、津波漂流物対策が課題となっています。
・西部地区などのまとまった集落などにおいて、避難経路がわかりにくいものが存在など、避難誘導対策が課題となっています。
・津波到達時間が 28 分前後と短く、外海からの津波の進行を直接受けやすい位置にあるため、確実に避難できるよう避難路の機能確保に向けた安全対策が課題となっています。
・避難の長期化を考慮すると、孤立を前提とした対策が必要となります。

20　色利浦・宮野浦地区（米水津）

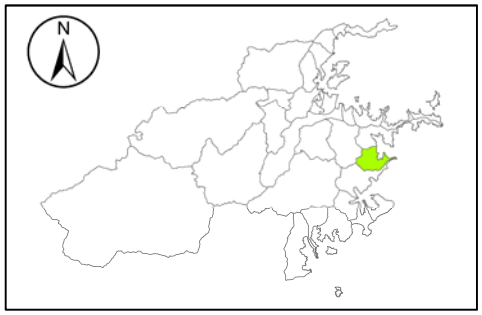

・集落は米水津湾内の海岸沿いの低地に形成されています。
・色宮漁港に防護施設がほとんど存在していないため、胸壁等を整備することが望まれます。
・係留船舶等の漂流物の被害を軽減するための津波漂流物対策が課題となっています。
・中心部はやや避難しにくい構造であるため、避難路の機能強化や避難場所の機能強化が課題となっています。
・避難の長期化を考慮すると、孤立を前提とした対策が必要となります。

21　畑野浦地区（蒲江）

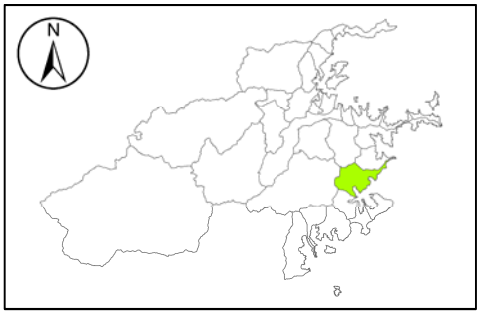

・海岸線は豊後水道に面する急峻な山地に連なる天然海岸が卓越しています。集落は流入小河川により形成された沖積低地に成立しています。
・避難経路が狭く、避難地誘導の看板等が設置されていないか、または分かり難いところが多いため、サイン計画が課題となっています。
・漁港施設には胸壁等の防護施設がほとんど存在していないため、津波氾濫流の影響を軽減するため、胸壁等を整備することが望まれます。
・係留船舶等の漂流物の被害を軽減するための津波漂流物対策が課題となっています。

22　楠本浦地区（蒲江）

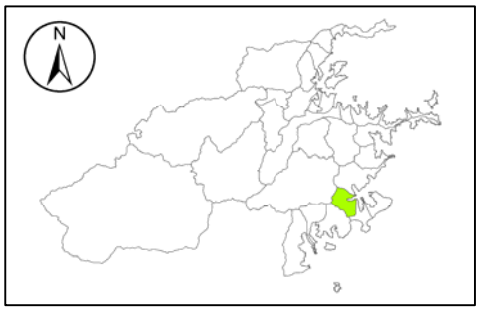

・山地・丘陵地が卓越し、海岸沿いの低地部に集落が形成されています。
・主要動線が海岸沿いにしかないため、津波災害により寸断された場合には、孤立を余儀なくされるため、孤立対策が課題となっています。
・漁港施設には胸壁等の防護施設がほとんど存在せず、海岸堤防護岸の開削部には陸閘等が存在しないため、胸壁等を整備することが望まれます。
・避難看板がほとんど無いため、サイン計画が課題となっています。
・避難の長期化を考慮すると、孤立を前提とした対策が必要となります。

23　竹野浦河内地区（蒲江）

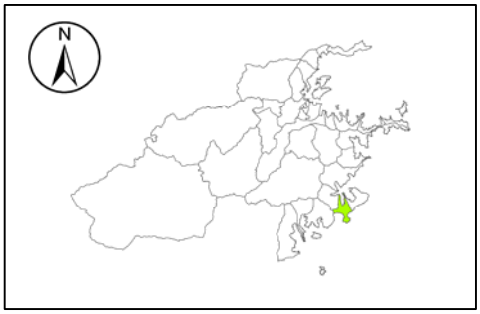

・集落は、津波遮蔽域となる河内湾奥部と、外洋に面した元猿湾に面した低地部に形成されています。
・河内湾奥部には多くの係留船舶や養殖筏等が存在することから、津波漂流物対策が課題となっています。
・海岸部から山地部へ向かう避難動線は、車両通行可能な動線と平面交差する箇所が多いため、避難誘導対策が課題となっています。
・漁港施設には胸壁等の防護施設がほとんど存在していないため、胸壁等を整備することが望まれます。
・避難の長期化を考慮すると、孤立を前提とした対策が必要となります。

24　西野浦地区（蒲江）

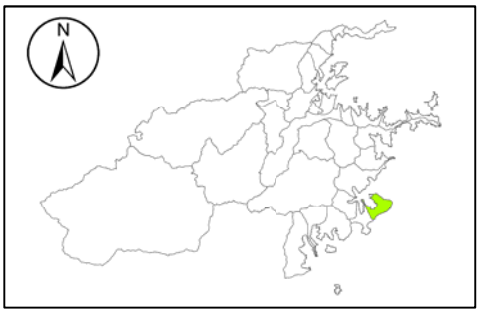

・急峻な山地が卓越し、西浦湾に面した海岸沿いの低地部に集落が形成されています。
・湾内には、係留漁船や筏が多数存在しており、津波漂流物対策が課題となっています。
・漁港には胸壁が存在しますが、各所で開削されており、所定の機能を発揮し難い状況です。胸壁等を整備することが望まれます。
・当該地区は半島部の先端に位置する地区であり、避難の長期化が懸念されることから、孤立を前提とした対策が必要となります。

25　蒲江浦・猪串浦地区（蒲江）

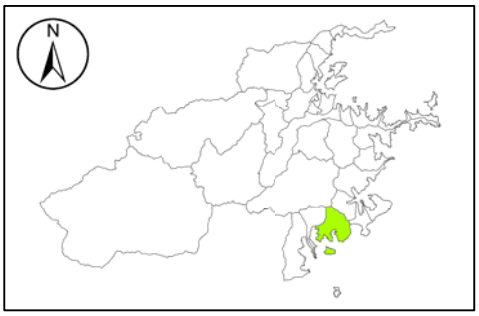

・市街地は、蒲江湾奥部に形成された沖積低地や埋立地に形成されています。屋形島では外洋波浪に対して遮蔽域となる北側に集落が形成されています。
・蒲江湾内には、蒲江漁港として、係留船舶が多く存在しており、津波漂流物対策が課題となっています。
・道の駅かまえ等の集客施設があり、休日には多くの訪問者でにぎわっているため、これら訪問者の避難誘導対策が課題となっています。
・漁港には胸壁等の防護施設がほとんど存在せず、河川護岸等についても古い施設が多いことから、防護施設を整備することが望まれます。
・当該地区の中心地区では、内陸に向かう主要動線として県道 37 号線が存在し、東九州自動車道も近接することから、避難動線だけでなく、佐伯市南部地区における災害復旧を見据えた復旧動線の確保等、復旧計画を見据えた施設整備等の対策の観点から、避難機能だけでなく、復旧拠点としての機能強化も課題となっています。
・この地区には離島が含まれることから、避難の長期化を考慮すると、長期の孤立を前提とした対策が必要となります。

26　深島地区（蒲江）

・南部と北部の２つの島が中央の砂州で結ばれたひょうたん形の離島です。
・外洋から進行する津波が低減され難いため、海岸保全施設の防護施設の機能を確保し、津波氾濫流の影響を軽減することが課題となっています。
・休日などは特に訪問者が多くを占めています。避難の長期化を余儀なくされる危険性を考慮すると、孤立を前提とした自立分散型の避難施設、避難所の機能強化が課題となっています。
・その他、津波の監視には適した立地条件となっていることから、防災情報の視点から、津波監視カメラの設置など、視覚情報提供基地としての整備が望まれます。

27　野々河内浦・森崎浦地区（蒲江）

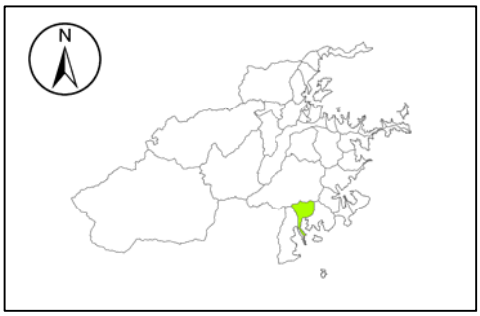

・猪串湾を囲む山地であり、集落は海岸沿いの沖積低地に形成されています。
・猪串湾内には、灘内漁港として係留船舶が多く存在しており、津波漂流物対策が課題となっています。
・防災構造物の防護水準は低いため、胸壁等の整備が望まれます。
・当該地区には、“かまえインターパーク海べの市”等の集客施設があり、休日には多くの訪問者でにぎわうことから、外部からの訪問者の避難誘導対策、津波避難路及び避難場所の機能強化が課題となっています。

28　丸市尾浦・葛原浦・波当津浦地区（蒲江）

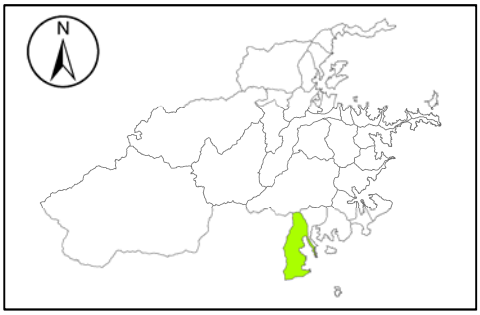

・集落は沖積低地におおむね形成されています。
・丸市尾浦地区では、丸市尾漁港に係留船舶が多く存在し、津波漂流物対策が課題となっています。
・近傍に東九州自動車道建設残土を利用した避難高台が位置し、当該箇所を活かした避難施設の整備等が課題となっています。
・大内川河口部は近傍に山地丘陵地がありますが、避難対策が課題となっています。
・波当津地区では、特に海水浴場付近からの避難について、海岸沿いの避難誘導対策が課題となっています。
・防災無線の空白エリアが存在し、避難経路の看板もわかりにくいことから、避難経路及び避難場所の機能強化が課題となっています。

3-2 課題のまとめ

本市の現状やこれまでの取組、地区別で整理した課題及び協議会での意見を基に、本市全体で津波防災地域づくりを推進していく上での課題を以下に整理します。

14 項目の課題を主に以下の４つの視点から分類しました。

①地震による建物の倒壊や土砂災害、液状化の発生等による避難経路の途絶への対応
②津波による人的・物的被害への対応、漂流物による被害への対応
③避難者の孤立対策や道路の啓開対策、復興対策
④地震や津波に対する意識の醸成
⑤事前復興を踏まえたまちづくりのビジョン
⑥津波浸水後の排水対策
⑦自主防災組織の高齢化、広域での組織作り
⑧各種計画との整合性、計画の整理
⑨広域支援体制の構築
⑩孤立地域の早期解消のための対策
⑪学校と地域の連携
⑫市内での地域間連携（海岸部と山間部）
⑬個人の防災力（防災意識）の向上及び継続性
⑭要配慮者（避難行動要支援者）対策

生命を守る　「逃げる」ことを想定したハード・ソフト対策が必要な課題　→　①・⑦・⑭

被害を減らす　「地震・津波被害」を想定したハード対策等が必要な課題　→　①・②

津波に備える　孤立地域対策や市民の防災意識を醸成する対策が必要な課題　→　④・⑧・⑩・⑪・⑬

津波から復旧復興する　被災者の救助や生活再建、復興対策が必要な課題　→　③・⑤・⑥・⑨・⑫

※津波漂流物への対策等、今回抽出された課題によっては、効果的な対策案を示せていないものがあります。今後、定期的に計画を見直す中で、現実的に実施可能なものについては、課題解決に向けての調査・研究、関係機関との調整を図っていきます。

生命を守る：「逃げる」ことを想定したハード・ソフト対策が必要な課題

（１）地震による建物の倒壊や土砂災害、液状化の発生等による避難経路の途絶への対応（課題①）

市内中心部及び吹浦、色利浦、宮野浦、畑野浦、竹野浦河内、蒲江浦、森崎浦、丸市尾浦、萱原浦、波当津浦は液状化の可能性が高い地域です。特に市内中心部は木造建築物の割合も 80%を超える地域が多いため、建物倒壊やブロック塀の倒壊により避難経路が途絶される可能性があります。

住宅の耐震化促進事業に加え、大多数の避難者の避難経路となりうる幹線の地盤改良等による液状化対策や電柱等の道路占用許可規制、地域住民による避難経路の点検等が必要となります。

図 3-1,図 3-2　狭い避難経路の例

（２）自主防災組織の高齢化、広域での組織作り（課題⑦）

自主防災組織に関わらず、行政区そのものの高齢化及び人口減少が問題となっています。平成 72 年（2060 年）には、佐伯市の人口は、3.4 万人まで減少すると推計されており、いくつかの行政区ではすでに広域的な組織作り（複数の行政区で一つの自主防災組織を結成）を行っています。少子高齢化・人口減少対策としては、「佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27 年度（2015 年度）に策定し取組を行っていますが、高齢化は避けて通れない状況です。

地域によっては、自主防災組織の構成員の人数や年齢に差があるため、地域の実情をより細かに調査し、それぞれに応じた対応を図る必要があります。また、学校や企業と協力体制の整備を図ることも必要です。

（３）要配慮者（避難行動要支援者）対策（課題⑭）

要配慮者とは、自ら避難することが困難な人や避難所での避難生活が困難な人のことで、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語の理解が不十分な外国人も含まれます。避難することが困難な「避難行動要支援者」については、福祉保健部を中心に取組を行っており、地域と連携して対策を講じていく予定です。しかしながら、ここでも要支援者を支援する立場の人員が確保できるかという問題もあり、（２）の課題とも共通します。

避難行動要支援者名簿の周知と避難支援プラン（個別計画）の作成、福祉避難所の協定の推進やマニュアルの策定等が必要です。また、福祉避難所については、市内の施設は被災する可能性が高く十分機能しないことも想定されるため、広域的な対策が必要となります。

被害を減らす：「地震・津波被害」を想定したハード対策等が必要な課題

（１）津波による人的・物的被害への対応、漂流物による被害への対応（課題①②）

津波対策を講じるために想定される津波のレベルが以下のとおり整理されており、本計画で想定されている津波のレベルは最大クラスの津波（L2 津波）です。ハード整備の基準は、**比較的発生頻度の高い津波（L1 津波）**を想定したものであり、L2 津波が発生した場合には、津波を完全に防ぐことはできません。

各地域別の課題でも分かるように、津波を防ぐような施設がない地域が多いことから、被害軽減に繋がる整備を各施設管理者が進めていく必要があります。

津波の分類	津波レベル	基本的考え方
最大クラスの津波（L2 津波）	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波（千年に一度程度）	ソフト対策を講じるための基礎資料の「津波浸水想定」を作成
比較的発生頻度の高い津波（L1 津波）	最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から数百年の頻度）	ハード対策（堤防整備等）の目安となる「設計津波の水位」を設定

図 3-3

図 3-4

まずは、各施設の点検や調査を行い、結果により早急に対応する必要がある施設から補修工事等の対策を進めていくことが重要です。

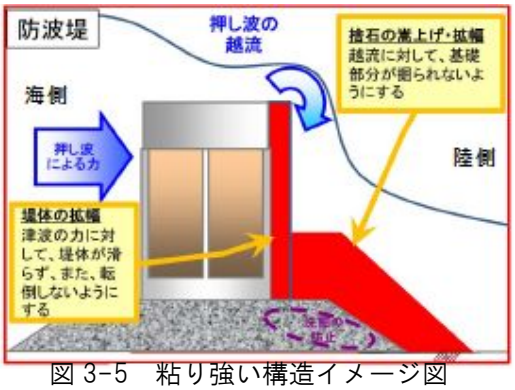

図 3-5　粘り強い構造イメージ図

←発生頻度の高い津波（L1 津波）に対して機能を維持するとともに、それを超える津波に対しても、全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能となる構造上の工夫（粘り強い構造）の例

津波に備える：孤立地域対策や市民の防災意識を醸成する対策が必要な課題

（１）各種計画との整合性、計画の整理（課題⑧）

防災面でのソフト対策及びハード対策は、上位計画である佐伯市総合計画、佐伯市地域防災計画、南海トラフ地震防災対策推進計画により進めています。今回の推進計画は、その上位計画との整合性を図るとともに、まちづくりの基本となる都市計画マスタープランや佐伯市中心市街地活性化基本計画等とは調和を図ることとなっています。

推進計画での議論をより深化することにより、逆に総合計画や地域防災計画に反映すべき取組の把握が重要となります。

（２）地震や津波に対する意識の醸成・個人の防災力（防災意識）の向上及び継続性（課題④⑬）

自主防災組織を結成していない地区や地域避難訓練を行わない地区など、意識の高い地域とそうでない地域の差があることが課題といえます。また、市民個人によってもばらつきがあるため、いかにより多くの市民に高い防災意識を持ってもらうかが課題です。

自分の命は自分で守るという意識を浸透させるため、啓発と訓練の徹底が必要になります。

【先進地事例】

静岡県焼津市では、８月に総合防災訓練、１２月に地域防災訓練、３月に災害時初動訓練（津波避難訓練）を住民主導で行っています。特徴的なのは、市が訓練の指導をするのではなく、重点項目等を示し、各地区（自主防災組織）が訓練内容や方法を決定、実施しています。

全域での意識向上とレベルアップのために、８月の総合防災訓練時に模範的な訓練を行っているモデル地区を設定し、他地区の役員が視察し、１２月の地域防災訓練の参考にするという手法を取っています。また、３月の訓練については、津波浸水想定区域内の地区は必ず参加することとしています。

（３）学校と地域の連携（課題⑪）

市内の小中学校は、地震津波時や風水害時の避難所として指定されているところも多く、地域の人にとっては、通常時でも体育行事を行うなど、地域の拠り所となっています。学校によっては、校舎内に地域の備蓄物資を置いたり、会議を行ったりする地域開放場所を設け、地域の人と施設を供用するなどの取組も行っており、防災面でも協力関係を築いています。

学校と地域が共同で避難訓練や避難所運営訓練を実施するなど、お互いにサポートし合える関係を構築するため、教育委員会とも協力して施策を推進する体制の強化が必要になります。

（4）孤立地域の早期解消のための対策（課題⑩）

平成 25 年度（2013 年度）に示された内閣府の調査データによると、農業集落 33、漁業集落 19 で合計 52 集落が、孤立地域になるとされています。今後、行政区を単位としたより詳細な地域の洗い出しが必要となります。

孤立の定義

・道路交通または海上交通による外部からのアクセスが、地震や風水害により、人の移動、物資の流通の点で困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる状態をいう。（一部略）

孤立に至る条件

・地区または集落へのすべてのアクセス道路が土砂災害危険箇所に隣接している。船舶の停泊施設がある場合は、地震または津波により当該施設が使用不能となるおそれがある。以上のとおり、南海トラフ巨大地震を想定した場合、集落へのアクセス道路が海岸線のみの地域は、ほぼ孤立集落となり、山間部においても地震動での土砂災害により道路が寸断され孤立する可能性のある集落もある。ただし、う回路を使用できる可能性もあることから、沿岸部に比べ孤立可能性及び長期化のリスクは低くなると考えられる。

津波浸水想定区域外にアクセス道路を新設することや集団移転促進事業などにより孤立のリスクを軽減することも考えられますが、現状の地形や道路網を考慮すると孤立地域の発生を防ぐことは困難です。

現在、大分県が平成 27 年度（2015 年度）に地震・津波に伴う孤立集落等支援指針を示し、ワーキンググループを結成して、上浦、鶴見、米水津、蒲江の各避難地における救援ポイントを設定し、自衛隊や消防等の関係機関とも情報共有するように取組を行っています。今後は、より詳細な対策を協議していくことが必要となります。

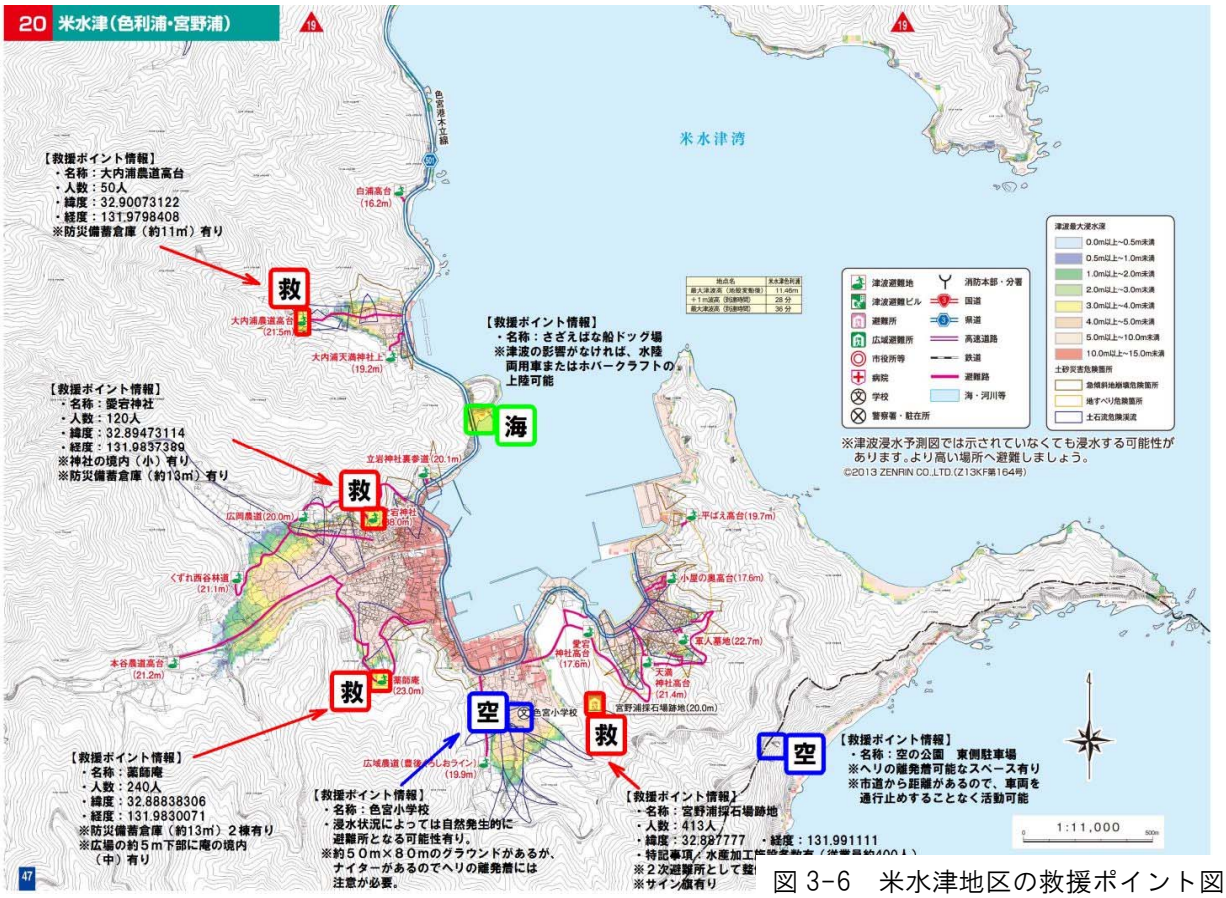

図 3-6　米水津地区の救援ポイント図

津波から復旧復興する：被災者の救助や生活再建、復興対策が必要な課題

（１）道路の啓開対策、復興対策（課題③）

津波による被災後には、市街地を中心に倒壊した建物や車両等により、通行が困難な状況が数日続くと想定されます。そのため、救助、救援のための緊急車両が通行できるようにするため、佐伯地区道路啓開実施計画が策定されています。

最優先啓開ルート、優先啓開ルートや国、県、市がそれぞれ啓開を行う区間を認識し、災害ガレキの一時仮置き場等の確保についても関係部署と連携するなど、実際に活動できる体制を整備することが必要です。また、復興の拠点となる市役所本庁舎が津波の浸水想定区域内にあるため、代替施設や被災後の庁舎利用についても考えておく必要があります。

（２）事前復興を踏まえたまちづくりのビジョン（課題⑤）

事前復興の考え方は、被災する前に、事前に被災した後のまちの形をどうするかを決めておくものです。今回の計画の中では、その具体的な内容の記載は困難ですが、今後、検討していかなければならない問題です。また、まちづくりのビジョンとしては、総合計画やマスタープランと関係しますので、調整を図りながら方向性を決定していく必要があります。

まずは、現状でも取り組める課題として、応急仮設住宅用地の拡充やみなし仮設住宅制度について整備していくことが必要です。

（３）津波浸水後の排水対策（課題⑥）

事前の地震動による地盤沈下により、津波浸水後そのままの状態が長期化する可能性もありますが、どの地域がどの程度そのような状態になるかは、現状不明です。東日本大震災では、防潮堤が仇となって浸水が長期化した例もあるほか、ガレキ等が排水路等に詰まり湛水が発生した例もあります。

湛水は、救助活動や救援活動の妨げとなるため、緊急排水対策体制を整備しておく必要があります。既存の排水機場の活用や 国土交通省が計画する排水ポンプ車運用計画等も含め、関係機関と確認が必要となります。

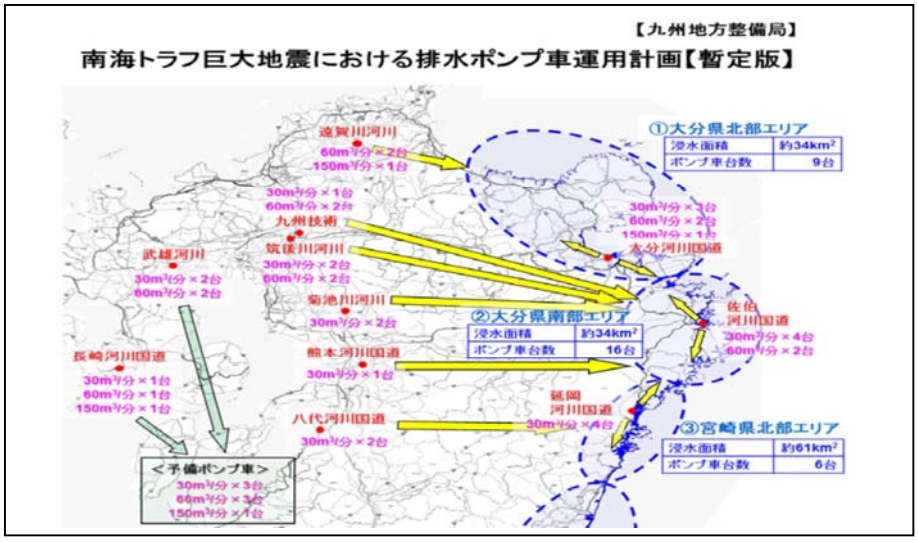

図 3-7　出典：国土交通省南海トラフ巨大地震対策

（4）広域支援体制の構築（課題⑨）

広域支援体制については、主に知事に対して、緊急消防援助隊や自衛隊の災害派遣要請、第七管区海上保安本部への支援要請を行うことができることになっています。

救助・救援の要となる緊急消防援助隊や自衛隊の進出場所については、地域防災拠点に位置づけられる下堅田地区の佐伯市総合運動公園を候補地としており、被害が想定される沿岸部の支援等を行う拠点となります。

上記のとおり、地域防災計画で支援要請等の関係は明記されていますが、さらに関係機関と細かい詰めを行っていく必要があります。また、支援を受け入れる体制の整備も必要なため、大分県や佐伯市消防本部が、既に策定済みの受援計画を本市においても早急に策定する必要があります。

佐伯市総合運動公園全体（地域防災拠点）のゾーニング（案）

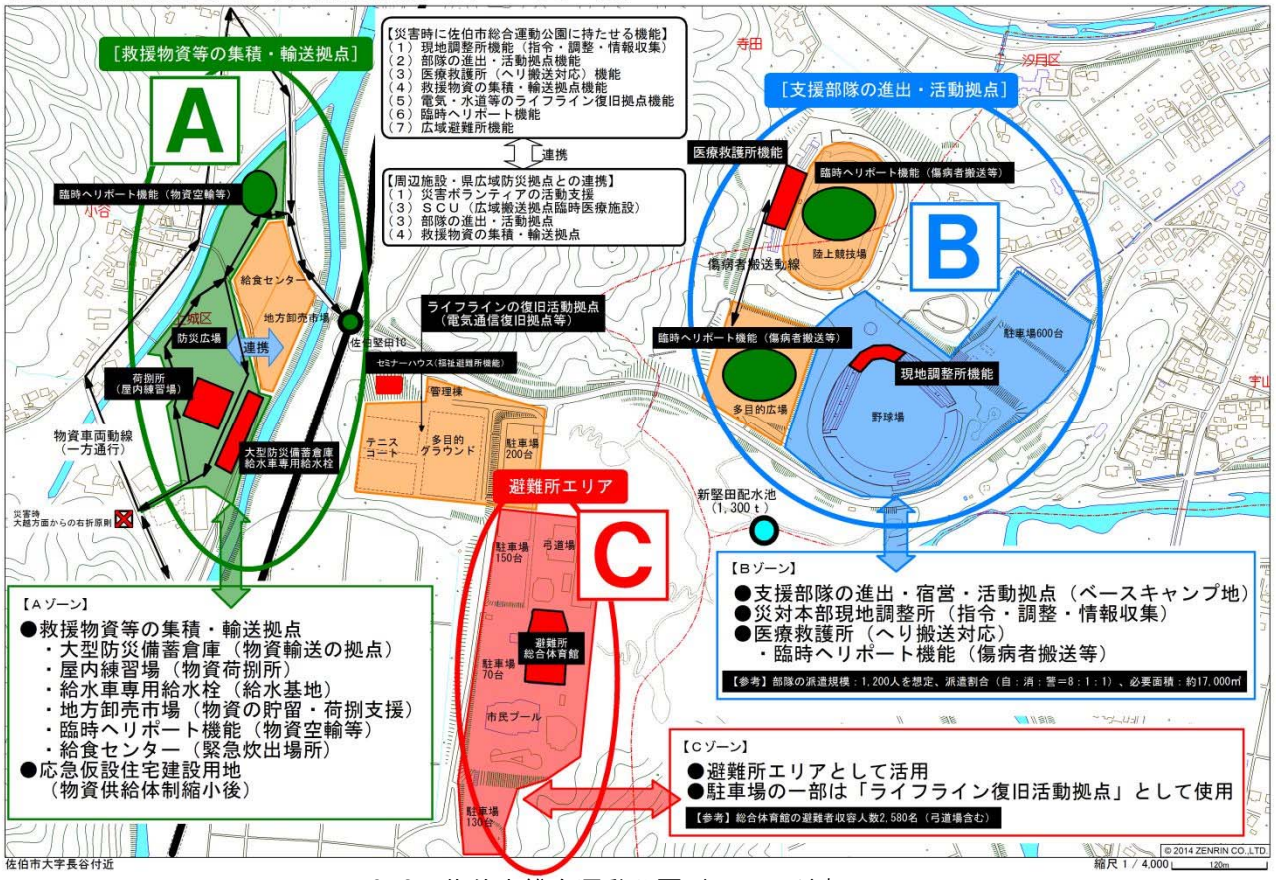

図 3-8　佐伯市総合運動公園ゾーニング案

（5）市内での地域間連携（海岸部と山間部）（課題⑫）

南海トラフ巨大地震が発生し、津波被害が実際に発生した場合は、上浦、西上浦、八幡、佐伯、佐伯東、鶴見、米水津、蒲江は、長期間避難生活を送れるような指定避難所はほとんどありません。そのような地域の方には、他の地域の指定避難所に移動してもらい生活を送ってもらいます。

津波浸水域ではない地域の方（特に山間部）には、津波被害があった場合は、海岸部の方が避難してくることを日常から考えてもらう必要があります。また、被災後には、同じ佐伯市民として住民同士助け合って生活できるよう、地域間の連携を常日頃から図れる施策が必要となります。

第４章　推進計画区域

本章では、本計画が対象とする区域について示します。

4-1 推進計画区域について

推進計画区域は、本計画が対象とする区域であり、本計画において必ず定める必要がある項目です。

推進計画区域の設定に際しては、推進計画区域内において土地区画整理事業に関する特例や津波避難建築物の容積率の特例、集団移転促進事業に関する特例が適用されること、津波防護施設の整備に関する事項を推進計画に定めることができること、浸水想定区域外において行われる事業等のあることなどを考慮して定めます。

4-2 推進計画区域の設定

南海トラフ巨大地震では、本市で最大震度６強の揺れが想定されています。また、浸水面積は25.98km^{2}と大分市に次ぐ浸水規模となっており、浸水区域が市街地及び漁村集落の広範囲に及ぶことが懸念されます。

そのため、短期的には浸水想定区域を中心に、中・長期的には浸水想定区域外も含めて津波防災地域づくりを一体的に推進していくことなどを踏まえ、本市全域を推進計画区域として設定します。

図 4-1　推進計画区域

4-3 推進計画の期間

計画の期間については、特に定める項目とはなっていませんが、本計画で想定している南海トラフ巨大地震においては、３０年以内に７０%～８０%の確率で発生すると言われており、その対応策が急がれるため、計画期間を 10 年と定め、５年以内（2022 年度末まで）に完了を目標とする事業を「短期」、５年超で完了を目標とする事業を「長期」として分類します。

また、これまでの取組を把握するために、完了している事業（協定の締結、計画の策定等を含む）については「実施済み」として記載するほか、既に実施中の事業でも期間に関係なく実施していく必要があるものについては、「継続」として記載します。

５年ごとに計画を見直し、新たに取組が可能となる事業等について追加記載します。

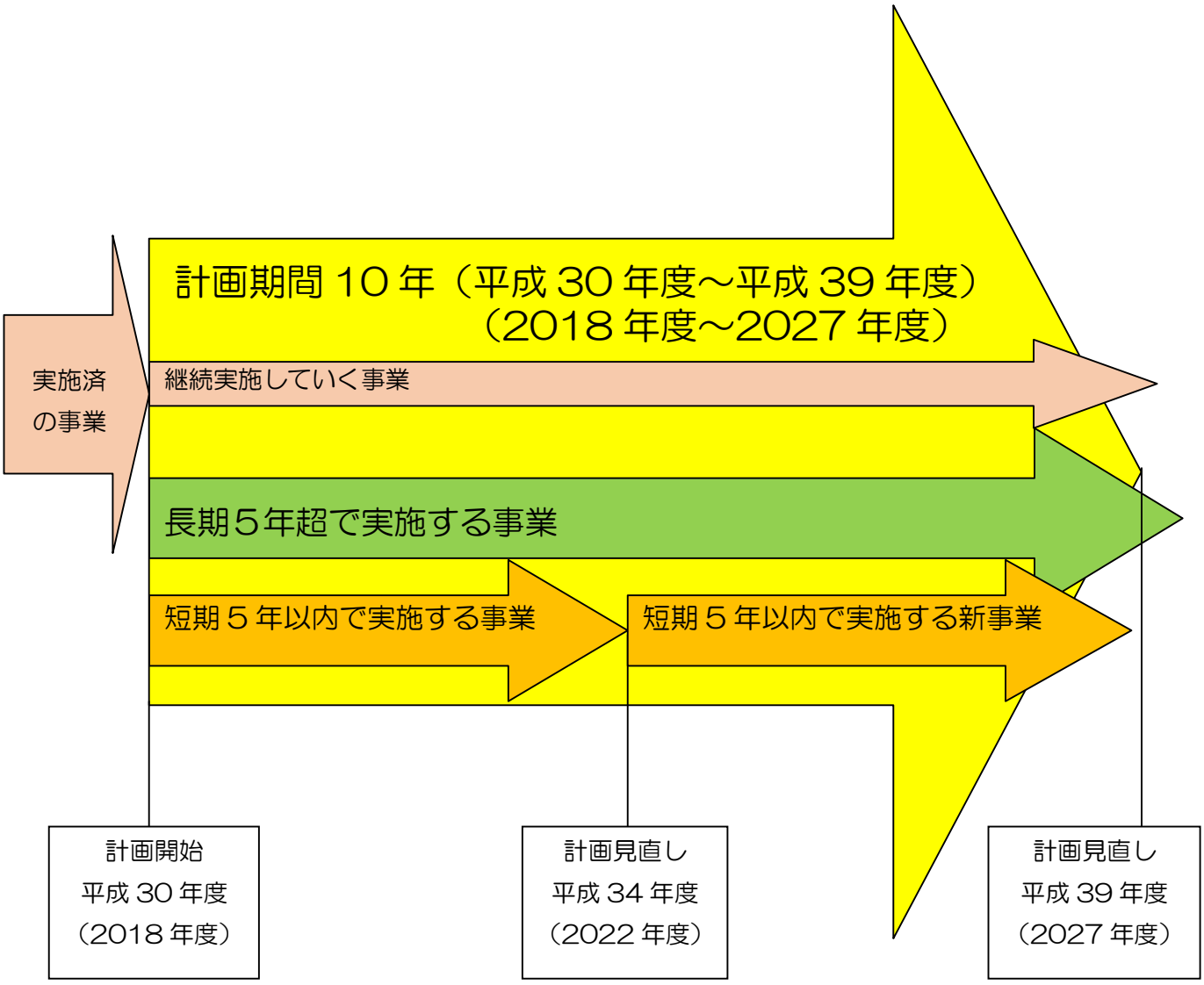

第５章　津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針

5-1 津波防災地域づくりの基本方針

津波災害から命を守り、将来の世代へ繋げるまちづくり

本市は大分県南東部に位置し、九州一広い市域面積を持つ市です。東部の佐伯湾、南東部の日向灘沿いには風光明媚なリアス海岸が広がり、浦と呼ばれる漁村集落が点在しています。重要港湾佐伯港を有するとともに、一級河川番匠川の河口部に市街地が形成され、城下町佐伯の面影を残しています。本市が面する豊後水道は屈指の好漁場であり水産業が盛んで県内第一位の生産量を誇っています。

また、山間部においては、スギ、ヒノキの植林も盛んなほか、自然林が多く残る「祖母・傾・大崩山系」は、ユネスコエコパークに登録されるなど自然環境に恵まれた地域となっています。

第２次佐伯市総合計画（平成 30 年策定予定）では、自然・生活環境、生活基盤、保健医療福祉、教育文化、産業振興、まちづくり、地域活性化を佐伯７つの創生（基本政策）としており、防災に関しては、「豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生」のひとつとして、「災害に強いまち（人）づくり」に取り組むこととしています。これまで「災害は、いつでもどこでもやって来る」という認識の下、市民の生命・身体及び財産を守るための対策を講じてきましたが、被害を最小化するためには、市民ひとりひとりの防災意識の向上が重要となります。

これからも市民の命を守ることを最優先とし、津波避難施設等の整備や防災意識の醸成等に取り組み、津波に強いまちづくりを進めるとしています。

佐伯市都市計画マスタープラン（平成 25 年 12 月策定）では、都市防災の方針として、地震、津波、土砂災害などの自然災害や大規模火災などの都市災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限に食止めるため、「佐伯市地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを進めるとしています。具体的には、防災に配慮した土地利用や都市の防災構造化の推進、避難施設の整備、災害に強い建築物の整備、地域防災体制の整備・充実を掲げています。

以上を踏まえ、本市において最大津波を発生させる可能性のある南海トラフ巨大地震に備え、「市民の命を守ることを最優先」とした取組と「災害に強いまち（人）づくり」を主とした取組を推進するため、津波防災地域づくりの基本方針を「津波災害から命を守り、将来の世代へ繋げるまちづくり」とします。

5-2 推進計画の実現に向けた取組方針

本市における津波防災地域づくりに際しては、基本方針と津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月成立・施行）に基づき、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方を最優先に取り組みます。また、第３章で掲げた佐伯市の課題に対する取組方針を以下のとおり示し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、計画実現のための津波防災地域づくりを推進します。

方針１ 生命を守る：「逃げる」ことを想定したソフト対策を中心とした取組の推進

最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」ことを最優先に、津波避難施設や避難路、避難誘導サインの整備や情報伝達手段の整備など、津波から逃げることを想定したソフト対策を中心とした取組を推進します。

方針２ 被害を減らす：「地震・津波被害」を想定したハード対策を中心とした取組の推進

最大クラスの津波が発生した場合でも被害をできる限り軽減するとともに、津波からの早期復旧・復興を図るため、津波防護施設の整備や機能強化など、地震・津波を想定したハード対策を中心とした取組を推進します。

方針３ 津波に備える：孤立地域対策や防災意識の醸成を図るための取組の推進

津波が発生した場合に市民が迅速かつ適切に行動できるよう、防災意識の向上対策、学校と地域の連携、孤立地域対策など、地域防災力の強化を図るとともに、津波による被害拡大を防ぐため、津波浸水リスクの高い地域の周知徹底など、津波に備えた取組を推進します。

方針４ 津波から復旧する：早期に救援・救助・復旧を図るための取組の推進

津波の被害を受けた場合でも早期に救援・救助・復旧を図るため、道路啓開対策や救援・救助体制、広域支援体制の整備などの取組を推進します。

方針５ 津波から復興する：被災地域の早期復興及び生活再建のための取組の推進

津波の被害を受けた地域や産業の早期復興及び被災者がいち早く普段の生活を取り戻すために、事前復興を踏まえた取組を推進します。

5-3 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備

（１）土地利用に関する方針

土地利用については、本市の地域特性を踏まえ、現行の土地利用を引き続き維持することを基本とします。

ただし、上位計画の策定及び見直し等が図られた場合は、津波防災の観点からの都市施設の整備、海岸部、その背後地、漁村集落等におけるソフト・ハード対策の両面からの津波防災への対応を図るほか、必要に応じた限定的な土地利用の見直し等を図るものとします。

（２）警戒避難体制に関する方針

最大クラスの地震・津波（レベル 2）が発生した際にも、「なんとしても人命を守る」観点から、迅速かつ円滑に避難することができる警戒避難体制の整備を図るとともに、地震対策を推進します。

≪本市における警戒避難体制に関する取組≫

★津波避難施設、避難路等の整備・確保
★避難誘導サイン等の整備
★情報伝達手段の確保（多重化）
★津波避難計画の作成
★津波避難訓練の実施
★地震津波対策の教育・啓発（地域、学校、グループ等）
★その他（自主防災組織の活動促進支援、地域防災リーダー（防災士）の養成、
公立学校等公共施設の耐震化、家庭・事業所における地震対策周知等）

※取組方針１及び方針３の項目に関わる事項のため、より詳細な事務・事業を取組施策の中で記載します。

第６章　津波防災地域づくりの取組施策

6-1 取組施策の方向性

取組方針に基づき、取組施策の方向性を以下のとおり設定します。

	方　針	取組施策の方向性
方針１	【生命を守る】 「逃げる」ことを想定したソフト対策を中心とした取組みの推進	①避難場所、避難所の確保 ②避難経路の確保 ③情報伝達の充実 ④自主防災組織の育成 ⑤要配慮者の避難対策
方針２	【被害を減らす】 「地震・津波被害」を想定したハード対策を中心とした取組みの推進	①既存施設等を活かした津波防護ラインの確保 ②地震被害の軽減
方針３	【津波に備える】 孤立地域対策や防災意識の醸成を図るための取組の推進	①自助、共助、公助での備蓄対策 ②防災意識の醸成 ③学校と地域の連携 ④孤立地域対策 ⑤地域防災拠点等の整備
方針４	【津波から復旧する】 早期に救援・救助・復旧を図るための取組の推進	①道路啓開、災害廃棄物対策等 ②広域支援体制の整備 ③地域間連携
方針５	【津波から復興する】 被災地域の早期復興及び生活再建のための取組の推進	①生活再建支援対策 ②事前復興対策

6-2 取組施策

取組施策の方向性に基づき、具体的な取組施策を以下に示します。

取組施策数は合計 38、事業又は事務は合計 143（再掲含む）となっています。

方針１　生命を守る　（全 50 事業又は事務）

方針・方向性	取組施策	概要
①避難場所、避難所の確保	①津波避難地の拡充（2 事業又は事務）	既存の津波避難地の点検・整理を行い、より安全に避難できる津波避難地の新規指定を行う。
	②津波避難ビルの拡充（2 事業又は事務）	公共施設への屋外階段設置等を図ることにより、津波避難ビルの新規指定を図るほか、民間施設との協定により新規指定を図る。
	③津波避難施設の整備（3 事業又は事務）	特定避難困難地域において、津波避難タワーや人工高台などの津波避難施設の整備を行う。
	④避難所の環境改善（3 事業又は事務）	大規模避難所となる施設について、空調設備等の整備による避難生活環境の改善を図る。
②避難経路の確保	①避難経路等の整備（8 事業又は事務）	主要道路の整備、橋梁の耐震補強、避難路の整備を行う。
	②住宅の耐震化等の促進（4 事業又は事務）	宅内での避難を確実にするため、木造住宅の耐震化促進事業及び家具転倒防止対策推進事業を継続して行う。
	③老朽空き家対策の実施（2 事業又は事務）	倒壊の危険性があり、避難の妨げになる老朽空き家の逓減を図る。
	④土砂災害対策の実施（2 事業又は事務）	避難路を分断する可能性のある土砂災害警戒区域の調査及びハード・ソフトを含めた対策の推進を図る。
③情報伝達の充実	①避難誘導サインの充実（4 事業又は事務）	視認性や分かりやすさ等に配慮した避難誘導サインの整備・充実を図る。
	②情報伝達手段の整備（9 事業又は事務）	情報伝達手段の充実のため、防災・行政ラジオや防災メールの普及、ラジオ中継局の整備を図る。
④自主防災組織の育成	①自主防災組織の強化（7 事業又は事務）	自主防災組織の育成・強化のため、地域に応じた防災計画の作成を支援するほか、各種補助事業の充実を図る。
⑤要配慮者の避難対策	①避難行動要支援者対策の強化（2 事業又は事務）	避難行動要支援者の避難支援プラン作成を推進する。

方針・方向性	取組施策	概要
⑤要配慮者の避難対策	②要配慮者利用施設の避難体制の整備（2 事業又は事務）	要配慮者利用施設の避難計画整備と訓練等を推進する。

方針２　被害を減らす　（全 22 事業又は事務）

方針・方向性	取組施策	概要
①既存施設等を活かした津波防護ラインの確保	①海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備（11 事業又は事務）	津波浸水想定区域において、海岸、港湾、漁港、河川等の津波対策施設の整備を行う。
②地震被害の軽減	①避難経路の確保（4 事業又は事務）	主要道路の整備、橋梁の落橋防止・耐震化を行う。
	②建築物の耐震化（5 事業又は事務）	公共施設等の耐震化を計画的に行うほか、木造住宅の耐震化補助を推進する。
	③土砂災害対策の実施（2 事業又は事務）	土砂災害危険箇所の基礎調査を進めるとともに、対策工事を計画的に行う。

方針３　津波に備える　（全 47 事業又は事務）

方針・方向性	取組施策	概要
①自助、共助、公助での備蓄対策	①備蓄分担による計画的な備蓄（11 事業又は事務）	公的備蓄倉庫の整備及び備蓄計画による物資等の計画的な購入を図るほか、自主防災組織での備蓄支援、各家庭での備蓄推進を図る。
②防災意識の醸成	①防災訓練の徹底（7 事業又は事務）	地震・津波を中心とした避難訓練を繰り返し実施するほか、避難所運営訓練等各種訓練を継続実施する。
	②防災知識の普及・啓発（6 事業又は事務）	防災に対する知識の普及・啓発のために分かりやすい防災手帳を作成し、配布するほか、各所にて防災講話を実施する。
	③防災教育の充実（4 事業又は事務）	幼稚園、小中学校を中心に防災教育を継続して行い、防災力の高い市民育成に取り組む。

方針・方向性	取組施策	概要
③学校と地域の連携	①学校と地域が連携した防災体制の構築 （2 事業又は事務）	学校と地域合同の避難訓練の実施や避難所運営訓練等行い、地域が連携して災害に備える体制整備を推進する。
④孤立地域対策	①う回路の調査 （1 事業又は事務）	アクセス道路の断絶により孤立する可能性の高い地域においては、う回路となる道路の調査を行う。
	②地域内での自助・共助の取組の推進 （4 事業又は事務）	孤立が長期化する可能性がある地域には、備蓄倉庫整備をさらに促進するほか、自助・共助での備蓄品の充実を啓発する。
	③救援ポイントの設定と周知 （2 事業又は事務）	救助救援機関が効率的に孤立の把握及び支援ができるよう避難者が被災後に集合する救援ポイントを設定するとともに住民への周知を行う。
⑤地域防災拠点等の整備	①大規模災害に備えた地域防災拠点等の整備 （10 事業又は事務）	佐伯市総合運動公園等に大規模災害時の利用を想定した各種施設を整備する。

方針４　津波から復旧する　　（全 15 事業又は事務）

方針・方向性	取組施策	概要
①道路啓開、災害廃棄物対策等	①道路啓開計画の充実 （3 事業又は事務）	災害発生時の円滑な救助・救急・医療・消火活動が図れるよう道路啓開計画の実効性を高めるための調整を関係機関と図る。
	②緊急輸送路の機能強化 （1 事業又は事務）	物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を可能とする道路の確保を図る。
	③災害廃棄物の処理 （1 事業又は事務）	災害廃棄物は早期復旧の妨げとなるため、仮置場の設定や円滑な処理について、事前に計画を策定する。
	④津波湛水の早期解消 （1 事業又は事務）	津波による湛水が道路啓開及び救助・救援の妨げとなる可能性があり、早期解消のため緊急排水等の体制整備を図る。

方針・方向性	取組施策	概要
②広域支援体制の整備	①受援体制の整備 （4 事業又は事務）	被災が想定される沿岸部への救助や内陸部の避難所への支援を行うため、円滑な人員及び物資等の受入れが必要であり、受入れ体制整備のため受援計画など整備を図る。
	②各種災害対策体制の整備 （4 事業又は事務）	各行政関係機関や協定を締結している業者等と実効性の高い支援体制を構築するための各種計画等の策定など体制整備を図る。
③地域間連携	①海岸部と山間部の連携 （1 事業又は事務）	津波災害時には、海岸部住民が山間部の避難所で生活することが想定されるため、山間部住民に対しての津波災害の周知や日常からの地域間交流を推進する。

方針５　津波から復興する　　（全９事業又は事務）

方針・方向性	取組施策	概要
①生活再建支援対策	①みなし仮設住宅制度の整備 （1 事業又は事務）	避難所から応急仮設住宅への入居には時間を要することから、既存の民間借家や空き家等を利用したみなし仮設住宅制度の整備を図る。
	②被災者台帳管理システムの活用 （2 事業又は事務）	被災者への生活再建支援のための情報を一括して管理し、窓口での効率化や申請漏れがないようシステムの導入・活用を図る。
	③産業の早期復興 （3 事業又は事務）	沿岸部及び津波浸水域内の市街地には、各産業の事業所が多く立地しており、被災産業の早期再生のため事業者への各種支援対策を整備する。
②事前復興対策	①事前復興計画の検討 （2 事業又は事務）	実際に被災する前に、被災後のまちづくりについて協議するため、事前復興計画の策定を検討する。
	②応急仮設住宅用地の選定 （1 事業又は事務）	応急仮設住宅の早期建設を可能とするため、住宅用地の事前選定を図る。

6-3 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務

ここからは、取組方針、取組施策の方向性、取組施策の分類ごとに対応する事務又は事業を掲載します。

記載内容は、①事務・事業名、②実施箇所、③実施内容、④実施時期、⑤実施主体、⑥住民参加、⑦法律上の該当を記載しています。④実施時期の分類及び⑦法律上の該当の分類は以下のとおりです。

※実施時期の記載内容について

実施時期の記載	内　容
短期	５年以内の完了を目標とする事業又は事務
長期	５年超での完了を目標とする事業又は事務
実施済	既に完了済の事業又は事務 （協定や計画については締結・策定済みの意味）
継続	期間を問わず継続実施していく事業又は事務

※津波防災地域づくりに関する法律第 10 条第３項第３号に規定する事業又は事務

表示	内　容
イ	海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備に関する事項
ロ	津波防護施設の整備に関する事項
ハ	一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備のための事業に関する事項
ニ	避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備及び管理に関する事項
ホ	集団移転促進事業に関する事項
ヘ	地籍調査の実施に関する事項
ト	民間資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進
チ	その他（法律には記載がないもの）

【記載例】

方針１－①－①（取組方針―取組施策の方向性―取組施策を表示）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-1 津波大規模避難地整備事業	女島山 長島山	渡町台地域での避難場所確保のため大規模避難地の整備を行う。	実施済	佐伯市		ニ

方針番号　－　通番

住民や事業者、自主防災組織等が補助対象の事業や参加が必要な事業については、〇を記載。

方針１－①－①（生命を守る―避難場所、避難所の確保―津波避難地の拡充）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-1 津波大規模避難地整備事業	女島山 長島山	渡町台地域での避難場所確保のため大規模避難地の整備を行う。	実施済	佐伯市		二
1-2 津波避難地等台帳の整備	津波浸水域	津波避難地及び避難路等の点検整理を行い、より詳細な管理台帳の作成を行う。	短期	佐伯市		二

方針１－①－②（生命を守る―避難場所、避難所の確保―津波避難ビルの拡充）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-3 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定の締結	津波浸水域	津波避難ビルとして指定できる建物所有者と協定締結を行い、避難先の確保を図る。	継続	佐伯市		二
1-4 公共施設の津波避難ビルの指定	津波浸水域	既存公共施設の耐震化及び外部階段設置による津波避難ビルへの指定	継続	佐伯市		二

方針１－①－③（生命を守る―避難場所、避難所の確保―津波避難施設の整備）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-5 津波避難対策緊急事業 （中川・塩屋・新女島津波避難人工高台）	長島町	中川・塩屋・新女島の特定避難困難地域における避難場所確保のため人工高台を整備する。	短期	佐伯市		二
1-6 津波避難対策緊急事業 （池船津波避難タワー）	池船町	池船の特定避難困難地域における避難場所確保のため津波避難タワーを整備する。	短期	佐伯市		二
1-7 津波避難対策緊急事業 （女島津波避難タワー）	女島	女島の特定避難困難地域における避難場所確保のため津波避難タワーを整備する。	短期	佐伯市		二

方針１－①－④（生命を守る―避難場所、避難所の確保―避難所の環境改善）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-8 大規模避難所の空調設備整備等の検討	全域	拠点となる避難所施設の空調設備の整備を図る。	短期	佐伯市		ニ
1-9 指定避難所への事前設置型特設公衆電話の設置	全域	指定避難所となる施設への災害時の優先回線となる特設公衆電話を設置する。	長期	佐伯市 NTT 西日本大分支店	○	ニ
1-10 指定避難所への災害情報ボックスの設置	全域	指定避難所となる施設へWi-Fi 機器やケーブルテレビ接続端子が入った端子板を設置する。	長期	佐伯市 ㈱ケーブルテレビ佐伯	○	ニ

方針１－②－①（生命を守る―避難経路の確保―避難経路等の整備）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-11 緊急連絡路整備 （東九州自動車道）	丸市尾 葛原	東九州自動車道蒲江ＩＣから波当津ＩＣの間で、高速道路へ緊急避難できるよう連絡路を整備する。	実施済	国土交通省		ニ
1-12 橋梁の耐震補強の推進 （国管理）	全域	緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を行う。 全橋対象	実施済	国土交通省		ニ
1-13 橋梁の耐震補強の推進 （県管理）	全域	緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を行う。 （平成 31 年度完了予定）	短期	大分県		ニ
1-14 最優先啓開ルート上の法面対策	全域	大分県道路啓開計画における「最優先啓開ルート」上の法面対策を行う。 （平成 30 年度完了予定）	短期	大分県		ニ
1-15 橋梁の耐震補強の推進 （市管理）	津波浸水域	避難経路の中川、中江川に架かる橋梁の耐震補強を行う。７橋対象（２橋実施済）	長期	佐伯市		ニ
1-16 津波避難路等整備事業 （市実施分）	津波浸水域	津波避難路の新設や既設避難路の舗装、手すり設置等を行う。	継続	佐伯市		ニ
1-17 津波避難施設原材料支給事業	津波浸水域	自治区等が津波避難路の新設、既設の避難路舗装、手すり設置等をするための原材料を支給する。	継続	佐伯市	○	ニ
1-18 津波避難施設重機借上げ補助事業	津波浸水域	自治区等が津波避難路の新設、既設避難路の舗装、手すり設置等をするための重機借上げ料の一部を補助する。	継続	佐伯市	○	ニ

方針１－②－②（生命を守る―避難経路の確保―住宅の耐震化等の促進）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-19 木造住宅耐震化促進事業	全域	木造の一戸建て住宅の耐震診断・耐震改修工事を行った住宅の所有者等に対して費用の一部を補助する。	継続	佐伯市	○	ニ
1-20 特定建築物耐震診断支援事業	全域	特定建築物の倒壊等による被害を軽減するため、耐震診断費用の一部を補助する。	継続	佐伯市	○	ニ
1-21 耐震シェルター補助事業	全域	耐震性のない一戸建て木造住宅の寝室に耐震シェルターを設置する所有者等に対して費用の一部を助成する。	短期	佐伯市	○	ニ
1-22 家具転倒防止対策推進事業	全域	家具転倒防止器具を購入して取り付ける高齢者世帯に対して費用の一部を補助する。	継続	佐伯市	○	ニ

方針１－②－③（生命を守る―避難経路の確保―老朽空き家対策の実施）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-23 空家等対策計画の策定	全域	空家化の予防、適切な管理、活用促進、是正等を総合的に実施していく計画を策定する。	短期	佐伯市		チ
1-24 老朽危険空き家除去促進事業	全域	市内の老朽危険空き家（木造）を除去するための費用の一部を補助する。	継続	佐伯市	○	ニ

方針１－②－④（生命を守る―避難経路の確保―土砂災害対策の実施）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-25 土砂災害警戒区域等指定	全域	土石流や急傾斜地崩壊の危険箇所の基礎調査を行い、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を行う。	継続	大分県		チ
1-26 土砂法に基づく避難計画の作成と周知	全域	土砂災害警戒区域に指定された地域での避難計画作成を推進し、ハザードマップでの周知を行う。	継続	佐伯市	○	チ

方針１－③－①（生命を守る―情報伝達の充実―避難誘導サインの充実）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-27 海抜表示板設置事業	津波浸水域	地盤の高さ及び津波避難地までの誘導サインとして避難経路等に設置。	継続	佐伯市		ニ
1-28 津波避難地案内標識設置事業	津波浸水域	主要幹線沿いに津波避難地までの誘導サインとして設置。	継続	佐伯市		ニ
1-29 指定緊急避難場所及び指定避難所表示看板設置事業	全域	指定緊急避難場所及び指定避難所になっている施設について、表示看板の設置を行う。	短期	佐伯市		ニ
1-30 インターネット上での津波避難地等の位置情報の提供	全域	インターネットのマップ上に津波避難地や指定避難所等の位置情報を掲載する。	継続	佐伯市		チ

方針１－③－②（生命を守る―情報伝達の充実―情報伝達手段の整備）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-31 河川管理（津波監視兼用）カメラ整備	長島町	佐伯河川国道事務所鉄塔へ河川管理用 CCTV を設置し、有事の際の津波及び被害状況の広域監視を行う。	実施済	国土交通省		イ
1-32 防災ライブカメラの設置	全域	市内各所にライブカメラを設置し、危険箇所の状況把握を行う。現在、市内 31 か所に設置。	継続	佐伯市		チ
1-33 防災情報システム整備事業（防災スピーカー整備）	全域	防災スピーカーのデジタル化を行い、Ｊアラートや緊急情報を広域的に放送する。	長期	佐伯市		チ
1-34 孤立集落対策事業（ＩＰ無線設備整備）	全域	災害時でも活用が見込めるＩＰ無線機を関係機関及び孤立する可能性のある地域に配備し、通信手段の多重化を行う。	短期	佐伯市	○	チ
1-35 防災メールシステムの整備	全域	防災情報を登録者にメールにて配信し、情報提供を行うほか、登録推進を図る。	継続	佐伯市	○	チ
1-36 防災・行政ラジオ整備事業	全域	防災情報を戸別受信できるラジオシステムを整備し、各家庭、事業所、要配慮者利用施設等へ配布する。	継続	佐伯市	○	チ

1-37 ラジオ中継局整備事業	米花山 板戸山 畑野浦 背平山	防災・行政ラジオの情報伝達方法の多重化を図るため、ラジオ中継局を整備する。	短期	佐伯市		チ
1-38 市内放送局との連携強化	全域	ケーブルテレビ佐伯及びエフエムさいきとの連携強化を行い、市民への災害情報等の伝達方法強化を図る。	継続	佐伯市		チ
1-39 ストリーミング配信システム構築事業	全域	災害協定に基づき、ケーブルテレビ佐伯の災害放送をインターネット上で視聴できるシステムを構築する。	短期	佐伯市		チ

方針１－④－①（生命を守る―自主防災組織の育成―自主防災組織の強化）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-40 自主防災組織結成の促進	全域	自主防災組織を結成していない地区に対して結成を推進するための支援を行う。	継続	佐伯市	○	チ
1-41 防災士育成の促進	全域	各地区及び自主防災組織において防災リーダーとなりうる人材育成のため、防災士の養成、スキルアップを行う。	継続	佐伯市	○	チ
1-42 自主防災組織活動支援事業（防災知識普及事業）	全域	自主防災組織に対して、防災知識の普及のための講演会や講師謝礼等の費用の一部を補助する。	継続	佐伯市	○	チ
1-43 自主防災組織活動支援事業（防災訓練事業）	全域	自主防災組織に対して、防災訓練に係る炊き出し用米やテント等の借上料等の費用の一部を補助する。	継続	佐伯市	○	チ
1-44 自主防災組織活動支援事業（防災資機材備蓄事業）	全域	自主防災組織に対して、救出救助用、避難用等の資機材購入費用の一部を補助する。	継続	佐伯市	○	チ
1-45 自主防災組織活動支援事業（食糧品等備蓄事業）	全域	自主防災組織に対して、備蓄用の食糧及び飲料水購入費用の一部を補助する。	継続	佐伯市	○	チ
1-46 地区避難計画等見直し事業	全域	自主防災組織の防災計画書及び地区津波避難計画等の見直しを行う。	短期	佐伯市	○	チ

方針１－⑤－①（生命を守る―要配慮者の避難対策―避難行動要支援者対策の強化）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-47 避難行動要支援者台帳の整備	全域	市内全域の避難行動要支援者の把握を行い、台帳を作成し、同意を得た要支援者の名簿を地域や関係機関へ事前周知を図る。	継続	佐伯市	○	チ
1-48 避難支援プラン（個別計画）の作成推進	全域	事前周知された避難行動要支援者の名簿に基づき、自主防災組織や民生・児童委員と協力し、避難支援プランの作成を推進する。	継続	佐伯市	○	チ

方針１－⑤－②（生命を守る―要配慮者の避難対策―要配慮者利用施設の避難体制の整備）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
1-49 要配慮者利用施設の避難計画作成の推進	全域	要配慮者利用施設については、各種災害リスクを把握のうえ、避難計画の作成・提出を求める。場合によっては、指導を行う。	継続	大分県 佐伯市	○	チ
1-50 要配慮者利用施設の避難訓練実施の推進	全域	要配慮者施設が行う避難訓練の実施状況の把握を行うほか、未実施施設については、相談・指導等を行う。	継続	大分県 佐伯市	○	チ

方針２－①－①（被害を減らす－既存施設等を活かした津波防護ラインの確保―海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
2-1 番匠川液状化対策	番匠川 堅田川	番匠川下流市街部地区などの堤防の液状化対策を実施し、地震及び津波被害の防止・軽減を図る。	長期	国土交通省		イ
2-2 番匠川樋門の無動力化整備	番匠川 堅田川	津波の遡上が予想される区間にある樋門の無動力化整備を行う。	実施済	国土交通省		イ
2-3 大分県地区漁港施設機能強化事業（松浦漁港）	鶴見地松浦	地震・津波発生時において、防災上必要な防波堤及び水産業の早期再開に必要となる岸壁について、耐震・耐津波対策工事を行う。	短期	大分県		イ
2-4 蒲江地区水産生産基盤整備事業（蒲江漁港）	蒲江蒲江浦	地震・津波発生時において、防災上必要な防波堤及び水産業の早期再開に必要となる岸壁について、耐震・耐津波対策工事を行う。	短期	大分県		イ
2-5 佐伯地区漁港施設機能強化事業（長田漁港）	上浦最勝海浦	既存施設の機能診断を行い、必要に応じて施設の機能強化対策等を実施する。	短期	佐伯市		イ
2-6 佐伯地区漁港施設機能強化事業（入津漁港）	蒲江西野浦	既存施設の機能診断を行い、必要に応じて施設の機能強化対策等を実施する。	短期	佐伯市		イ
2-7 佐伯地区漁港施設機能強化事業（灘内漁港）	蒲江森崎浦	既存施設の機能診断を行い、必要に応じて施設の機能強化対策等を実施する。	短期	佐伯市		イ
2-8 入津地区漁港施設機能強化事業（元猿漁港）	蒲江竹野浦河内	既存防波堤（L＝145m）前面に消波工を設置し、反射波の軽減を図る。	短期	佐伯市		イ
2-9 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	水・国局所管海岸	海岸保全施設の詳細な老朽化調査を実施し、今後の維持、修繕、更新費の軽減、平準化を図り、適切な維持管理、施設の延命化を図る。	継続	大分県		イ
2-10 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	港湾局所管海岸	海岸保全施設の詳細な老朽化調査を実施し、今後の維持、修繕、更新費の軽減、平準化を図り、適切な維持管理、施設の延命化を図る。	継続	大分県		イ

2-11 津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の特例措置	臨港地区	民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の課税標準額を取得から４年間、下記のとおり減免する。 ①大臣配分資産又は知事配分資産：２分の１ ②その他の資産：２分の１を参酌して３分の１以上３分の２以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	短期	佐伯市	○	ト

方針２－②－①（被害を減らす－地震被害の軽減―避難経路の確保）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
2-12【再掲】 緊急連絡路整備 （東九州自動車道）	丸市尾 葛原	東九州自動車道蒲江 IC から波当津 IC の間で、高速道路へ緊急避難できるよう連絡路を整備する。	実施済	国土交通省		ニ
2-13【再掲】 橋梁の耐震補強の推進 （国管理）	全域	緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を行う。 全橋対象	実施済	国土交通省		ニ
2-14【再掲】 橋梁の耐震補強の推進 （県管理）	全域	緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を行う。	長期	大分県		ニ
2-15【再掲】 橋梁の耐震補強の推進 （市管理）	津波浸水域	避難経路上の中川、中江川に架かる橋梁の耐震補強を行う。７橋対象（２橋実施済）	長期	佐伯市		ニ

方針２－②－②（被害を減らす－地震被害の軽減―建築物の耐震化）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
2-16【再掲】 木造住宅耐震化促進事業	全域	木造の一戸建て住宅の耐震診断・耐震改修工事を行った住宅の所有者等に対して費用の一部を補助する。	継続	佐伯市	○	ニ
2-17【再掲】 特定建築物耐震診断支援事業	全域	特定建築物の倒壊等による被害を軽減するため、耐震診断費用の一部を補助する。	継続	佐伯市	○	ニ
2-18【再掲】 耐震シェルター補助事業	全域	耐震性のない一戸建て木造住宅の寝室に耐震シェルターを設置する所有者等に対して費用の一部を助成する。	短期	佐伯市	○	ニ

2-19 佐伯市住宅・建築物耐震改修促進計画の策定	全域	計画に基づき、市有建築物の耐震化を図るほか、通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の促進を図る。	継続	佐伯市		二
2-20 佐伯市公共施設等総合管理計画の推進	全域	佐伯市所有の公共施設の個別施設計画を推進し、必要に応じて施設の除却、建替え、耐震化を図る。	継続	佐伯市		二

方針２－②－③（被害を減らす－地震被害の軽減―土砂災害対策の実施）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
2-21 急傾斜地崩壊対策事業	全域	土砂災害から人命等を守るため、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を行う。	継続	大分県 佐伯市	○	二
2-22 砂防事業	全域	土砂災害から人命を守るため、砂防設備等の整備を行う。	継続	大分県		二

方針 3―①―①（津波に備える―自助、共助、公助での備蓄対策―備蓄分担による計画的な備蓄）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
3-1 防災備蓄倉庫建設事業 （やまばと児童公園）	長島町	公的備蓄物資を保管するため大型備蓄倉庫を整備する。	実施済	佐伯市		チ
3-2 防災備蓄倉庫建設事業 （城山北配水池下）	臼坪	公的備蓄物資を保管するため大型備蓄倉庫を整備する。	実施済	佐伯市		チ
3-3 防災備蓄倉庫建設事業 （上城地区防災･避難広場）	上城	公的備蓄物資を保管するため大型備蓄倉庫を整備する。	短期	佐伯市		チ
3-4 防災備蓄倉庫建設事業 （蒲江振興局）	蒲江蒲江浦	公的備蓄物資を保管するため分散備蓄倉庫を整備する。	実施済	佐伯市		チ
3-5 津波対策用備蓄倉庫設置事業費補助金事業	津波浸水域	自主防災組織に対して、津波避難地等に備蓄倉庫を設置する費用を全額補助する。	継続	佐伯市	○	チ
3-6【再掲】 自主防災組織活動支援事業 （防災資機材備蓄事業）	全域	自主防災組織に対して、救出救助用、避難用等の資機材購入費用の一部を補助する。	継続	佐伯市	○	チ
3-7【再掲】 自主防災組織活動支援事業 （食糧品等備蓄事業）	全域	自主防災組織に対して、備蓄用の食糧及び飲料水購入費用の一部を補助する。	継続	佐伯市	○	チ
3-8 佐伯市備蓄計画の策定	全域	自助・共助・公助での備蓄を計画的に行うため、佐伯市備蓄計画を策定する。	実施済	佐伯市		チ
3-9 自主防災組織での備蓄計画策定の推進	全域	共助での計画的な備蓄を推進するため、自主防災組織での備蓄計画策定を推進する。	継続	佐伯市	○	チ
3-10 各家庭での備蓄品、備蓄方法等の周知	全域	各家庭で備蓄しておく品目や量、非常持出品等の周知を行い、自助での備蓄を推進する。	継続	佐伯市	○	チ
3-11 災害時市民開放登録井戸の募集	全域	大規模災害時の断水時に地域内で生活用水を無償提供してくれる井戸所有者等を募集し、水質検査を行ったうえで登録を行う。	継続	佐伯市	○	チ

方針 3―②―①（津波に備える―防災意識の醸成―防災訓練の徹底）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
3-12 地域一斉避難訓練の実施	全域	毎年11月第2日曜日に全市一斉の地域避難訓練を行い、防災意識の向上を図る。	継続	佐伯市 自治会	○	チ
3-13 避難所運営訓練の実施	各校区別	毎年校区別に避難所への避難を体験するほか、地域住民主体の運営が図れるよう訓練を実施する。	継続	佐伯市	○	チ
3-14 総合防災訓練の実施 （本庁舎）	市庁舎	火災及び津波を想定した市庁舎からの避難訓練を実施し、職員及び市民の意識向上を図る。	継続	佐伯市	○	チ
3-15 災害対策本部設置運営訓練	市庁舎	市職員の災害対応業務スキルの向上のため、図上訓練を行う。	継続	佐伯市		チ
3-16 土砂災害防災訓練の実施	対象地域	土砂災害が起こる可能性の高い地域で、警戒避難体制の確認と防災意識向上のため訓練を行う。	継続	佐伯市	○	チ
3-17 幼稚園・小・中学校での避難訓練の推進	全域	各校の避難計画等に基づき、避難訓練を行い、迅速な避難体制の確立と防災意識の向上を図る。	継続	佐伯市 学校・園		チ
3-18 保育所や児童クラブ等での避難訓練の推進	全域	各施設の避難計画に基づき、避難訓練を行い、迅速な避難体制の確立と防災意識の向上を図る。	継続	佐伯市 施設管理者	○	チ

方針 3―②―②（津波に備える―防災意識の醸成―防災知識の普及・啓発）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
3-19 津波ハザードマップの作成及び配布	全域	津波浸水域及び各避難地等を周知するため、津波ハザードマップを全戸に配布する。	実施済	佐伯市	○	チ
3-20 防災手帳の作成及び配布	全域	各家庭で防災のことを分かりやすく学べる手帳を作成し、全戸配布する。	短期	佐伯市	○	チ
3-21 防災講演会の実施	全域	被災地の語り部や専門の講師を招き、災害に対しての心構えや対策の知識を多くの市民に啓発する。	継続	佐伯市	○	チ
3-22 防災講話の推進	全域	各地区や自主防災組織、各種団体等を対象に、防災講話を実施し、防災に関する意識の向上を図る。	継続	佐伯市	○	チ

3-23 さいき春まつり等各種イベントでの啓発活動	全域	さいき春まつり等の各種イベントにおいて防災ブースを出展し、非常持出品の展示や防災に関する知識普及活動を行う。	継続	佐伯市	○	チ
3-24 避難所運営マニュアルの作成	全域	避難運営マニュアルを作成し、住民主体で避難所の運営が図れるよう周知を行う。	短期	佐伯市	○	チ

方針 3―②―③（津波に備える―防災意識の醸成―防災教育の充実）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
3-25 防災教育モデル実践校の指定	全域	防災教育モデル実践校を毎年指定し、防災教育の取組について研究実践を推進する。	継続	佐伯市	○	チ
3-26 被災地への児童派遣	全域	東日本大震災等の被災地に、児童を派遣し、現地での体験学習により防災についての学びを深化する。	継続	佐伯市	○	チ
3-27 学校での防災授業の実施	全域	防災に関する授業を防災危機管理課職員や講師を招いて行い、児童・生徒の防災意識向上を図る。	継続	佐伯市 学校	○	チ
3-28 幼稚園、保育所への防災士の派遣講座	全域	幼稚園や保育所へ女性防災士等を派遣し、防災紙芝居や防災ダンスにより、幼少期からの防災教育を図る。	継続	佐伯市 防災士会	○	チ

方針 3―③―①（津波に備える―学校と地域の連携―学校と地域が連携した防災体制の構築）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
3-29 地域と一体となった避難訓練の実施	全域	学校のみでなく、地域住民と合同の避難訓練を実施し、避難地や避難経路の確認を一緒に行う。	短期	佐伯市 学校	○	チ
3-30 地域と一体となった学校防災計画の策定	全域	学校防災計画に地域住民の意見を反映することを検討するとともに、避難所となる学校については、あらかじめ地域住民と使用についてルールを決めておく。	短期	佐伯市 学校	○	チ

方針 3―④―①（津波に備える―孤立地域対策―う回路の調査）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
3-31 孤立集落対策事業 （孤立可能性集落抽出特定業務）	全域	孤立する可能性がある地域、地区の詳細を把握し、う回路（車両通行、徒歩移動）等の調査を行うことで、支援体制等の確立に繋げる。	短期	佐伯市		チ

方針 3―④―②（津波に備える―孤立地域対策―地域内での自助・共助の取組の推進）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
3-32【再掲】 孤立集落対策事業 （ＩＰ無線設備整備）	全域	災害時でも活用が見込めるＩＰ無線機を関係機関及び孤立する可能性のある地域に配備し、通信手段の多重化を行う。	短期	佐伯市	○	チ
3-33 孤立地域防災計画作成モデルの推進	孤立地域	津波により長期間孤立する地域での自助・共助の取組を中心としたモデル的な防災計画を作成し、同様の地域での普及を図る。	短期	佐伯市	○	チ
3-34 孤立地域における津波対策用備蓄倉庫設置補助及び備蓄物資購入補助	孤立地域	孤立する可能性が高い地域については、引き続き備蓄倉庫設置補助を継続するほか備蓄物資等の事業の拡充を検討する。	短期	佐伯市	○	チ
3-35 情報伝達用サイン旗の配備	孤立地域	津波避難地等に避難者や要救助者がいることを飛行機やヘリから確認できるよう赤と黄のサイン旗を各地区へ配布する。	短期	佐伯市	○	チ

方針 3―④―③（津波に備える―孤立地域対策―救援ポイントの設定と周知）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
3-36 救援ポイントの設定と周知	孤立地域	津波により孤立する地域に救援救助を待つ救援ポイントを設定し、各関係機関と情報を共有するとともに、住民への周知徹底を図る。	短期	大分県 佐伯市 その他 関係機関	○	チ
3-37 孤立救助・救援活動訓練の実施	孤立地域	孤立地域からの救助や救援を想定した訓練を関係機関及び住民と協力し実施する。	継続	大分県 佐伯市 その他 関係機関	○	チ

方針 3―⑤―①（津波に備える―地域防災拠点等の整備―大規模災害に備えた地域防災拠点等の整備）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
3-38 上城地区防災・避難広場整備事業（佐伯市屋内運動広場）	上城	屋内運動広場を建設し、通常時は体育施設として利用し、災害時には支援物資の荷捌き場となるよう整備を行う。	短期	佐伯市		二
3-39 上城地区防災・避難広場整備事業（臨時ヘリポート）	上城	災害時に使用できるヘリポートを整備し、主に物資搬送用ヘリの離発着に使用する。	短期	佐伯市		二
3-40 上城地区防災・避難広場整備事業（給水施設）	上城	災害時に給水車への給水を可能とするため、給水管設備を２基設置する。	短期	佐伯市		二
3-41【再掲】 上城地区防災・避難広場整備事業（大型備蓄倉庫）	上城	公的備蓄物資を保管するため大型備蓄倉庫を整備する。主に避難所運営のための食糧や資機材、消耗品等を保管する。	短期	佐伯市		二
3-42 宿泊施設「セミナーハウスはぐくみ」の建設	上城	総合運動公園内にバリアフリーの宿泊施設を建設し、災害時には要配慮者用の避難所として使用する。	実施済	佐伯市		二
3-43 地方卸売市場佐伯青果市場の建設	上城	上城地区防災・避難広場隣に建設し、地域拠点市場に位置づけられることになり、災害時には救援物資の物流拠点として利用を考える。	短期	民間		二
3-44 佐伯学校給食センター（仮）の建設	上城	上城地区防災・避難広場隣に建設し、災害時には炊き出し等の拠点として利用する。	短期	佐伯市		二
3-45 「道の駅やよい」の防災機能強化	弥生上小倉	道の駅やよいの防災機能強化を行う。自家発電、防災倉庫、災害用トイレ等の整備及び防災機能利用に関する協定の締結など。	実施済	国土交通省		二
3-46 消防署東部分署の移設	鶴見地松浦	津波浸水想定区域内にある東部分署を防災拠点施設として機能を維持するために高台移転を図る。	短期	佐伯市 消防本部		二
3-47 消防署上浦派出所の移設	未定	津波浸水想定区域内にある上浦派出所を防災拠点施設として機能を維持するために高台移転を図る。	短期	佐伯市 消防本部		二

方針 4―①―①（津波から復旧する―道路啓開、災害廃棄物対策等―道路啓開計画の充実）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
4-1 九州道路啓開計画 「九州東進作戦」の策定	全域	南海トラフ巨大地震の被害を受ける東九州沿岸部を支援するための緊急輸送ルートの設定と道路啓開路線の設定を行う。	実施済	国土交通省		チ
4-2 大分県道路啓開計画の策定	全域	大規模地震が発生した際の緊急輸送体制の早期確保のため、啓開ルート及び啓開体制等の構築を図る。	実施済	大分県		チ
4-3 佐伯地区道路啓開実施計画の策定	全域	地区災害対策本部や建設業協会佐伯支部が実際に道路啓開を行う際の具体手順等を示し、実際の道路啓開に活用する。	実施済	大分県 佐伯市 建設業協会	○	チ

方針 4―①―②（津波から復旧する―道路啓開、災害廃棄物対策等―緊急輸送路の機能強化）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
4-4 緊急輸送路の維持管理	全域	緊急輸送路に指定されている路線の機能強化のため、路線中の橋梁の耐震補強、路面等の維持補修を図る。	継続	国土交通省 大分県 佐伯市		チ

方針 4―①―③（津波から復旧する―道路啓開、災害廃棄物対策等―災害廃棄物の処理）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
4-5 災害廃棄物処理計画の策定	全域	被災地の早期復旧のために、災害により発生した廃棄物の仮置き場の選定や処理、運搬方法等について計画を策定する。	短期	佐伯市		チ

方針 4―①―④（津波から復旧する―道路啓開、災害廃棄物対策等―津波湛水の早期解消）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
4-6 排水ポンプ車運用計画	津波浸水域	津波により浸水したエリアの湛水を解消するため、他エリアの排水ポンプ車を計画的に配置する。	実施済	国土交通省		チ

方針 4―②―①（津波から復旧する―広域支援体制の整備―受援体制の整備）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
4-7 佐伯市受援計画の策定	全域	大規模災害時に他機関等からの人的・物的支援を効率的に受入れ、運用するための体制整備を図る。	短期	佐伯市		チ
4-8 佐伯市消防本部消防受援計画の策定	全域	近隣消防本部や緊急消防援助隊の応援を受ける場合に応援部隊の運用及び活動が円滑に行える体制の確保を図る。	実施済	佐伯市 消防本部		チ
4-9 河川堤防を活用した被災者の救命・救助支援整備	番匠川	災害時のヘリによる上空調査支援のため、河川標記・位置や橋梁名などを堤防天端に表示する。	実施済	国土交通省		イ
4-10 大規模災害時の相互応援協定の締結（近隣７市町）	全域	近隣の市町と相互応援協定を締結し、大分県南部と宮崎県北部の地域が連携して大規模災害に備える。	実施済	佐伯市 竹田市 豊後大野市 延岡市 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町		チ

方針 4―②―②（津波から復旧する―広域支援体制の整備―各種災害対策体制の整備）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
4-11 災害時における医療救護体制の整備	全域	災害時の医療救護体制を整備するため佐伯市医師会と協定を締結するほか災害医療コーディネーターの登録を行う。	実施済	佐伯市 佐伯市医師会		チ
4-12 災害ボランティア受入れ体制の整備	全域	災害ボランティアセンター設置運営のための体制整備のため、佐伯市社会福祉協議会と協定を締結するほか、ボランティアネットワーク協議会を結成する。	実施済	佐伯市 佐伯市社会福祉協議会	○	チ
4-13 各種業界との協定締結の推進と協定業者との具体的な行動マニュアル等の作成	全域	応急復旧業務、生活物資、機材リース等各種業界と締結している協定の行動マニュアル等を作成し、実動できる体制を整備するほか、その他不足する業界との協定締結を推進する。	長期	佐伯市	○	チ
4-14 相互応援協定における具体的な行動マニュアル等の作成	全域	相互応援協定を締結している他行政機関との連携を深めるため、実際の動きを想定したより詳細な行動マニュアル等の作成を行う。	長期	佐伯市		チ

方針 4―③―①（津波から復旧する―地域間連携―海岸部と山間部の連携）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
4-15 海・山交流事業の検討	全域	津波被害が想定される沿岸部住民と地域の避難所で避難者を受け入れることが想定される山間部住民との交流促進を検討する。	長期	佐伯市	○	チ

方針 5―①―①（津波から復興する―生活再建支援対策―みなし仮設住宅制度の整備）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
5-1 みなし仮設住宅制度の整備	全域	災害時に建設する応急仮設住宅建設には時間がかかることから民間借家を活用したみなし仮設住宅制度の整備を図る。	短期	佐伯市	○	チ

方針 5―①―②（津波から復興する―生活再建支援対策―被災者台帳管理システムの活用）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
5-2 被災者台帳管理システムの整備	全域	被災者支援体制の効率化と支援漏れ等を防ぐため、被災者台帳管理システムを導入する。	短期	佐伯市		チ
5-3 被災者支援制度の周知パンプレットの作成	全域	大規模災害が発生した場合の支援制度や担当窓口等を記載したパンフレットの作成を行い、事前周知を行う。	短期	佐伯市		チ

方針 5―①―③（津波から復興する―生活再建支援対策―産業の早期復興）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
5-4 企業 BCP 作成の推進	全域	早期の産業復興のため、被災する可能性のある企業には、BCP を作成するよう周知を図る。	短期	佐伯市	○	チ
5-5 被災事業者に対する各種支援制度の周知及び相談窓口の設置	全域	発災時には被災地域小規模事業者持続化支援事業やセーフティーネット保証、災害復旧融資等の制度の周知を行うほか相談窓口を設置する。	短期	佐伯市	○	チ
5-6 農林漁業者に対する支援制度の周知及び相談窓口の設置	全域	被災した農林漁業者に対する支援制度（大分県特定災害対策緊急資金助成等）の周知を行うほか相談窓口を設置する。	継続	佐伯市	○	チ

方針 5―②―①（津波から復興する－事前復興対策―事前復興計画の検討）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
5-7 事前復興計画策定のための検討会を設置する	全域	被災する前に、被災後にどのようなまちに復興するかの事前復興計画策定を見据えた検討会を設置する。	長期	佐伯市	○	チ
5-8 都市部官民境界基本調査	渡町台 佐伯東	津波被害想定地域の官民境界調査を行う。	長期	国土交通省		ヘ

方針 5―②―②（津波から復興する－事前復興対策―応急仮設住宅用地の選定）

① 事務・事業名	② 実施箇所	③ 実施内容	④ 実施時期	⑤ 実施主体	⑥ 住民参加	⑦ 法律上の該当
5-9 応急仮設住宅用地調査事業	全域	応急仮設住宅の建設用地として、公共用地のほか民有地も含めて候補地の事前調査を行う。	長期	佐伯市		チ

第７章　推進計画の進め方

7-1 推進計画の進捗管理

本計画は、本市における津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本方針や取組施策等について体系的にとりまとめたものです。

今後、本計画に基づき、津波に強い地域づくりを推進していくため、佐伯市津波防災地域づくり推進協議会等において、PDCA サイクルにより施策等の検証や改善を図り、必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、佐伯市総合計画の見直しに合わせ、５年ごとに見直しを図ることにします。その他については、新たな被害想定等の公表、都市計画マスタープラン、防災関連計画（地域防災計画、津波避難計画等）などの上位関連計画の見直しに応じて、適宜本計画の見直しを行います。

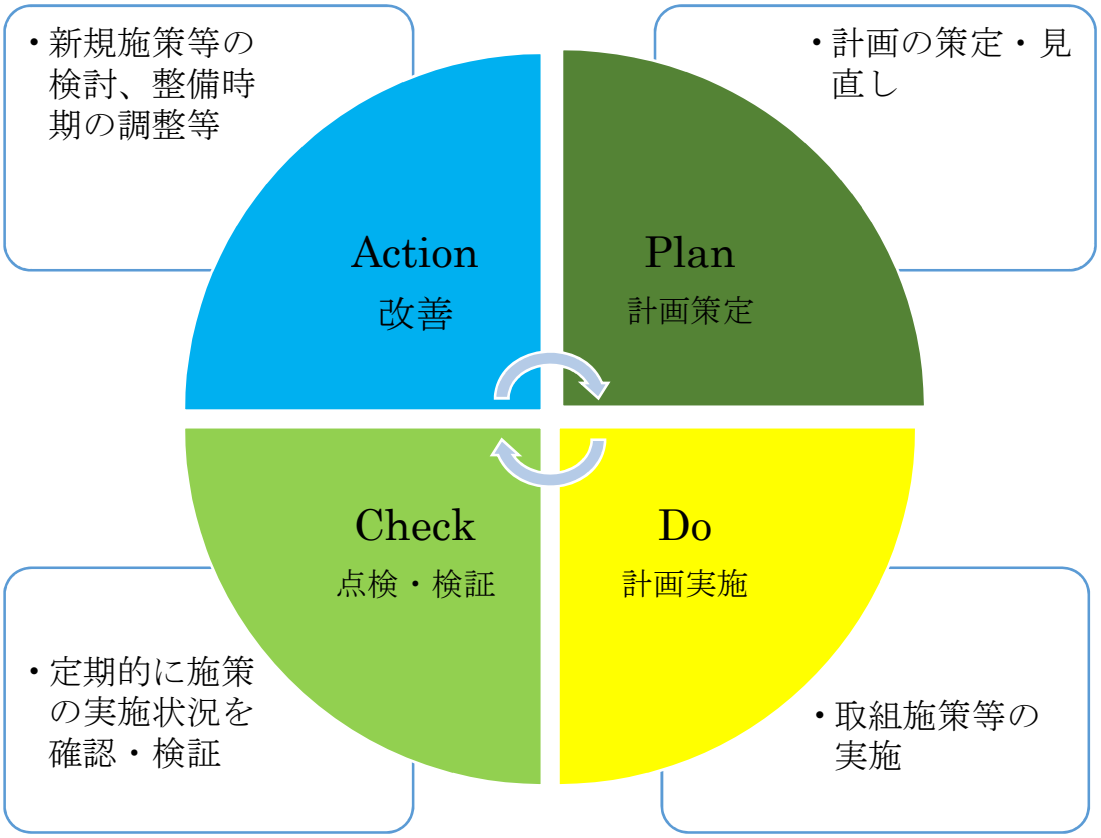

7-2 都市計画マスタープランとの調和

本市において津波防災地域づくりを総合的に推進するため、都市計画に関する基本的な方針を示した佐伯市都市計画マスタープランとの調和を図るとともに、今後、必要に応じて、津波防災の観点を踏まえながら土地利用や都市施設などの見直しについて検討を行います。